

平成 30 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

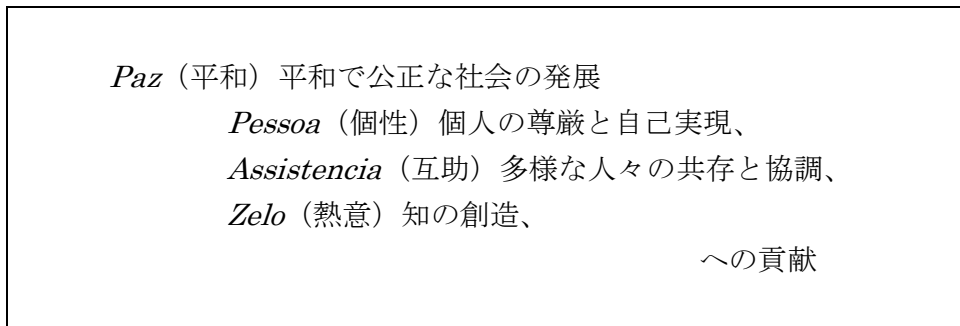
平成 30(2018)年 6 月
群馬パース大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等.....	1
II. 沿革と現況.....	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価.....	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	21
基準 3. 教育課程	46
基準 4. 教員・職員	62
基準 5. 経営・管理と財務	71
基準 6. 内部質保証	82
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価.....	88
基準 A. 地域への貢献	88
基準 B. 国際交流の推進	91
V. 特記事項.....	95
VI. 法令等の遵守状況一覧.....	96
VII. エビデンス集一覧.....	108

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神



すべての人々が「Dum Spiro Spero ～人には生命ある限り希望がある～（以下、「基本理念」という。）」を「PAZ グループ（図 1-1（【資料 F-2】より抜粋）」の基本理念とした中から創設された、学校法人群馬パース学園（以下、「本法人」という）は、平成 10（1998）年、人口 3,000 人ほどの高山村に看護短期大学を開設した。法人名と同じ、平和「Paz」を大学名にし、「群馬パース看護短期大学」とした。



図 1-1 PAZ グループ構成図

「Paz—平和」は、16 世紀、日本に初めて西洋医学を紹介したポルトガル人「ルイス・デ・アルメイダ」にちなんで、ポルトガル語から選んだ。

Paz は、すべての人が、「美しく、健やかに、元気で」老いる社会の実現を求めて、大学

名の Paz には、「平和で公正で安定し成長する」社会を希求する大学であることを示し、同時に大学も学生も「平和・公正・安定・成長」を旨とすることとしている。

看護短期大学の設立当初には、P、A、Z の各文字に Pessoa（人々・人類）、Assistencia（保健・医療・福祉）、Zelo（貢献・献身）という個別の概念を付与した。そこには「人類愛を抱き、看護を通して保健医療福祉に貢献する」という理念が込められている。その後、看護短期大学から「群馬パース大学（以下、「本学」という。）」に成長する過程で、看護短期大学の理念を発展させ、P、A、Z を現在の Pessoa（個性）、Assistencia（互助）、Zelo（熱意）として再構成した。これにより、群馬パース大学では、学生の「一個人、社会人、職業人」としての能力を磨くことを教育の三本柱とすることとした。

P、A、Z の表す能力をそれぞれ「柔軟な知的適応能力」、「円満な対人協調能力」、「有用な業務遂行能力」と呼び、簡略にして「P 力、A 力、Z 力」と書く。三つの力を併せて総合的な人間力を持った人材を世に送り出すことが、本学の使命であり、どんな地域であっても「PAZ グループ」の基本理念の体現者となり、「美しく、健やかに、元気で」老いる社会の実現に必要な人材となってもらいたいと願う。

2. 群馬パース大学の使命・目的

上記で説明したように、本学が大学名とする「Paz—平和」を希求する力（PAZ 力）を持った専門職を育成し、一人でも多くの PAZ 力を持った専門職を社会に送り出すことを本学の使命とするが、臨床の現場と教育とを循環させ、大学院や研究所活動を通じて再教育の仕組みを確立させることも大切な使命としている。

本法人は、医療法人を含む他の 5 つの法人とともに「PAZ グループ」を構成している。6 法人が基本理念を基に「美しく、健やかに、元気で」老いる社会の実現を目指し、事業展開をしている。

学校法人がグループ法人と密接な相互関係を持ち、医療・福祉の現場と一体的つながりをもった教育・研究機関であること、また、それらの周辺をサポートする関連会社があり、本学と積極的な協力関係を築いていること、そしてそれらを背景に本学が地域に存在する意義を持たせるように努めている。

3. 本学の個性・特色等

本学の建学の精神及び教育目標を、本学に学ぶ学生が理解できるよう、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明確にし、「学生自身が、三つのポリシーの関係の背後にある大学の特色を理解する。」ことが重要であるという視点に立ち、毎年 1 年生全員に学長特別講義を実施する中で「P+A+Z=PAZ」という概念を以下のとおり説明している（図 1-2 学長特別講義資料（抜粋））。

一年次プログラム講義資料 2017年5月10日1号館（同18日4号館） 栗田昌裕

群馬パース大学の教育体系の理解と記憶のために

■本学の名称 PAZ（パース）は、16世紀に日本に初めて西洋医学を紹介し、日本初の病院を作ったルイス・デ・アルメイダにちなんでポルトガル語から選ばれた。

■「PAZ」は平和を意味し、「**平和で公正で安定し成長する**」社会を希求する大学であることを示し、同時に、**大学も学生も「平和・公正・安定・成長」を旨とする**ことを示す。
注：公正とは、規則を守ること、道を外れないこと。

■「P、A、Z」の各文字には、**Pessoa（個性）、Assistencia（互助）、Zelo（熱意）**という個別の概念が付与されている。読み方は、ペーソン、アシステンシア、ゼロ。

■この対応に基づいて、学生の「**一個人、社会人、職業人**」としての側面を高めた能力を磨くことを本学の「**教育の三本柱**」とする。

■P、A、Zの示す三つの能力を「**P力、A力、Z力**」とも書き総合能力を「**PAZ力**」と呼ぶ。それぞれの基本の表現は以下の通り。

「**柔軟な知的適応能力**」、「**円満な対人協調能力**」、「**有用な業務遂行能力**」

■本学は三力を併せて総合的な人間力をもった人材を世に送り出すことを目指す。ここで
P力は「**学識を増し、見識を磨き、人として成熟し、適応力を高める**」ことで、
A力は「**共感力、協調力、交流力を高めて、円満な対人能力を伸ばす**」ことで、
Z力は「**専門的な知識と技能を真摯に学び、有用な仕事力を修得する**」ことでそれぞれ得られる。下表では、以上の内容を整理したもの。

用語	意味する内容	
PAZ（平和）	平和・公正・安定・成長を希求する	
Pessoa（個性）	柔軟な知的適応能力	（一個人としての側面）
Assistencia（互助）	円満な対人協調能力	（社会人としての側面）
Zelo（熱意）	有用な業務遂行能力	（職業人としての側面）

■医療の場で言えば、P力、A力、Z力は以下の内容を含む。

P力：「**問題意識を高め、人格を磨き、倫理観を養い、研究する能力の基礎を育むこと**」。

A力：「**医療の現場で出会う人々に真摯に向き合い、思いやり、優しさ、共感を持って接し、的確なコミュニケーション能力を発揮し、チーム医療のセンスを育て、地域や社会に貢献する意志を養うこと**」。

Z力：「**日々進歩する医学医療の知識と技術を的確に学び、向上心を失わずに努力し、役割を理解し、医療の現場のさまざまな問題を発見し、評価し、解決し、主体的、意欲的、効率的にかつ責任感をもって職能を発揮する基礎を習得すること**」。

図 1-2 学長特別講義資料（抜粋）

P=個人的側面—知的適応能力、A=社会的側面—対人調整能力、Z=職業的側面—業務遂行能力として、これを組み合わせ、「平和・公正・安定・成長」を目指している。

本学は、グループ法人である「医療法人社団ほたか会」の実践を通じた人材育成の必要性から創設されたものである。医療法人社団ほたか会では、病院・診療所・介護老人保健施設・ケアハウス・通所リハビリテーション等を運営している。これにより成立した臨床と教育のつながりの中から、指導者の育成と研究機能が求められるようになり、大学院の開設が導かれた。また、各株式会社では、福祉施設関連事業、医療職のための職業紹介事業及び学生支援関係事業等を営んでいる。

創設 21 年目を迎えた本学では、教職員全体で、大学を積極的に活動させることに取り組める状況である。学生数も、比較的小規模であることの利点が、教学や学生支援にも反映されている。

学校法人と大学の関係も毎月 1 回開催される学園運営会議の実施により、経営側と教学側の意思疎通、連携、協働が円滑であり、機動的な意思決定がなされ、責任が明確にされ、大学の管理運営が統括されている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 09 年 12 月	群馬パース看護短期大学の設置認可
平成 10 年 04 月	群馬パース看護短期大学の開学
平成 10 年 04 月	看護学科第 1 回入学式の挙行
平成 12 年 12 月	地域看護学専攻科の設置認可
平成 13 年 03 月	看護学科第 1 回卒業証書授与式の挙行
平成 13 年 04 月	地域看護学専攻科第 1 回入学式の挙行
平成 13 年 12 月	理学療法学科の設置認可
平成 14 年 03 月	地域看護学専攻科第 1 回修了証書授与式の挙行
平成 14 年 04 月	大学名を「群馬パース学園短期大学」へ変更
平成 14 年 04 月	理学療法学科第 1 回入学式の挙行
平成 15 年 09 月	高崎キャンパスの開設
平成 16 年 11 月	群馬パース大学の設置認可
平成 17 年 04 月	群馬パース大学の開学
平成 17 年 04 月	保健科学部看護学科、理学療法学科第 1 回入学式の挙行

群馬パース大学

平成 20 年 10 月	群馬パース大学大学院の設置認可
平成 21 年 03 月	保健科学部看護学科、理学療法学科第 1 回学位記授与式の举行
平成 21 年 04 月	群馬パース大学大学院の開学
平成 21 年 04 月	大学院保健科学研究科保健科学専攻修士課程第 1 回入学式の举行
平成 22 年 02 月	新キャンパス（1 号館）の竣工
平成 23 年 03 月	大学院保健科学研究科保健科学専攻修士課程第 1 回学位記授与式の举行
平成 24 年 08 月	保健科学部看護学科が助産師学校の指定を受ける
平成 25 年 02 月	検査技術学科棟（2 号館）の竣工
平成 25 年 04 月	保健科学部検査技術学科第 1 回入学式の举行
平成 25 年 10 月	体育棟（3 号館）の竣工
平成 29 年 03 月	放射線学科・臨床工学科棟（4 号館）の竣工
平成 29 年 04 月	保健科学部放射線学科・臨床工学科第 1 回入学式の举行
平成 30 年 04 月	大学院保健科学研究科保健科学専攻博士後期課程第 1 回入学式の举行

2. 本学の現況

・大学名

群馬パース大学 群馬パース大学大学院

・所在地

群馬県高崎市問屋町一丁目 7 番地 1 【1 号館】

（看護学科・理学療法学科・図書館棟）

群馬県高崎市問屋町一丁目 8 番地 1 【2 号館】（検査技術学科棟）

群馬県高崎市問屋町一丁目 3 番地 8 【3 号館】（体育棟）

群馬県高崎市問屋町三丁目 3 番 4 【4 号館】（放射線学科・臨床工学科棟）

群馬県吾妻郡高山村中山 6859-252 【グラウンド】

・学部構成

学部等	学科、専攻・課程
保健科学部	看護学科、理学療法学科、検査技術学科 放射線学科、臨床工学科
大学院保健科学研究科	保健科学専攻 博士前期課程 保健科学専攻 博士後期課程

・学生数、教員数、職員数

保健科学部の定員及び在籍学生数

学部	学 科	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	在籍学 生総数	編入 学生数 (内数)	b/a
				(a)	(b)		
保健科 学部	看護学科	80	-	320	350	0	1.09
	理学療法学科	60	-	240	283	0	1.18
	検査技術学科	60	-	240	275	0	1.15
	放射線学科	70	-	280 (140)	161	0	0.58 (1.15)
	臨床工学科	50	-	200 (100)	122	0	0.61 (1.22)
合 計		320	-	1,280 (1,040)	1,191	0	0.93 (1.15)

※ () 内は学科増学年進行中の数値

保健科学研究科の定員及び在籍学生数

研究科	専 攻	入学 定員	収容 定員	在籍学生 総数	b/a
			(a)	(b)	
保健科学研究科	保健科学専攻 博士前期課程	8	16 (14)	19	1.19 (1.35)
	保健科学専攻 博士後期課程	2	6 (2)	3	0.5 (1.5)
合 計		10	22 (16)	22	1.0 (1.38)

※ () 内は収容定員増及び新規開設学年進行中の数値

保健科学部の教員数

学部・学科		専任教員数					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
保健科学部	看護学科	7	5	11	5	28	2
	理学療法学科	5	4	3	3	15	1
	検査技術学科	6	2	4	2	14	3
	放射線学科	8	3	1	1	13	3
	臨床工学科	4	1	4	4	13	2
保健科学部計		30	15	23	15	83	11

保健科学研究科の教員数

研究科・専攻、研究所等		研究指導教員及び研究指導補助教員		
		研究指導教員	研究指導補助教員	計
保健科学研究科	保健科学専攻 博士前期課程	20	5	25
	保健科学専攻 博士後期課程	14	1	15
保健科学研究科計		34	6	40

*一部保健科学部との兼担

職員数	
正職員	34
その他	11
計	45

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

大学の使命・目的及び教育目的の具体的な明文化と簡潔な文章化については以下のようになっている。

本学及び群馬パース大学大学院（以下、「本学大学院」という。）の使命・目的については、「群馬パース大学学則」（以下、「学則」という。）第 1 条及び「群馬パース大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）【資料 F-3】第 2 条に定めている。

大学の使命は、「建学の精神」に学生の理解が深まる表現を用いた補足説明を加え表記している。

本学ホームページ、学生便覧等における「建学の精神」の補足説明

Paz は、平和を意味するポルトガル語、パース（Paz）に由来します。同時に Paz にはこの 3 文字を頭文字とする Pessoa（個性）、Assistencia（互助）、Zelo（熱意）の意味が与えられています。

Paz（平和） 平和で公正な社会の発展

Pessoa（個性）

Assistencia（互助）

Zelo（熱意）

個人の尊厳と自己実現、

多様な人々の共存と協調、

知の創造、

への貢献

次に大学及び大学院の目的は、簡潔な表現で以下のように具体的に文章化されている。

【大学の目的】

豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献することを目的とします。

【大学院の目的】

現代医療の高度化、複雑化、多様化に幅広く対応するために、保健科学を看護学、理学療法学、病因・病態検査学、放射線学、臨床工学の立場から探求するとともに、保健科学に共通する高度な学術的基盤を修得し、各分野における次世代を担える研究能力と豊かな人間性を備え、その分野で活躍できる教育者、研究者、指導者を育成することを目的とする。

本学の教育目的とは以下の教育目標を指すものである。これを基本理念において、より明確な表現に展開すると共に、育成する人材のより具体的な人物像を、学部、学科及び大学院の教育目的（教育目標）として学則及び大学院学則【資料 F-3】で規定し、学内外に示している。

これらの教育目的（教育目標）等は、本学ホームページ（以下、「本学 HP」という。）において広く開示されている。保健科学部及び保健科学研究科について以下に示す。

(ア) 保健科学部

1) 看護学科教育目標

1. 生命の尊厳を認識し、個人の人格を尊重する豊かな人間性と高い見識の育成
2. 看護の基本的知識・技術に基づき、ヒューマン・ケアを実践できる能力の育成
3. 保健・医療・福祉その他の領域との協調性と調整能力の育成
4. 看護の向上を目指し、自己研鑽する能力の育成
5. 看護を通して地域社会に主体的かつ創造的に貢献できる能力の育成
6. 国際社会に関心をもち、貢献できるための基礎的な能力の育成

2) 理学療法学科教育目標

1. 人を広く深く理解し、人と関わりあえる理学療法士の育成
2. チーム医療の実践、他職種と連携できる理学療法士の育成
3. 広範な理学療法ニーズに対応できる理学療法士の育成
4. 地域リハビリテーション領域で活躍できる理学療法士の育成
5. 多様化するニーズに応えられる理学療法士の育成

3) 検査技術学科教育目標

1. 建学の精神に基づいた幅広い教養と高い倫理観及び使命感を備えた人材の育成
2. 生命科学や検査技術学を生かした分野で貢献できる人材の育成
3. 科学的根拠に基づく適切な判断能力と問題解決能力を持つ人材の育成
4. 検査値から病態を推測し診療支援ができる人材の育成

4) 放射線学科教育目標

1. 放射線医学領域に重点を置いた教育・臨床・研究による専門性と豊かな人間性を兼ね備えた診療放射線技師の育成
2. 脳機能イメージングなどの生理学的な活性機能画像、MDCT や MRI などの画像データの収集に関する原理、機器の基本構成、その利用に関する基礎知識や技術、「読影の補助」などの画像診断学的知識・技術を有する診療放射線技師の育成
3. デジタル医療画像や電子カルテなどの情報を処理し、患者を中心とした他職種間との協働と多職種による連携からなる「チーム医療」を推進できる診療放射線技師の育成
4. 強度変調放射線治療 IMRT など、コンピュータ処理による治療計画と連動したコンピュータ制御の特殊照射法、3次元治療計画装置やコンピュータ処理の基礎的知識や臨床応用技術を習得し、正確で効果的な放射線治療を支える診療放射線技師の育成
5. 社会のニーズに応えられる質の高い医療を実践できる問題発見と問題解決能力を持った診療放射線技師の育成
6. 医療に関わるさまざまな課題に取り組み、研究の立案、解決法の提示、研究の流れ、結果の解釈などを自ら臨床実践し、かつ、結果を集約できる研究者である診療放射線技師の育成

5) 臨床工学科教育目標

1. 人間を総合的に捉え、人間に深い愛情を持つ、豊かな人間性を有する臨床工学技士の育成
2. 複雑化・高度化する医療技術に対応し、医療現場における安全性の向上に貢献できる確かな技術と知識を有する臨床工学技士の育成
3. 思考力、洞察力、判断力を持ち、医療の現場における諸問題に的確に対応できる問題解決能力を持った臨床工学技士の育成
4. 医療者としてのマナーとモラルを重んじ、高い倫理観を備えた臨床工学技士の育成
5. 医療を総合的に捉え、医療現場におけるチーム医療の一員として他職種との連携・協働を推進できる臨床工学技士の育成
6. 臨床工学技士という職業について高い誇りを持ち、生涯に渡り自己研鑽を続ける、向上心と使命感を持つ臨床工学技士の育成
7. 医療分野におけるさまざまな国内外の課題に対し、自ら進んで問題意識と研究意識を持ち、医工学の発展に寄与することのできる臨床工学技士の育成

(イ) 保健科学研究科

1) 保健科学研究科（博士前期課程）教育目標

1. 高度な専門知識・能力を有する実践者の育成

高度な倫理観と社会に対する深い洞察力、保健医療をとりまく社会システム、医学・医療の最新の知識を有し、根拠に基づいた高度な保健医療の実践を提供し、その結果を分析、蓄積するとともに、実践を研究、教育へと還元できる人材を育成する。

2. 保健医療分野においてリーダーシップを発揮する指導者の育成

保健医療システムを包括し、対象者の QOL 向上のために資源を活用し、他職種との協働の中でリーダーシップを発揮し、ケアを推進できる人材を育成する。

3. 実践分野において研究能力・教育能力を発揮する実践者・指導者の育成

臨床現場において生じる実践上の問題を抽出・分析し、その解決を図るために研究を推進・指導できる人材を育成する。また、臨床現場での新卒者、現任者を対象とする卒後教育、医療専門職養成機関での教育実践において、教育理論に基づいた教育方法を開発・構築し、実践できる人材を育成する。

2) 保健科学研究科（博士後期課程）教育研究上の目的

大学院修士課程における教育・研究を通して養われた知識や技術による高度な専門能力をさらに高め、医療科学領域において国際的な視野に立ち、自ら独創性の高い研究を遂行、指導できる教育・研究者、及び医療現場の高度な専門技術者を育成することを目的とする。

このように本学は使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映させ、各媒体でその趣旨を一貫した形で明示している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は大学の目的を踏まえ、開学以来一貫して建学の精神に基づいて保健医療専門職を育成しているため、大学の使命・目的及び教育目的は策定されてから現在まで大きな変更はない。しかしながら、各職種養成所の指定規則改正等の法令改正や、社会情勢の変化に注視し、本学の「中長期目標・中長期計画（以下、「中長期計画」という。）」の見直しを実施されるときなど、必要に応じて本学の使命・目的及び教育目的の見直しを実施していく予定である。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の組織図を図 1-2-1 に示す。大学内の審議事項は各種会議などで発議され、教授会、研究科委員会又は大学協議会にて承認され周知される。審議内容が法人を含む場合は大学協議会から発議され、学園運営会議又は理事会にて承認され周知される。教職員への周知は、学科会議、事務局会議などを通して全員に行われる。

その意思決定機構の中で、教職員は学科会議、各種委員会等に参加し、意思決定プロセスに関わる。また意見なども前述の各種会議を通して十分に尊重され、組み込まれる仕組みとなっている。

群馬パース大学／群馬パース大学大学院 組織図

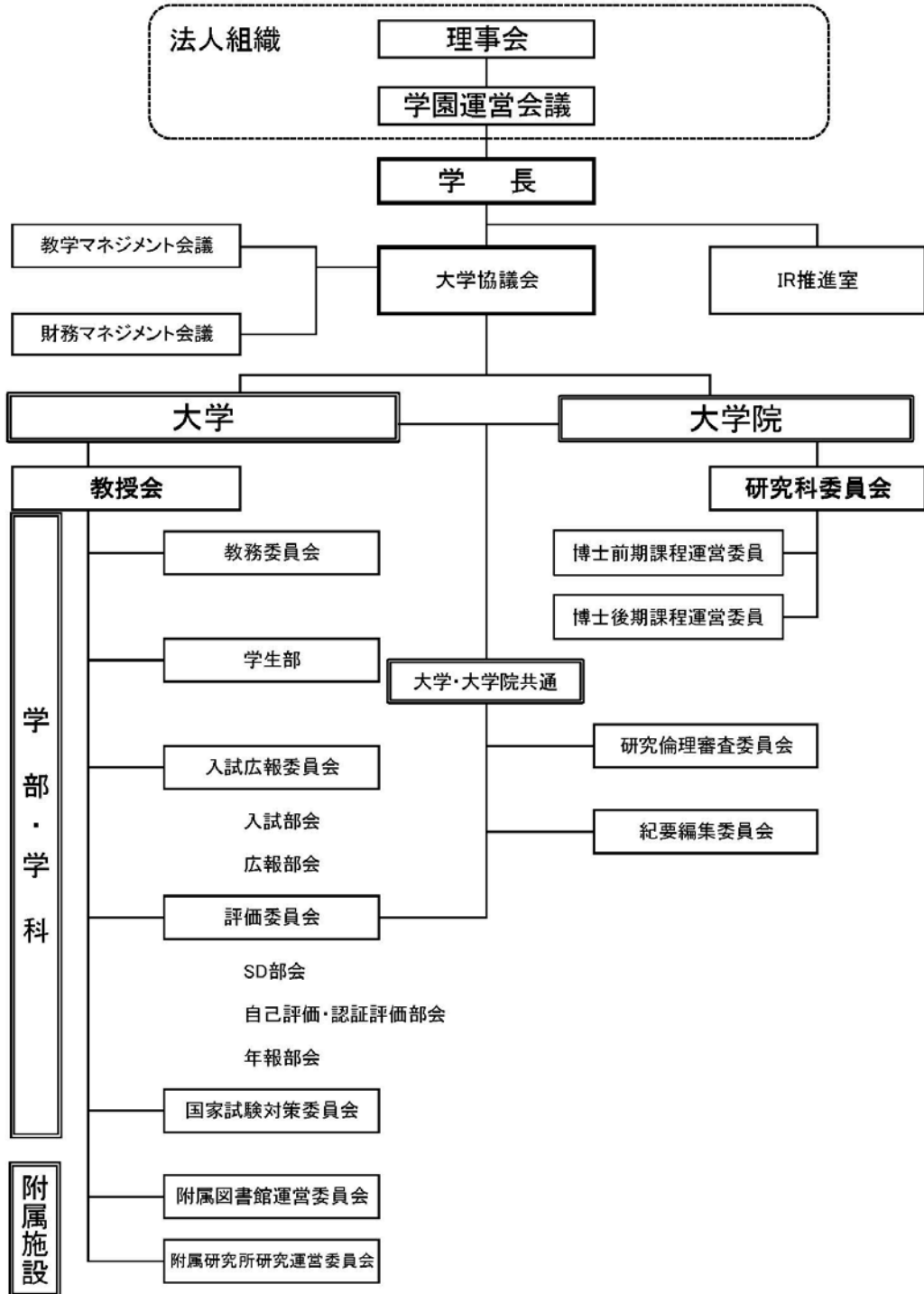


図 1-2-1 群馬パース大学・群馬パース大学大学院組織図

1-2-② 学内外への周知

本学の使命である建学の精神、大学の目的及び教育目標は以下の形で周知される。

学外に対する周知は、本学 HP 及び大学案内【資料 F-2】に掲載している。同じく、大学院の目的を学外に周知するため、本学 HP に掲載している。

一方、学内に対する建学の精神、大学の目的及び教育目標の周知は、学生の一番目につきやすい 1 号館学生ホールの壁面や附属図書館の出入口、また 4 号館の 2 階出入口に掲げる他、学生便覧【資料 F-5】を通して行っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の中長期計画【資料 1-2-1】は、平成 28（2016）年 3 月に策定されたものを、平成 30（2018）年 3 月に見直した（理事会承認）。今後も中長期計画は本学の重要な位置づけとし、大学協議会と学園運営会議が中心となり定期的な見直しを実施する。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

保健科学部、保健科学研究科（博士前期課程）及び保健科学研究科（博士後期課程）の三つのポリシーを以下に示す。

（ア）保健科学部

1) ディプロマ・ポリシー（全学科共通）

本学は、建学の精神に基づき保健医療専門職の質を高め、地域保健医療の発展に寄与することを教育の目標に掲げ、本学の学士課程に共通する学位授与の方針を定めている。

【知識・理解】

- ・保健医療専門職としての基礎的知識と、社会人としての教養を身につけている。
- ・多様な情報を適切に分析し、問題解決する方法を理解している。

【思考・判断】

- ・保健医療分野の諸課題を見出し、科学的洞察による的確な判断ができる。

【技能・表現】

- ・先進・高度化する専門分野の基本的技術を提供することができる。
- ・チーム医療を実践するための、コミュニケーション能力を身につけている。

【関心・意欲】

- ・生涯にわたって専門分野を探究し、その発展に貢献する意欲を持っている。
- ・人と社会に深い関心を持って、地域の保健医療に寄与できる。

【態度】

- ・人権を尊重し、高い倫理観を持って社会に貢献する姿勢を身につけている。

2) カリキュラム・ポリシー（全学科共通）

本学保健科学部は、その建学の精神に基づき、地域保健医療の発展に寄与する人材を養成するため、看護学科、理学療法学科、検査技術学科、放射線学科、臨床工学科を置き、次のとおり学部の教育課程の編成方針を定めている。

1. 保健科学部の教育課程は、教養科目群・共通基盤科目群、専門基礎科目群、専門

科目群から構成される。

2. 教養科目群は社会人としての教養、問題解決能力、コミュニケーション能力を身につけるため、「人と社会及び自然の理解」の科目群と「情報と言語の理解」の科目群に大別された広範な科目を5学科共通科目として開設する。
3. 共通基盤科目群は、初年次において大学での学習に対する準備状態を整え、専門領域の学習への関心と意欲を高めるための科目を開設する。また、今日の医療において必須事項であるチーム医療に関する意識を高めるための科目を配置する。
4. 専門基礎科目群は、医療専門職を養成する5学科それぞれに展開される専門領域の理論、技能の習得のための学術的基盤となる科目を開設する。
5. 専門科目群は各学科の専門領域とそれに関連する理論、技能を学ぶ科目を開設する。
6. 各科目は「知識・理解」、「思考・判断」、「技能・表現」、「関心・意欲」、「態度」の要素からなる本学のディプロマ・ポリシーを達成するよう、4年間を通して体系的に配置する。さらに、これら5つの要素を総合的に発揮することによる高い実践力を獲得するため、専門科目群に実習科目を置く。

3) アドミッション・ポリシー

本学保健科学部のアドミッション・ポリシーでは、「高等学校における教科・科目の学習」や「日常生活、学校生活、社会活動等」について、どのような視点で人としての資質形成に努めるかを記載した上で、各学科別にアドミッション・ポリシーを以下の通り示している。

①看護学科

- ・人が好きで、人を思いやり、人を援助することに労力を惜しまない人
- ・相手の立場に立ってものごとを考えることのできる人
- ・看護学に興味をもち、学ぶ意欲にあふれ、主体的に学習する姿勢のある人

②理学療法学科

- ・人が好きで、人を思いやり、人を援助することに労力を惜しまない人
- ・明るく元気で、向上心のある人
- ・学ぶ意欲、挑戦する意欲があり、主体的に学習する意志のある人
- ・理学療法を通じて社会に貢献しようという強い意志を持っている人

③検査技術学科

- ・”人”を思いやる心を持ち相手の立場に立って物事を考えることができる人
- ・“臨床検査”という学問と技術を学び医療に貢献しようとする意欲のある人
- ・社会に対し積極的に関わり、生命科学や検査技術学を生かし多様な分野で貢献しようとする意欲のある人
- ・協調性があり、独創性と粘り強さで問題を解決しようとする人

④放射線学科

- ・“人”を思いやる心、労る心を持ち、相手の立場に立って物事を考えることができる人
- ・生命科学や放射線科学を生かし多様な分野で貢献しようとする意欲のある人
- ・学ぶ意欲、挑戦する意欲があり、粘り強く主体的に学習する意志のある人
- ・社会に対し積極的に関わり、コミュニケーションを大事にできる人

⑤臨床工学科

- ・“人”を思いやる心、労る心を持ち、相手の立場に立って物事を考えることができる人
- ・臨床工学を深く学び、チーム医療及び医療の質に貢献しようとする意欲のある人
- ・学ぶ意欲、挑戦する意欲があり、粘り強く主体的に学習する意志のある人
- ・社会に対し積極的に関わり、コミュニケーションを大事にできる人

(イ) 保健科学研究科

1) 博士前期課程

①ディプロマ・ポリシー

保健科学研究科博士前期課程を修了し、次に該当するものに修士（保健学）の学位を授与する。

1. 保健医療専門職としての基礎的知識、科学的根拠及び高い倫理観に基づいて問題の探求・解決を図る高度な研究能力を有する。
2. 保健医療分野の諸課題に関して、科学的な手続きと洞察に基づく的確な判断能力を有する。
3. 先進・高度化する専門分野の基本的技術を提供する実践能力を有する。
4. 地域保健医療の実践現場で他の分野と連携して社会に貢献できる教育能力を有する。

②カリキュラム・ポリシー

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる人材を養成するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

1. 研究者としての基盤の涵養

研究能力の基盤を形成するために、共通科目に「研究方法特論」、「研究方法論Ⅰ～Ⅴ」、「応用英語」、「保健医療統計学」などの科目を設置する。又、専門の領域における研究実践の方法、すなわち研究テーマの設定から学位論文の完成までを段階を追って教育するために、専門科目に各領域の「特論」、「演習」、「特別研究」を設置する。

2. 高度な実践力とリーダーシップの涵養

保健医療分野におけるリーダーに必要な、専門領域の枠を超えた総合的・学際的な教育を行うために、共通科目に「医療倫理学特論」、「医療経営・管理学特論」、「人体の構造と機能学特論」、「加齢医学特論」、「家族社会学特論」、「保健学特別セミナー」などの科目を設置する。特に、「保健学特別セミナー」は幅広い視野の育成と

いう目的に加え、協働（チームアプローチ）の重要性に鑑み必修科目として設置する。

3. 専門領域における教育能力の涵養

教育機関での教育志向だけでなく、保健医療の様々な場面における教育活動を想定した医療専門領域における教育学の教育を行うために、共通科目に「教育学」を設け、さらに専門科目の「特論」、「演習」のなかで領域ごとに、より実践的な内容を盛り込む。

履修計画では、体系化された所属専門領域の「特論」、「演習」、「特別研究」を基本に置く。並行して学ぶ共通科目は一部を除き、学習ニーズ、学習進度に合わせて年次にかかわらず柔軟に履修できるように配置する。また、家庭や職場など社会的事情により標準修業年限（2年）での修業が困難な場合に、標準修業年限を超えて履修可能な長期履修制度を設ける。以上のように、少人数教育の利点を活かし、学習者の志向・ニーズに対応できる柔軟で特色のある大学院プログラムを提供する。

③アドミッション・ポリシー

保健科学研究科博士前期課程ではアドミッション・ポリシーを以下のとおり定める。

1. 高度な専門知識・能力を有し、実践の場を通して研究・教育に携わっていきたいと考えている人
2. 保健医療分野において対象者のQOLの向上に寄与したいと考えている人
3. 実践上の問題を抽出・分析し、その解決に努力を惜しまない人
4. 教育理論に基づいた教育方法を開発構築し、卒後教育に活かそうと考えている人

2) 博士後期課程

①ディプロマ・ポリシー

保健科学研究科保健科学専攻（博士後期課程）を修了し、次に該当するものに博士（医療科学）の学位を授与する。

1. 独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた人材
2. 医療・保健科学分野の教育を行う大学あるいは大学院における教育・研究指導ができる人材
3. 医療現場において、高い倫理観と高度な専門知識に基づいた実践能力を持ち、自立的な研究ができる人材
4. 科学的エビデンスを構築しながら研究開発ができる人材

②カリキュラム・ポリシー

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる人材を養成するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

1. 高い倫理性と強い責任感、課題遂行力の涵養

共通科目において、社会的理解を得るための生命倫理に則った研究デザインと倫理的行動能力を修得することを目的とした「生命研究倫理論」と、自らの研究分野以外の幅広い知識と課題に適した研究法を選択できる能力を修得することを目的と

した「医療科学研究法」の科目を設置する。

2. 創造性豊かな優れた研究・開発能力の涵養

専門科目において、科学的エビデンスを構築するための高度解析技術や最新評価法などを修得することを目的とした「特講科目」と、各領域の解決すべき課題を広く探求し、課題解決思考を発展させるため、英文文献講読と教員との討論により、研究の評価・応用能力を養い、国際的な情報発信ができることを目的とした「演習科目」、さらに、医療科学における新たな知見を得るための研究を行い英文論文として公表できることを目的とした「特別研究」を設置する。

③アドミッション・ポリシー

保健科学研究科博士後期課程ではアドミッション・ポリシーを以下のとおり定める。

1. 科学的・論理的な思考に基づいて独創的かつ実践的な研究を遂行することに意欲のある人
2. 医療・保健科学分野の教育を行う大学、あるいは大学院における教育・研究指導に意欲のある人
3. 医療現場において、高い倫理観と高度な専門知識に基づいた実践能力を持ち、自立的な研究を行うことに意欲のある人
4. 科学的エビデンスを構築しながら研究開発を行うことに意欲のある人

保健科学部及び保健科学研究科の三つのポリシーは、中長期計画により、具体的目標に変更の必要があった場合、各委員会を通して審議され、教授会及び研究科委員会を経て大学協議会にて決定され、学園運営会議の承認を経て速やかに反映される仕組みとなっている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、学則【資料 F-3】第 3 条及び「学校法人群馬パース学園組織規程」（以下、「組織規程」という。）【資料 1-2-2】第 9 条により保健科学部を、そのもとに看護学科（入学定員 80 人）、理学療法学科（入学定員 60 人）、検査技術学科（入学定員 60 人）、放射線学科（入学定員 70 人）、臨床工学科（入学定員 50 人）を置いている。また、教育・研究・実践 3 面の還流を意図して、大学院学則【資料 F-3】第 4 条・第 5 条及び組織規程第 9 条により、本学に大学院保健科学研究科保健科学専攻博士前期課程（入学定員 8 人）、博士後期課程（入学定員 2 人）を置いている。

教育、研究を支える附属機関として、学則第 4 条・第 5 条及び組織規程第 9 条により群馬パース大学附属図書館（以下、「附属図書館」という。）、群馬パース大学附属研究所（以下、「附属研究所」という。）を有する（図 1-2-2）。

組織構成は、学長による学務掌握・職員の監督・教育運営の管理（組織規程第 10 条・第 15 条）のもとに、研究科長が統理する大学院研究科（同第 10 条・第 17 条）、学科長が学務を行う看護学科、理学療法学科、検査技術学科、放射線学科、臨床工学科から成り学部長が統理する保健科学部（同第 10 条・第 18 条・第 19 条 2 項）、附属図書館（同第 10 条・第 23 条）及び附属研究所（同第 10 条・第 24 条）が設置され、重要事項の協議のために研究科委員会（同第 26 条）と教授会（同第 27 条）が、教授会のもとに教務委員会、

学生部、入試広報委員会、評価委員会、国家試験対策委員会が置かれる（「群馬パース大学教授会規程（以下、「教授会規程」という。）」【資料 1-2-3】第 6 条）、という体制で運営されている。

以上から本学では、有機的に大学教員の教育研究をサポートし、また研究内容に関しても群馬パース大学附属研究所などを通して、速やかかつ丁寧にサポートする体制を敷いている。

群馬パース大学／群馬パース大学大学院 教育研究組織図

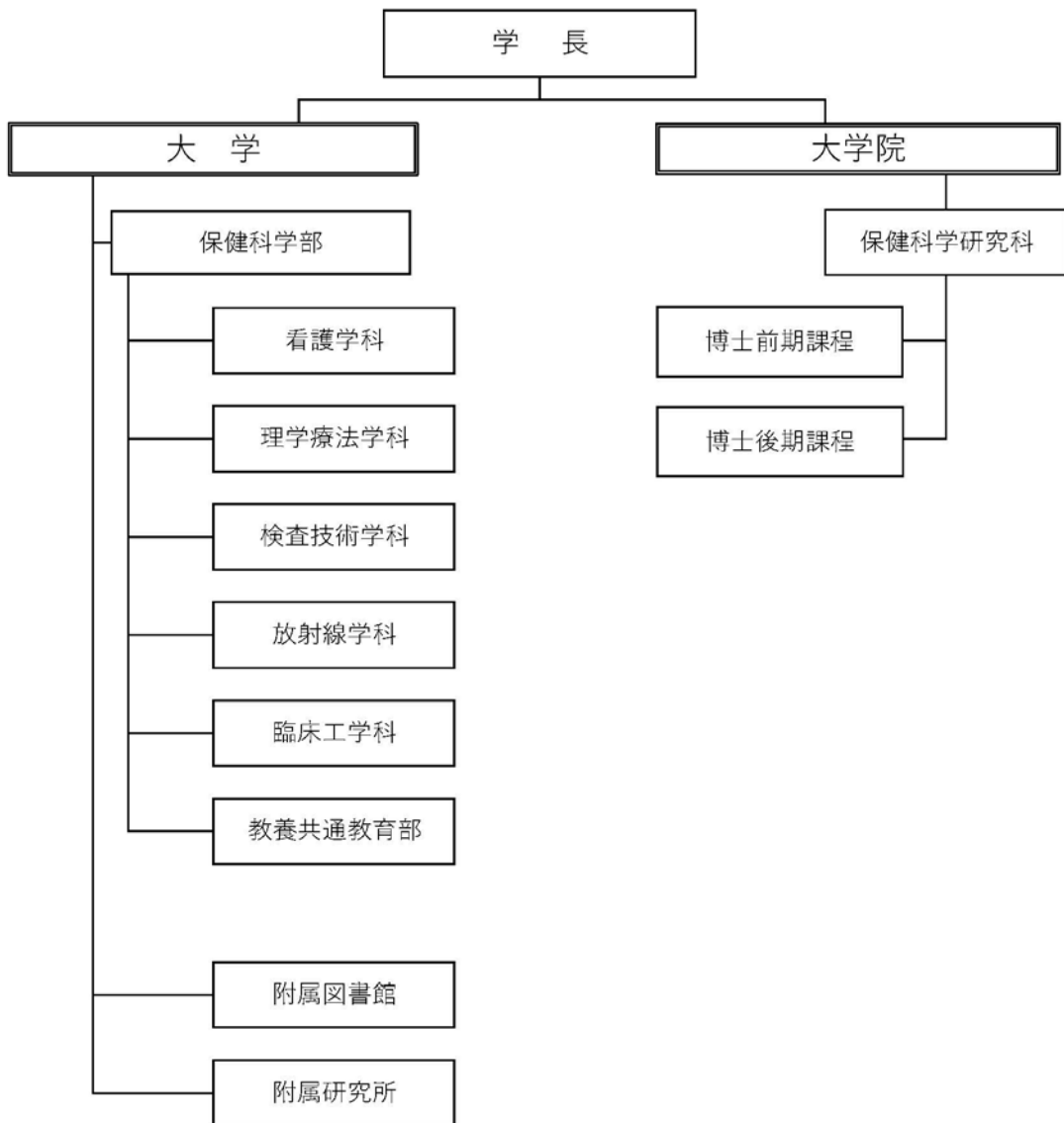


図 1-2-2 群馬パース大学・群馬パース大学大学院 教育研究組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢の変化や大学を巡る状況に迅速かつ適切に対応し、社会のニーズに応えるためにも、今後、大学の使命・目的を的確に遂行していく。大学を巡る状況の変化に対応するため、学長主導による大学協議会と理事会との調整機関である学園運営会議において毎月学内すべての審議事項に対し検証を行っている。また、三つのポリシーや教育研究組織の構成に関しては、中長期計画に基づく学部再編や 2021 年度入試改革に合わせて再確認を実施する。

【基準 1 の自己評価】

大学の使命と目的は、学則の第 1 条に示され、教育目的（教育目標）は簡潔な文章で示されている。

また、大学の使命と目的を時代の変化に適応させるため、平成 29（2017）年に放射線学科と臨床工学科を増設した。使命・目的及び教育目的（教育目標）を達成するための三つのポリシーは、本学 HP で周知されているだけでなく、学内の目につきやすい場所に掲示したり、学生便覧に掲載したりしている。教育研究組織は、図 1-2-2 の通り、教育目的（教育目標）に照らして整備されている。平成 30（2018）年 3 月に見直された中長期計画では、新学科の設置も想定されており、教育目的（教育目標）に基づく三つのポリシーも時代に即して発展させる予定である。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断できる。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

(ア) 保健科学部

本学のアドミッション・ポリシーは教育目的（教育目標）を踏まえ基準 1-2-④にあるように定められている。アドミッション・ポリシーは、学生募集要項【資料 F-4】、大学案内【資料 F-2】、本学 HP に掲載し、本学の情報を収集しようとする受験生、保護者及び高等学校進路指導担当者等に向けて周知している。

本学 HP では、トップページから直接アドミッション・ポリシーの掲載箇所にアクセスできるようにしている。

また、進学ガイダンスやオープンキャンパス等の参加者に対しては、担当者よりアドミッション・ポリシーを直接説明して、その浸透を図っている。

(イ) 保健科学研究科

本大学院のアドミッション・ポリシーは教育目的（教育目標及び教育研究上の目的）を踏まえ基準 1-2-④にあるように定められている。アドミッション・ポリシーは、学生募集要項【資料 F-4】、大学案内【資料 F-2】、本学 HP に掲載し、保健科学研究科受験生等に周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

(ア) 保健科学部

本学ではアドミッション・ポリシーに基づいて各学科の特色、専門分野の特性に応じた能力を持つ学生の確保を目的として、学生募集要項（入学試験要項）を定め入学試験を実施している。

保健科学部入学試験には、AO（アドミッションズ・オフィス）入試、推薦入試、特別入試、一般入試、センター試験利用入試がある。各入試の概要を【資料 2-1-1】に示す。

保健科学部入学試験は、学長の責任のもと「群馬パース大学入学者選考規程」【資料 2-1-2】、「群馬パース大学入試問題作成委員会規程」【資料 2-1-3】、「群馬パース大学入試広報委員会規程」【資料 2-1-4】、「群馬パース大学入試広報委員会入試部会規程」【資料 2-1-5】に基づき、入試広報委員会入試部会及び入試広報課が中心となり実施体制を整備し、入試問題作成委員会及び入試広報課が中心となり入試問題を作成し、全学的に実施している。

入学者の選考に関しては「群馬パース大学入学者選考規程」に基づき、入試部会長を議長とする合否判定会議を開催し合否判定を行い、学長が決定している。

このように実施されている入学者選抜の方法や運用が妥当、適切であるかについては、入学者の追跡調査を入試広報委員会入試部会から IR 推進室にデータ解析を依頼し、その解析結果を入試広報委員会入試部会において検証している。

入試問題の作成分担は【資料 2-1-6】の通りになっている。基礎学力試験は【資料 2-1-7】、一般入試学力検査は【資料 2-1-8】に示すプロセスにより、ヒューマンエラーの発生を抑えるべくチェックを重ね適切に実施している。

以上のように保健科学部ではアドミッション・ポリシーに基づき、「群馬パース大学入学者選考規程」、「群馬パース大学入試問題作成委員会規程」、「群馬パース大学入試広報委員会規程」、「群馬パース大学入試広報委員会入試部会規程」に則って妥当な方法により適切な運用ができていないか検証を重ねながら、入学者選抜が実施されている。

(イ) 保健科学研究科

保健科学研究科ではアドミッション・ポリシーに基づいて、博士前期課程及び博士後期課程各領域の特色、専門分野の特性に応じた能力を持つ学生の確保を目的として、入学試験要項を定め入学試験を実施している。

博士前期課程は入試の実施時期によって A 日程、B 日程、C 日程の入試区分を設けている。同様に博士後期課程は I 期と II 期の入試区分を設けている。

1) 博士前期課程入学試験

看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域において、共通の英語の筆記試験、志望する領域の専門科目に関する筆記試験、面接試験を行い、試験結果及び提出書類を総合して選考する。

2) 博士後期課程入学試験

医療科学領域においては、志望する研究分野に関する英語の筆記試験と口述試験、研究計画等に関する口頭試問を含む面接試験を行い、試験結果及び提出書類を総合して選考する。

保健科学研究科入学試験は、学長の責任のもと研究科委員会が中心となり実施体制を整備し、実施している。入学者の選考に関しては「群馬パース大学大学院入学者選考規程」【資料 2-1-9】に基づき、研究科長を議長とする合否判定会議を開催し合否判定を行い、研究科委員会において選考し、学長が決定している。

以上のように保健科学研究科ではアドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜が実施されている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(ア) 保健科学部

本学の過去5年間の入学定員、入学者数及び入学定員充足率を【共通基礎：様式 2（データ編）】に示す。

開設初年度である臨床工学科における入学定員充足率について、平成29（2017）年度で132%となっているが、平成30（2018）年度においては118%に留めている。それ以外の過去5年間の学科別の入学定員充足率については、125%以内を維持している。

また、保健科学部の収容定員充足率については、過去5年間115%以内を維持している。

以上のように教育を行う環境確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

（イ）保健科学研究科

過去5年間の入学定員と入学者及び入学定員充足率を【共通基礎：様式2（データ編）】に示す。

過去5年間の入学定員充足率（平均比率）は115%となっており、適切に入学者の確保が行われている。

博士前期課程では、看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域に加え、平成29（2017）年度から放射線学領域、臨床工学領域を合わせた5領域の構成に変更している。このことから平成30（2018）年度に入学定員を2人増加した。

以上のように、保健科学研究科では入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

（3）2-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も保健科学部及び保健科学研究科の入学者選抜が、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーに沿った方法により適切に運用できているか検証を重ねながら、アドミッション・ポリシーの周知手段を常に見直し、周知するよう努める。また、これまで同様に入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を確保するための努力を継続する。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

（2）2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修に関する支援及び授業支援に関する方針及び計画は、保健科学部においては教務委員会によって検討され、その実施状況が管理されている。教務委員会は委員長、副委員長、看護学科教員、理学療法学科教員、検査技術学科教員、放射線学科教員、臨床工学科教員、及び事務職員によって構成され、毎月1回開催される【資料2-2-1】。

教務委員会は、①学事予定（年間授業計画）、時間割の策定、教育課程の編成、シラバスの作成、②履修登録管理及びキャップ制の遵守、③出欠・成績管理、修学ポートフォリオ

の推進、④教室や教育機器などハードウェアの保守点検、⑤単位認定及び進級・卒業判定基準の遵守、⑥学籍異動に関する事項の管理等を行っており、教職協働による学生への学修支援の要としての役割を果たしている。検討された内容は教授会に報告され、学長の承認を経て全学に周知されている。

保健科学研究科については、博士前期課程運営委員会及び博士後期課程運営委員会において、同様の活動がなされている【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(ア) 障害を有する学生への配慮

障害を有する学生への配慮については、当該学生が入学する場合には現在のバリアフリー環境に加え、更なる物理的環境や、人的支援を行うべく検討がされている【資料2-2-4】。

(イ) オフィスアワー制度の全学的な実施

オフィスアワー制度は、開講されている全科目の全教員によって実施されており、受付時間と場所等がシラバスを通じて周知されている。このようにオフィスアワー制度を全学的に実施している【資料 F-12】。

(ウ) TA等の活用

TA制度は「群馬パース大学大学院ティーチング・アシスタント (TA) に関する規程」【資料2-2-5】に定められ、運用されている。

実績としては、平成27 (2015) 年度4名、平成28 (2016) 年度0名、平成29 (2017) 年度5名のTAが授業における実技や演習の補助として活動を行っている。

(エ) 中途退学、休学及び留年への対応策

本学では、学生 1 人ひとりに目の行き届いたきめ細やかな支援を行うために担任制度やチューター制度を導入し、随時面談を行うことで学生の状況把握に努めている。

また、Active Academy (アクティブ・アカデミーWeb ポータルシステム) (以下、「アクティブ・アカデミー」という。) を活用して、全教職員が学生の出欠状況や成績状況等を確認し、学生の状況変化に早期に対応できるよう情報共有している。

加えて、中途退学、休学を希望する学生については、担任やチューターが学生本人や保護者と面談を実施し、必要に応じて学科長や他の教員、学生相談室などとも連携をとりながら対応している。

大学院にあっては、目的意識を強く持った社会人が多いため、これまで休退学者は少ない【表 2-3 (データ編)】。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教職員協働による学生への学習支援体制については、アクティブ・アカデミーにおける修学ポートフォリオの活用を進めることが大きな課題である。

現在、修学ポートフォリオの利用状況は、各学生データの参照と学生指導の一部を記録する程度である。今後は、学生指導記録の活用を全教員に徹底したり、学生に修学計画を

記載させたりするなど、修学ポートフォリオを積極的に活用し、在学中のエンロールメント・マネジメントの一助としたい。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では学生部の小委員会に就職支援室運営委員会を設け、キャリア教育及び就職支援全般に関する支援を組織的に行っている【資料2-3-1】。詳細については、以下(ア)キャリア教育に関する支援体制、(イ)就職に関する支援体制で示す。

(ア) キャリア教育に関する支援体制

1) 就職支援室におけるキャリア教育の実施

就職支援室は、就職支援室運営委員会の管理のもと運営されている【資料2-3-2】。

就職支援室は、就職相談室（1号館2階）とキャリアサポートセンター（4号館1階）からなり、両施設共に個別にキャリア支援を行っている。

就職相談室（1号館2階）では、週に1回（4月～10月）産業カウンセラーの資格を有するキャリア相談員を非常勤で配置している。また、必要に応じて就職支援室運営委員の教員がキャリア教育を行える体制も整えている。

キャリアサポートセンター（4号館1階）では、本学のグループ会社の職業紹介部門（メディカル・サフラン）のスタッフが本学の委託を受け、キャリア支援を行っている。

なお、就職支援室における平成29（2017）年度のキャリア相談延べ件数は、看護学科学生484人（4年生の求職者数79人）、理学療法学科131人（4年生の求職者数63人）、検査技術学科135人（4年生の求職者数56人）、放射線学科0人、臨床工学科1人であった。具体的な相談内容は、履歴書添削が287件、小論文・作文の書き方167件、添え状・送り状の書き方33件、面接対策408件であった。

2) 各学科におけるキャリア教育

①看護学科

就職・進学に関するキャリア支援も含めた相談・助言体制は、担任及びチューターにより個別に対応している。

②理学療法学科

就職支援室のキャリア支援と並行して、学科の教員も願書のチェックや面接練習等を行っている。

③検査技術学科

2学年（希望者のみ）と3学年を対象とした学内進路相談会を実施している。企業、衛生検査所、病院、健診センター等の協力を得つつ、キャリア教育の充実を図る。

④放射線学科

キャリア教育の一環として、学外実習を重要視している。特に4年前期に行われる臨床実習は、キャリア教育の場としても捉えている。

⑤臨床工学科

医療従事者以外の医療機器メーカー開発担当者を招き、医療機器の開発と臨床工学技士の関りについて、学ぶことを目的とした職業教育を実施している。

3) インターンシップへの参加支援

本学では、各学科において臨地・臨床実習が行われている。そのため、正規教育課程における現場実習を経験することができる。さらに就職関連の掲示板において、インターンシップに関する情報を提供し、学生課を窓口として積極的な参加を促している。

(イ) 就職に関する支援体制

1) 就職支援室における就職支援の実施

就職支援室はキャリア教育の他に、求人票の管理、学外で行われる就職説明会の周知など就職希望者を対象とした支援を行っている。病院や施設のパンフレットやポスターなど求人票を含めた就職情報については、1号館の図書館の就職コーナーにて閲覧することができる。平成30（2018）年4月より、4号館の図書室にも就職コーナーを設置した。

なお、平成29（2017）年度の求人件数は、看護師462件、保健師93件、助産師160件、理学療法士689件、臨床検査技師340件（件数は同病院・施設の重複有り）であった。

また、平成29（2017）年度の卒業者のうち、就職を希望する者は国家資格を活かした病院や施設、企業等に就職している。就職者数についての詳細は以下に示す（表2-3-1）。なお、放射線学科と臨床工学科の1期生は、卒業が平成32（2020）年度となる。

表2-3-1 平成29年度学科別就職率一覧

卒業生数	求職者数		就職者数		就職率		
	男子	女子	男子	女子			
看護学科80名 (うち進学のみ希望1名)	79名	7名	72名	79名	7名	72名	100%
理学療法学科 63名	63名	34名	29名	63名	34名	29名	100%
検査技術学科 57名 (うち進学のみ希望1名)	56名	17名	39名	54名	17名	37名	96.4%

2) 就職に関する情報提供

本学に届いた求人情報は、就職コーナーだけでなく、アクティブ・アカデミーを通じても提供しており、全学生が学内外を問わず閲覧することが可能である。

3) 就職説明会

就職支援の一つとして、病院、施設、企業の就職担当者を本学に招き、直接学生が面談できる就職説明会を実施している。参加者の専門職員の中には本学OB・OGも多数参加しており、先輩から直接就職の現場の説明を受けることにより、就職に対する強い動機付けとなっている。

4) 就職対策講座の開催

平成29（2017）年度に学内で行われた就職対策講座【資料2-3-3】は、本学の非常勤であるキャリア相談員等が受け持ち実施している。具体的には、国公立の施設に就職を希望する学生のため、地元の資格スクール校に協力を得て公務員対策講座を実施している。平成29（2017）年度には、就職に関する「みだしなみ講座」を新規で実施した。

5) 国家試験に関する支援

本学の学生は、国家資格を必要とした病院、施設、企業などに就職するため、国家試験が不合格の場合、内定が取り消されてしまう場合がある。そのため、国家試験合格のための支援が就職に関する支援と同様に重要となる。

本学では副学長を委員長として、各学科教員及び事務職員から構成される国家試験対策委員会を設け、国家試験対策を全学的な取り組みとしている【資料2-3-4】。

6) 再就職支援等

新規学卒者の事業所産業別離職状況（平成26（2014）年3月厚生労働省調べ）によると、医療職の早期離職率が必ずしも他の業種と比較して低いとは言えず、希望どおりに就職したものの、何らかの事由により3年以内に離職しているケースが多いとの報告がなされている。雇用のミスマッチや結婚・出産などの事情により退職した本学の卒業生に対し

て、グループ会社の職業紹介部門（メディカル・サフラン）が再就職支援を行っている。具体的に、平成 29（2017）年度にメディカル・サフランで再就職支援を受けた本学卒業生は 14 人であった。

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

放射線学科と臨床工学科の1期生が平成32年（2020）度に卒業する。低学年のうちからキャリア教育を段階的に導入し、専門職としての意識付けを卒業年度までに確立するよう努める。

また、卒業生の早期離職防止や再就職支援のため、各学科を卒業した学生の勤務状況について、同窓会と連携して現状を把握するよう努めたい。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

（2）2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学における学生サービス、厚生補導のための取り組みは学生部を主体に行われている。学生部は、学生生活が円滑に行われるよう支援することを目的として設置され、学生部長、副部長、看護学科教員、理学療法学科教員、検査技術学科教員、放射線学科教員、臨床工学科教員、及び事務職員により構成されている【資料2-4-1】。学生部会議は月1回の頻度で開催している。

学生生活の安定のための支援として、学生部の小委員会に学生の健康管理全般を管理する保健室運営委員会、心理的支援を行う学生相談室運営委員会を置き、日常の学生生活相談窓口として学生課を設け、組織的な支援を行っている（図 2-4-1）。

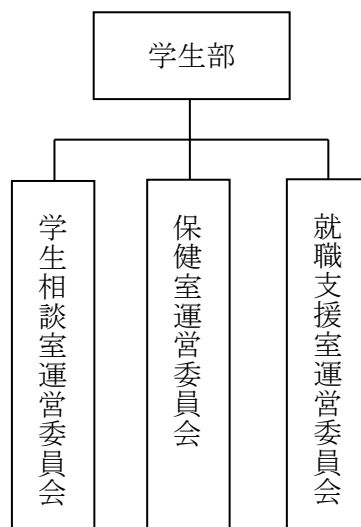


図 2-4-1 学生部組織図

また、各学科の担任やチューターが、学生の様々な問題についてきめ細やかな支援を行っている。

(ア) 奨学金などによる学生への経済的支援

本学における独自の奨学金制度の概要、及び平成29（2017）年度までの奨学生数について以下に示す。なお、日本学生支援機構の奨学金、地方公共団体や病院施設等の奨学金も含め、奨学金に関する情報については、学内掲示やアクティブ・アカデミーを通じて周知している。

1) 本学独自の奨学金制度

本学独自の奨学金は平成27（2015）年度より新設され、平成29（2017）年度では、14人の特待生（特待生S：2人、特待生A：8人、特待生B：4人）、16人の神戸（かんべ）奨学生、2人の兄弟姉妹奨学生、本学の卒業生及び修了生が対象となる同窓生奨学生は5人となっている。本学独自の奨学金のうち、特徴的な奨学金として「群馬パース大学神戸奨学金」がある。この奨学金は本学創設者である樋口建介の教育の原点に多大な影響を及ぼし、学園創設に当たり多額の私財を投じた神戸照子先生の思いを尊重して設立された制度である。高い志があり、学業が優秀であるにも関わらず経済的な理由により修学困難な学生に対し給付すると定めている【資料2-4-2】。

①特待生奨学金

申請資格：一般入試（前期）の出願者のうち、特待生選抜を希望する者

採用条件：経済的理由により修学困難な者（入試成績優秀者）

給付方法：学納金と相殺し現金給付無し

特待生の種類：特待生S 給付額－授業料全額相当

給付期間－4年間 ※進級時に継続可否の審査あり

特待生A 給付額－後期授業料全額相当

給付期間－4年間 ※進級時に継続可否の審査あり

特待生B 給付額－後期授業料全額相当

給付期間－1年間（入学年度のみ）

②神戸奨学金

2～4年生で、人物、学業ともに特に優れ、経済的理由により修学困難な者に対し、300,000円（当該年度の後期授業料と相殺し、現金給付無し）を給付する。

③兄弟姉妹奨学金

1人以上の兄弟姉妹が本学に在籍しているか、本学を卒業した兄弟姉妹がいる新入生で経済的理由により修学困難な者に対し、100,000円（1年次後期授業料と相殺し、現金給付無し）を給付する。

④同窓生奨学金（群馬パース大学大学院生対象）

本学を卒業して本大学院に入学した者、又は本大学院の博士前期課程（修士課程含む）を修了して本大学院の博士後期課程に入学した者で、経済的理由により修学困難な者に対し、入学金相当額（100,000円）を給付する。

2) 学外の奨学金制度

学外の奨学金制度は、日本学生支援機構奨学金や地方公共団体奨学金、医療機関等による奨学金等がある。地方公共団体や医療機関等による奨学金は、平成29（2017）年度98件の募集案内が本学に寄せられた【資料2-4-3】。

日本学生支援機構奨学金については、例年4月と12月に説明会を開催し、各種手続方法から返還まで概要を説明している。なお、平成29（2017）年度の日本学生支援機構の奨学生数を表2-4-1に示す。

表 2-4-1 日本学生支援機構奨学生数

第一種 奨学金 貸与者数	第二種 奨学金 貸与者数	第一種・第二種 貸与者延べ数	第一種・第二種 貸与者実数	給付奨学金 給付者数
234人	403人	637人	552人	2人

(イ) 学生の課外活動への支援

1) 学友会活動の支援

学生の課外活動の基幹的な役割を担っているのは、学生が主体となって運営している学友会である。学友会は「学業と同様に大きな意義を持つ課外活動を円滑に行うと共に学生相互の親睦を図り、学生生活をより豊かに、かつ充実したものにすること（学友会会則第3条）」を目的とした組織である。学友会は全学生から役員（会長、副会長、会計、書記）を選出し、その役員により学友会執行部が組織され、様々な課外活動の主体となっている（図 2-4-2）。また、学友会活動の拠点として、1号館1階に学友会室を設置している。なお、学友会の活動に対しては、学生自治を尊重することを念頭に置きながら、学生部が助言及び支援を行っている。

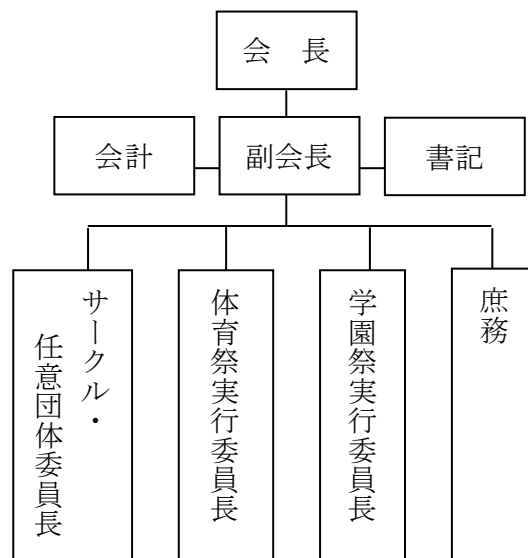


図 2-4-2 学友会組織図

学友会執行部管理のもと、サークル活動が行われており、学生は才能や趣味に合わせ自由に選択、入会ができる。各サークルには顧問として本学専任の教職員が就き、活動に関する助言、支援を行っている。また、サークル活動に関する経費については、同窓会及び保護者後援会のサークル支援費と学友会費を合わせて、学生部の助言のもと学友会執行部が配分し執行している。平成30（2018）年5月現在の公認サークルの一覧を以下に示す。

公認サークル一覧（19団体）

- ・ 舞踏研究会
- ・ 音サークル
- ・ ダンスサークル
- ・ トレーナーズサークル
- ・ バドミントンサークル
- ・ バレーボールサークル
- ・ カルタサークル
- ・ 漫画研究会
- ・ コーラスサークル
- ・ テニスサークル
- ・ 卓球サークル
- ・ フットサルサークル
- ・ ボランティアサークル
- ・ 軽音サークル
- ・ アカペラサークル
- ・ 野球、ソフトサークル
- ・ 陸上サークル
- ・ バスケットボールサークル
- ・ 写真サークル

予算的支援はないが、任意団体を結成することが本学では認められている。平成30（2018）年5月現在の任意団体は、学生消防分団と東北県人会の2団体である。

任意団体もサークル活動と同様に、学友会執行部管理のもと活動が行われ、各団体に顧問として本学専任の教職員が就き、活動に関する助言・支援を行っている。

2) 公認部活動に関する支援

公認部活動は本学で公式に認定された部活動で、体育会・文化会の活動を通して学生の自立心や人間形成を促進することにより学生生活を充実させるとともに、本学の伝統を構築し、帰属意識を高めることを目的にしている。

公認部の設立は構成人数が複数学年に渡り10人以上として、全国規模の大会があり、その大会を運営する大学連盟に所属していなければならない。設立の条件を満たした上で、規定の書類を学生部に提出し、学生部、教授会、学園運営会議で審議及び承認を得る必要がある。なお、平成30（2018）年5月現在の公認部は硬式野球部のみである。

硬式野球部においては、専任教職員が各種助言・支援を行うとともに、本学として活動の資金的支援を行っている。また、3号館（体育棟）には、硬式野球部専用のブルペン練習場、バッティング練習場を整備し、練習環境の支援も行っている。

(ウ) 学生への心身に関する健康相談、心的支援、生活相談など

1) 保健室

保健室は、学生部の小委員会である保健室運営委員会の管理のもと運営されている。保健室運営委員会は月1回の頻度で開催され、保健室の利用状況、インフルエンザなどの罹患状況、法令に基づく定期健康診断の実施及び健康診断結果に伴う助言及び指導方法等について協議し、保健室の運営と共に学生保健全般を管理している。

学生の健康管理、健康相談の窓口として保健室を設置している（1号館1階及び4号館2階）。保健室職員は、養護教諭と看護師の資格を有するパート職員1人、看護師の資格を有する

パート職員4人の計5人で構成されている。通常はそれぞれの保健室に1人が常駐し、日々の保健室業務とともに学生の健康に関する不測の事態にも対応できる体制を整えている【資料2-4-4】。

その他、「日常の健康相談・傷病等発生時の対応」【資料 2-4-5】、「近隣病院・診療所リスト」【資料 2-4-6】、「感染症発生時の対応図」【資料 2-4-7】、「感染症の種類等に応じた出席停止の期間の基準」【資料 2-4-8】を以下に示す。

2) 学生相談室

学生相談室は、学生部の小委員会である学生相談室運営委員会の管理のもと運営されている。学生相談室運営委員会は、理学療法学科長を委員長として、看護学科長、検査技術学科長、放射線学科長、臨床工学科長、学生相談室カウンセラー、及び事務職員で構成されている。各学科の学生が抱えている心の諸問題について話し合わせ、学生相談室及び各学科での学生の心理的・精神的な問題を共有し、即座に全学的に対応できる体制を整えている【資料2-4-9】。

学生相談室（1号館1階及び4号館2階）では、専任の臨床心理士の資格を有するカウンセラーがカウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育的支援を行い、学生の心理的援助・発達・回復を促している。また、学生相談に関する不測の事態に備え、学生相談室来談ケース緊急時の対応図を作成している（図2-4-4）。また平成29（2017）年度から遡って3年間分の利用状況を【資料2-4-10】で示す。

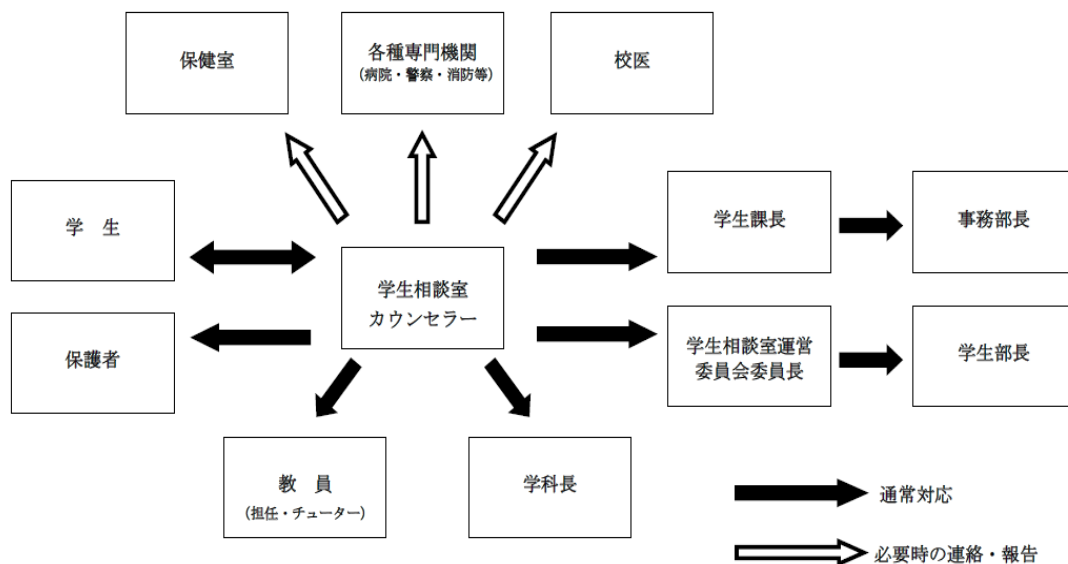


図2-4-4 学生相談室来談ケース 緊急時の対応図

3) その他、各学科における個別支援の取り組み

保健室や学生相談室以外においても、担任やチューターが、学生の個別支援を行っている。必要に応じて保護者との連携を図りながら、きめ細やかな個別支援を行っている。学科別の取り組みについては以下に示す。

①看護学科

チューターが新学期開始後、夏・冬・春季休業前と、必要に応じて随時個別面談を行っている。担任は、クラス運営に関する学生からの相談を受け、指導を行っている。学生とのコミュニケーションを通じて、学修支援、学修環境、学生生活に対する意見や要望を把握し、さらなる向上に努めている。

②理学療法学科

各学年に主担任と副担任を置き、学習や生活に関して相談に応じる体制をとり、学生の状況把握と迅速に個別指導が行えるようにしている。

③検査技術学科

各学年に担任2名、副担任2名が学生の面談や相談を行っている。きめ細やかな指導ができるよう、担任1名、副担任1名が1組となって、クラスの半数ずつの学生を担当している。また、担任だけでは解決できない問題については学科会議で協議し、学生生活が円滑に進むようサポートしている。

④放射線学科

各学年に担任を2名配置していることに加え、学生を少人数グループに分け、各グループに担当教員を配置して指導を行っている。

⑤臨床工学科

担任制度を導入し、1学年から卒業年度まで担任が学生指導の担当となる。担任の他に副担任を設け、学生の学習生活や日常生活の相談に応じている。さらに、学科教員間や保護者との連絡も密にし、学生の状況変化に速やかに対応できる体制を整えている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の安定のため、学生部を中心とした組織的な支援と、担任やチューターによる個別的な支援を行っている。

平成29（2017）年度、放射線学科及び臨床工学科開設に伴い4号館が建設され、学生の増加及び校舎間との連携に対応すべく、今まで以上に細やかな配慮、問題意識への共有等、学生の目線に立った学生生活の安定のための支援を継続する必要がある。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(ア) 適切な施設整備

本学の校舎は平成 22（2010）年 4 月に完成した 1 号館（看護学科・理学療法学科・図書館棟）、平成 25（2013）年 2 月に完成した 2 号館（検査技術学科棟）、同年 10 月に完成した 3 号館（体育棟）、平成 29（2017）年 3 月に完成した 4 号館（放射線学科・臨床工学科棟）である。各校舎の施設概要を表 2-5-1 及び図 2-5-1 に示す【資料 F-8】。

表 2-5-1 校舎の施設概要（平成 30（2018）年度）

名称	校舎敷地	校舎面積	階	主要施設
1 号館	3,141m ²	9,357m ²	8 階	学長室、会議室、事務室、図書館、講義室、演習室、ゼミ室、実習室、解析室、研究室、保健室、就職相談室、学生相談室、グループ学習室、学友会室・部室、売店、学生ホール、印刷室、ロッカー室
2 号館	764m ²	2,402m ²	6 階	学科長室、管理室、会議室、応接室、講義室、実験室、実習室、測定室、準備室、研究室、共同ゼミ室、印刷室、ロッカー室
3 号館	1,483m ²	2,705m ²	3 階	野球ブルペン練習室、野球バッティング練習場、更衣室、アリーナ、ホール、多目的スペース
4 号館	897m ²	6,447m ²	12 階	副学長室、会議室、事務室、応接室、保健室、学生相談室、実習室、実験室、解析室、撮影室、準備室、講義室、ゼミ室、研究室、図書室、印刷室、ロッカー室、ブックカフェ（カフェ・書店）、キャリアサポートセンター

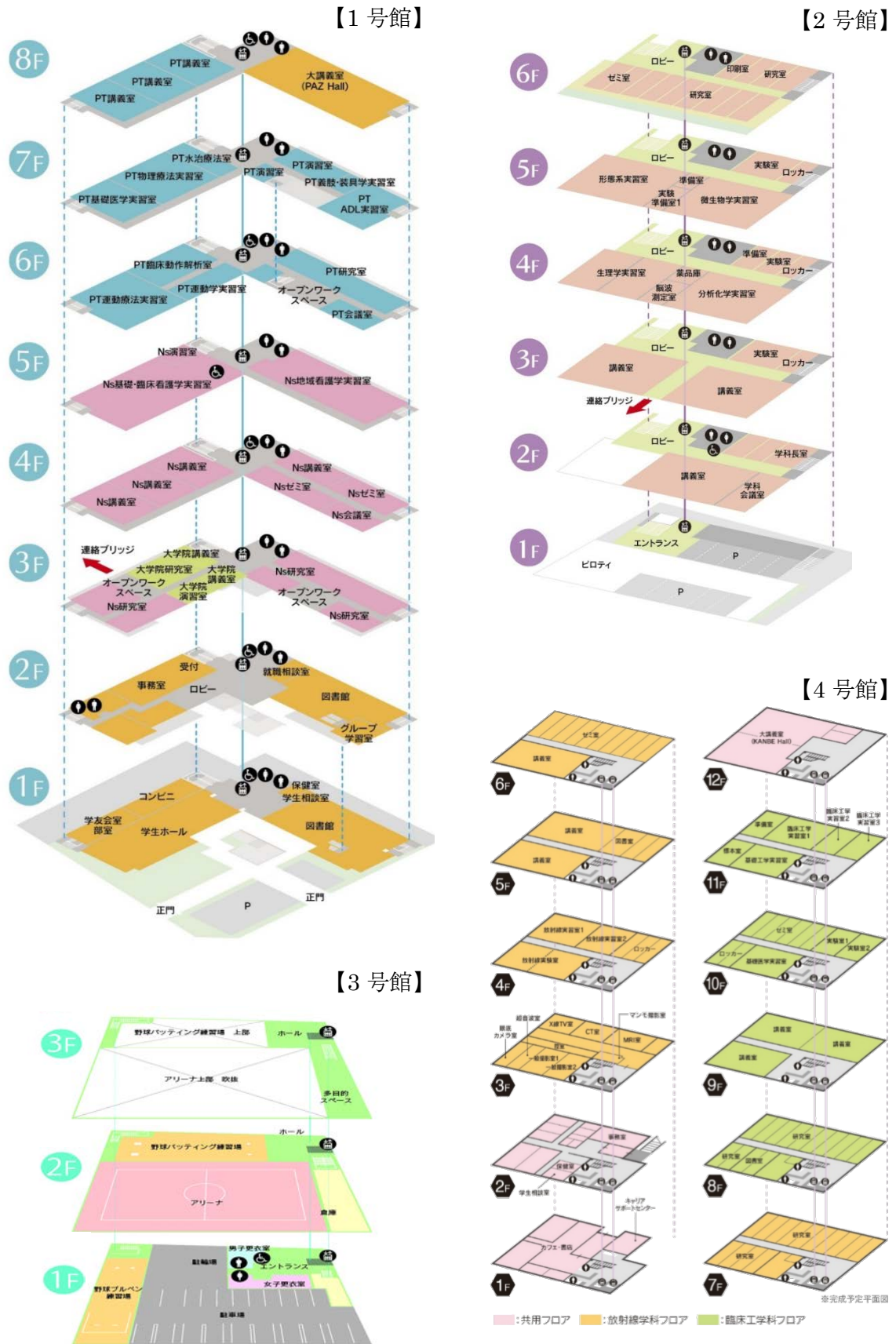


図 2-5-1 1号館・2号館・3号館・4号館フロアマップ

1号館は8階建てで、3階から8階に20人から230人（8階大講義室）の講義室を整備している。実習室として5階に2室、6階に3室、7階に5室が整備され、各教室に実習に必要な機器及び設備を設置している。これらの講義室及び実習室には規模に応じた視聴覚機器を設置している。また、小規模のゼミや学生指導を実施する教室として、3階に4室、4階に9室、7階に6室のゼミ・演習室が各々設けられている。

2号館は6階建てで、2階及び3階に70人の講義室が整備されている。実習・実験室は3階に1室、4階に4室、5階に3室が整備され、実習に必要な機器及び設備を設置している。6階には共同ゼミ室が2室設けられている。

3号館は3階建ての体育棟で、2階にバスケットボール、バレーボール、フットサル、バドミントン等を行うことが可能なアリーナを整備している。3階には多目的スペース及び観覧スペースを整備している。

4号館は12階建てで、5階から12階に60人から240人（12階大講義室）の講義室を整備している。実習・実験室は3階に学科教員が管理する放射線実習エリアとして9室、4階に3室、10階に3室、11階に4室が整備され、実習に必要な機器及び設備を設置している。また、小規模のゼミや学生指導を実施する教室として、6階に10室、10階に6室のゼミ室が各々設けられている。

1) 飲食スペースの設置

1号館1階に学生の就学時間に営業時間（平日9:00～18:00 営業）を合わせた売店（コンビニエンスストア）及び軽食コーナーを整備し、4号館1階には外部の方も利用できるブックカフェを設置している。ただし、これらのスペースですべての学生が食事をするには十分でないため、昼休みに限り、普通教室（1号館：7室、2号館：3室、4号館：6室）で飲食できるようにしている。

また、学生と周辺地域を結びつけ、周辺店舗の利用により学生自身も利益享受ができるよう周辺店舗の協力を受け「CAMPAZ（キャンパス）」【資料 2-5-1】という本学独自のクーポン付きフリーペーパーを作成し、全学生に配付している。

2) 個人用ロッカーの設置

演習時に活用する個別の白衣や用具等を収納できるように1号館1階に看護学科及び理学療法学科、2号館3階・4階・5階に検査技術学科、4号館4階・10階に放射線学科及び臨床工学科の全学生用の個人用ロッカーを設置している。

3) 駐輪場の整備

本学の学生の通学形態の約3割を占める自転車通学の学生支援として、490台分の駐輪場を5箇所に分けて整備している。

4) 学生ホール等の設置

1号館1階・3階・6階には開校時間中に学生が自由に利用できる学生ホール及びオープンワークスペースを設けている。

4号館1階には開校時間中に学生が自由に利用できるブックカフェを設けている。学生

ホール及びブックカフェは自由に飲食ができるスペースであり、昼休みの昼食の際の主要な場所として活用されている。

これらの施設は、学生の自己学習、グループワーク、各種サークル活動等にも利用される。

(イ) 施設・備品の維持管理の体制

校地及び校舎の維持、管理等は総務課が担当し、各施設設備の状況を把握して日常管理や定期点検を実施している。清掃業務は一部外部業者に委託している。教育設備に関する維持、管理等は教務課が担当している。図書館・図書室の維持、管理は附属図書館運営委員会で協議の上、図書館司書及び補助員が行っている。学生の貸与パソコンの故障等の対応窓口は1号館及び4号館事務室で、修理は外部業者が行う体制を整備している。学内無線LANやパソコン関連機器の維持、管理はネットワーク管理者や学生課で行っている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(ア) 実習施設

医療職を養成する本学では、全ての学科で各養成施設指定規則等に基づき必要な演習・実習室が完備されている。演習・実習室の管理は各学科が行っている。

(イ) 図書館・図書室の整備

1号館1階及び2階に図書館、4号館5階及び8階に図書室が整備されている【資料2-5-2】。

1号館図書館は床面積800㎡、閲覧席数167席で、書架、書庫、閲覧スペース、グループ学習室、パソコンスペース等で構成されている。開館時間は月曜日から金曜日が9時～21時、土曜日が9時～17時となっており、学生が長時間学習及び研究ができるよう対応している。また、定期試験期間中には土日を除く開館日の開館時間を8時30分～21時30分と延長することで、試験に備える学生へ学習場所の提供を行っている。4号館図書室は5階、8階合わせて床面積92㎡、閲覧席数48席で、月曜日から金曜日の9時～17時の開室時間となっている。学生及び教職員は1号館図書館及び4号館図書室共に自由に利用することができる。

附属図書館には図書館長（教員兼務）の他専任職員として司書が1名、非常勤職員が3名（うち1名司書）配置され、その運営と利用者サービスに努めている。専任の司書は業務全般、非常勤職員は主に閲覧、雑誌受入などを担当している。また、通常業務以外に蔵書点検を1年に一度実施している。附属図書館では、群馬県大学図書館協議会、日本看護図書館協会に加盟しており、各協会が主催する研修に定期的に参加することで、職員の質を高め、図書館運営や学習、研究支援に役立てている。

蔵書数は図書館、図書室合わせて図書45,541冊、雑誌1,154誌（うち外国雑誌126誌）、視聴覚資料1,287点であり、全てシステムによってデータベース化されていて蔵書検索が可能である。その他電子リソースとして電子ジャーナル、文献検索データベースも体系的に整備している（表2-5-2）。また、学内の入館者数や貸出点数などの利用実績は、学生数の増加も伴い年々増加傾向にあるため（表2-5-3）、電子書籍を導入するなど、蔵書数を増やしている。

表 2-5-2 電子ジャーナル・文献検索データベース一覧

電子ジャーナル	文献検索データベース
メディカルオンライン(1,289 誌)	医学中央雑誌 Web 版
CINAHL Plus with Full Text(730 誌)	最新看護索引 Web
MEDLINE with Full Text(1,470 誌)	CiNii Articles
外国雑誌個別購読誌 32 誌	

表 2-5-3 過去 3 年間の図書館利用実績

年度	入館者数		貸出冊 (点) 数	
	学内利用者	学外利用者	学内利用者	学外利用者
平成 27(2015)年度	53,631	521	8,835	179
平成 28(2016)年度	62,731	709	11,825	249
平成 29(2017)年度	68,834	571	14,007	221

電子ジャーナルや文献検索データベースは図書館内に設置しているパソコン (2 台) だけでなく、学内無線 LAN に接続することで、全学生に貸与されているモバイルパソコンでも利用でき、学習及び研究に有効に機能している。蔵書検索システムはインターネット環境があれば学内外を問わず利用することが可能である。

学生への図書館・図書室利用ガイダンスは、教員と連携し、初年次教育の一環として 1 年次全員を対象とした授業「大学の学び入門」の 1 コマで、レポート作成のための初歩的な情報検索の方法も含め、講義として行っている。また、教員からの依頼によって看護学科 3 年次を対象とした授業「看護研究概説」や理学療法学科 3 年次を対象とした授業「理学療法研究論」の 1 コマで論文執筆のために、初年次と比較しより高度な文献検索の演習を行っている。その他、個別のガイダンスや他館からの資料貸借、文献複写の取り寄せなども含めたレファレンスの希望にも対応している。附属図書館ホームページも開設し、学内外に利用案内や各種情報収集ツールのガイドを行っている。

(ウ) IT 施設の整備

本学では、入学時に全学生にモバイルパソコンを貸与するとともに、全館無線 LAN 環境を整備し、学習・情報収集環境を整えている。

平成 30 (2018) 年度からは IC 機能付学生証を利用して印刷したいデータをインターネットで送信して印刷することができる学内プリンタを 1 号館 4 階及び 7 階、2 号館 3 階、4 号館 6 階及び 10 階に設置し、学習成果や収集した情報をアウトプットできるようにしている。また、デスクトップ PC を図書館に 2 台設置し、学生がインターネットによる情報収集や各種作業が可能な環境を整備している。

(エ) アクティブ・アカデミーの整備活用

アクティブ・アカデミーとは、インターネットを利用して休講・補講情報など大学から発信された情報をパソコン・スマートフォン等で確認したり、履修登録や成績表の閲覧をしたりすることも可能なシステムで、学生が主体的に日々の学習活動に取り組めるようサポートすることを目的として導入された（表 2-5-4）。

表 2-5-4 アクティブ・アカデミーの機能名称と内容

機能名称	内容
個人へのお知らせ・連絡事項	大学・教員からの連絡事項の確認
休補講情報	授業変更の確認（休講・補講・教室変更）
履修登録	履修科目の登録
レポート提出	<p>【講義資料の事前配付】</p> <p>各授業科目について、事前配付資料がある場合はここからダウンロード・印刷</p> <p>【課題提出】</p> <p>各授業科目について、課題（レポート等）が課される場合はここから内容を確認し、適宜作成した課題をここからアップロードして提出</p>
シラバス	シラバスの閲覧
修学ポートフォリオ	<p>学生自身の基本情報の確認、履修状況の確認、成績（修得単位・GPA 等）の確認、欠席率の確認</p> <p>【修学記録】</p> <p>学修目標にそって自己評価を入力、反省点を記録</p>
キャリア相談予約	キャリア相談の予約
企業検索	求人票の検索 ※大学に届いている求人
授業評価アンケート	学生による授業アンケートへの回答 ※学期末に実施
アンケート	その他アンケートへの回答

(オ) 施設・設備の安全性（耐震など）の確保

本学の校舎は、平成 22（2010）年 4 月に完成した 1 号館（看護学科・理学療法学科・図書館棟）、平成 25（2013）年 2 月に完成した 2 号館（検査技術学科棟）、同年 10 月に完成した 3 号館（体育棟）、平成 29（2017）年 3 月に完成した 4 号館（放射線学科・臨床工

学科棟)である。各校舎の設計は昭和56年(1981年)6月1日の建築基準法改正(新耐震基準)を満たし設計されている。安全性に関しては震度7の地震に耐えうる構造で耐震性が確保され、十分な構造安定性を備えている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、障害を有する学生や講師、高齢者等の来校を想定し、障害者・高齢者に配慮した環境を整備している。

バリアフリー環境の確保のために、1号館は段差のない構造、手すりの設置、車いす用エレベータの設置(1基)、1階・2階・4階・6階・8階に車いす用トイレの設置、車いす用駐車場の整備している。2号館は段差のない構造、手すりの設置、車いす用エレベータの設置(1基)、2階に車いす用トイレの設置、車いす用駐車場の整備している。3号館は段差のない構造、手すりの設置、車いす用エレベータの設置(1基)、1階に車いす用トイレの設置、車いす用駐車場の整備している。4号館は段差のない構造、手すりの設置、車いす用エレベータの設置(1基)、2階に車いす用トイレの設置、車いす用駐車場の整備している【資料F-8】。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(ア) 保健科学部

学科、学年ごとに講義を行う上での適切なクラスサイズを確保した上で、実施されるよう努めている。複数学科にまたがる合同講義においては、1号館8階大講義室や4号館12階大講義室を使用している。また、英語と情報処理科目はクラスを分割し、少人数教育を実施している。各講義室の収容定員及び収容定員充足率を表2-5-5に示す。

表 2-5-5 講義室の収容人数と在籍者数(保健科学部)

学部学科・学年	在籍者数	校舎	使用教室	面積	収容人数	充足率	
保健科学部合計	1,191人	-	-	-	-	-	
看護 学科	学科合計	350人	-	-	-	-	
	1年生	88人	1号館	403講義室	143.0m ²	90人	0.98倍
	2年生	92人		402講義室	143.9m ²	90人	1.02倍
	3年生	93人		401講義室	145.6m ²	90人	1.03倍
	4年生	77人	-	-	-	-	-
理学 療法 学科	学科合計	283人	-	-	-	-	
	1年生	68人	1号館	801講義室	145.6m ²	70人	0.97倍
	2年生	72人		802講義室	143.9m ²	70人	1.03倍
	3年生	78人		803講義室	143.0m ²	70人	1.11倍
	4年生	65人	-	-	-	-	-

学部学科・学年		在籍者数	校舎	使用教室	面積	収容人数	充足率
検査 技術 学科	学科合計	275人	-	-	-	-	-
	1年生	73人	2号館	221講義室	129.4m ²	70人	1.04倍
	2年生	71人		322講義室	129.6m ²	70人	1.01倍
	3年生	71人		321講義室	124.0m ²	70人	1.01倍
	4年生	60人	-	-	-	-	-
-	-	-	1号館	大講義室	361.3m ² *	230人	-
放射線 学科	学科合計	161人	-	-	-	-	-
	1年生	77人	4号館	4501講義室	142.0m ²	80人	0.96倍
	2年生	84人	4号館	4502講義室	145.0m ²	80人	1.05倍
臨床工 学科	学科合計	122人	-	-	-	-	-
	1年生	63人	4号館	4901講義室	118.6m ²	55人	1.15倍
	2年生	59人	4号館	4902講義室	118.6m ²	55人	1.07倍
-	-	-	4号館	大講義室	292.5m ² *	240人	-

*控室、調整室、倉庫の面積も含まれた数値である。

(イ) 保健科学研究科

保健科学研究科で使用する講義室は1号館3階の301講義室及び302講義室となっている。各講義室に対する大学院生数の充足率は0.45倍以下であり、使用環境として適切に活用されている。また、大学院生には個別の調査研究活動に使用可能な大学院生室1(22.8m²)、大学院室2(22.8m²)が3階に設けられている。各講義室の収容定員及び収容定員充足率を表2-5-6に示す。

表2-5-6 講義室の収容人数と使用学生数(保健科学研究科)

研究科	使用学年	在籍者数	使用教室	面積	収容人数	充足率
保健科学 研究科	合計	22人	-	-	-	-
	博士前期 1年生	8人	301講義室	47.0m ²	20人	0.40倍
	博士前期 2年生	9人	302講義室	46.5m ²	20人	0.45倍
	博士前期 3年生	2人	301講義室	47.0m ²	20人	0.10倍
	博士後期 1年生	3人	302講義室	46.5m ²	20人	0.15倍

(3) 改善・向上方策（将来計画）

授業を行う環境整備は適切であるため、全学的に収容定員を適切に保持する努力が必要となる。また、通学時の自転車利用率の高まりに対し、駐輪場の増設を行ったが、今後も学生の通学方法の把握など、学生の状況変化に注視する。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見をくみ上げる仕組みの一つとして、学生部が実施している「学生生活実態・満足度調査」【資料 2-6-1】がある。この調査は毎年実施し、学科、学年問わず全ての学生を対象として意見、要望を集約している。平成 29（2017）年度に実施した満足度調査は、在籍している 1,068 人のうち 947 人が回答（回答率 89%）し、この調査で集めた意見、要望については学生部で協議し、回答が必要と判断されたものについては学生に対してフィードバックしている。

なお、学生からの意見要望が多い項目については、大学の回答も含め Q&A 方式で学生に周知している。調査の回答結果、大学からの学生に対する回答一覧は【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】で示す。

(ア) 学修支援に関する意見をくみ上げるシステム構築とその反映状況

前述の「学生生活実態・満足度調査」が学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げるものとして挙げられる。調査では自主学習、履修、講義、国家試験対策など様々な学修関連の意見・要望が寄せられるため、それらの分析や改善の検討を学生部が中心に行っている。体制改善への反映の具体例として、自主学習に関する意見・要望については、一部教室の授業時間外の開放、教室施設時間の延長、図書館の開館時間を 30 分ずつ延長（定期試験 1 週間前から試験期間中）するなどがある。

(イ) 学生生活支援に関する意見をくみ上げるシステム構築とその反映状況

学生生活の意見や要望については、日常的に各学科の担任やチューター及び 1 号館・4 号館の事務室で受け付け、適宜対応している。聞き入れた学生の意見や要望の中で、専門的な対応が必要とされる場合には、就職支援室運営委員会、保健室運営委員会、学生相談

室運営委員会を経て就職相談室、保健室、学生相談室などの機関で適切な対応が可能な仕組みを構築している。

また、アクティブ・アカデミーでは修学支援ツールとして学生個々の成績や履修の状況、教員から学生への指導記録等の項目が確認でき、これを教職員で共有することができる。このシステムを利用し、教職員全体で学生の生活改善の反映に役立てている。

(ウ) 施設・設備に対する意見をくみ上げるシステム構築とその反映状況

施設・設備に対する学生の意見などのくみ上げも前述の「学生生活実態・満足度調査」を中心に行っている。平成 29 (2017) 年より全学生に対し導入した IC 機能付学生証や修学支援のツールであるアクティブ・アカデミーなどを複合的に活用し、様々な改善を行っている。調査で集めた意見・要望をもとに行った学内の施設・設備の改善として主なものを以下に挙げる。

1) 学生ホールの机、イスの増設

自主学習スペースが少ないという要望を受け、平成 27 (2015) 年～平成 29 (2017) 年間に学生ホールの座席数を約 1.3 倍に増設した。

2) 駐輪場の増設

自転車通学生からの要望を受け、平成 29 (2017) 年に 3 号館 1 階に駐輪場スペースを増設した。また、同年には 2 号館駐輪場には屋根を設置した。

3) 1 号館の軽食コーナー、4 号館カフェの設置

地域飲食店の利用促進のため、従来学食を設置していなかったが、昼休み中に利用できる学食設置の要望を受け、平成 28 (2016) 年 12 月より 1 号館 1 階に軽食コーナー、平成 29 (2017) 年 4 月より 4 号館にカフェを設置した。両施設についてはアンケート結果からも一定の満足度を得られている。

4) 証明書自動発行機の導入

平成 29 (2017) 年 4 月、1 号館及び 4 号館に IC 機能付学生証を利用して各種証明書等が発行できる証明書自動発行機を設置した。導入以前は学生が申請する各種証明書等の発行は、事務室窓口取扱時間のみの発行に限られていたが、導入後は学生の利便性の向上に役立っている。

5) 学内プリンタシステムの整備

本学はペーパーレス化を図るため、講義資料はアクティブ・アカデミーを通じて PDF データで学生へと提供している。ただし、一部学生からの『講義資料を紙で出力したい』との要望にも応えるため、全学生が PC を所持していること、全館無線 LAN 環境が整備されていることを背景に、平成 30 (2018) 年度からは IC 機能付学生証を利用して印刷したいデータをインターネットで送信して印刷することができるプリンタを学内に導入した。これによりペーパーレス化を図りつつ、個々の学生のニーズに応えることも可能になった。

6) 近隣コインパーキングとの提携

本学は用地確保の困難さから学生用駐車場を設置していないが、駐車場に対する要望は例年学生より多く寄せられている。この要望を受けた改善として、平成 29 (2017) 年 11 月より地元企業及び駐車場管理会社に働きかけ、大学近隣のコインパーキングにて、本学学生の利用料金が IC 機能付学生証によって割引になるサービスを開始した。

以上の取り組みから、学生からの施設・設備に対する意見をくみ上げ、施設・設備の改善に反映させているといえる。

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

学生の支援については、学生部に設けられている各専門的な相談室等とともに、学科にチューターや学年担任、副担任を設け、学生に対して多角的で、且つ重層的な支援体制を整備している。

平成 29 (2017) 年度、放射線学科及び臨床工学科開設に伴い 4 号館が新たに建設された。学生の増加及び校舎間との連携に対応すべく、学生部を中心としたきめ細やかな配慮、問題意識への共有等、学生目線に立った学生生活の安定のための支援を継続したい。

【基準 2 の自己評価】

教育目的 (教育目標) を踏まえ、保健科学部と保健科学研究科ごとに求められる人物像を示すアドミッション・ポリシーを策定して周知し、それらに応じた多様な入試を公正に実施し、収容定員を満たす学生を確保している。TA 等の活用をはじめとする学修支援は教務委員会、博士前期課程運営委員会及び博士後期課程運営委員会を中心に、検討・実施している。

学生生活支援及びキャリア支援は、学生部において教職員が協働し、学生の満足度を高める努力を行っている。また、国家試験対策委員会により国家試験の高い合格率が、就職支援室運営委員会によりほぼ 100% の就職率が維持されている。キャリアサポートセンターの業務の一部をメディカル・サフランに委託することにより、国家試験不合格者へのきめ細かい就職支援を実現している。

学生サービスでは、学外の奨学金に加え、本学独自の奨学金制度である特待生奨学金、神戸奨学金、兄弟姉妹奨学金、同窓生奨学金を制定している。

課外活動支援では、学友会活動の支援を通じ 19 の公認サークル活動と 1 つの公認部活動と 2 つの公認団体及び学園祭の支援を行っている。

学生への心身に関する援助として、校舎ごとに保健室と学生相談室を設置し専門員を配置し、即時対応と予約対応が行われている。学生相談室運営委員会を設置し、毎月学科長とカウンセラーが情報交換を行い、実効性の高い相談活動を進めている。

教員の日々の学生対応については、担任やチューターがきめ細かな対応にあたっている。

学修環境では、2 つの校舎において図書館、学生数に応じた実習室と教室、学生ホールと食事提供施設、売店、学生用印刷機が設置され、学生の満足度を高めバリアフリーに配慮した環境作りを進めている。

学生の要望に応えるために、毎年「学生生活実態・満足度調査」を実施し、大学の対応

群馬パース大学

をフィードバックしており、軽食コーナー、カフェの設置、証明書発行機や学内プリンタシステムの導入、近隣駐車場の割引制度などが実現している。

以上のことから、基準 2 を満たしていると判断できる。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

(ア) 保健科学部

保健科学部のディプロマ・ポリシーは、「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献する」という大学の目的と、それを具現化する学部目標（教育目的）を踏まえ、平成 25（2013）年度に策定された。このディプロマ・ポリシーは、本学 HP 及び学生便覧【資料 F-5】を通じて周知している。

1) 保健科学部のディプロマ・ポリシー

本学は、建学の精神に基づき保健医療専門職の質を高め、地域保健医療の発展に寄与することを教育の目標に掲げ、ここに、本学の学士課程に共通する学位授与の方針を定めている。

【知識・理解】

- ・保健医療専門職としての基礎的知識と、社会人としての教養を身につけている。
- ・多様な情報を適切に分析し、問題解決する方法を理解している。

【思考・判断】

- ・保健医療分野の諸課題を見出し、科学的洞察による的確な判断ができる。

【技能・表現】

- ・先進・高度化する専門分野の基本的技術を提供することができる。
- ・チーム医療を実践するための、コミュニケーション能力を身につけている。

【関心・意欲】

- ・生涯にわたって専門分野を探究し、その発展に貢献する意欲を持っている。
- ・人と社会に深い関心を持って、地域の保健医療に寄与できる。

【態度】

- ・人権を尊重し、高い倫理観を持って社会に貢献する姿勢を身につけている。

(イ) 保健科学研究科

保健科学研究科のディプロマ・ポリシーは、博士前期課程、博士後期課程それぞれの目的、及びそれらを具現化する教育目標を踏まえ、課程ごとに策定している。それらは、本学 HP 及び学生便覧を通じて周知している。

1) 博士前期課程のディプロマ・ポリシー

群馬パース大学大学院保健科学研究科の博士前期課程を修了し、次に該当するものに修士（保健学）の学位を授与する。

1. 保健医療専門職としての基礎的知識、科学的根拠及び高い倫理観に基づいて問題の探求・解決を図る高度な研究能力を有する
2. 保健医療分野の諸課題に関して、科学的な手続きと洞察に基づく的確な判断能力を有する
3. 先進・高度化する専門分野の基本的技術を提供する実践能力を有する
4. 地域保健医療の実践現場で他の分野と連携して社会に貢献できる教育能力を有する

2) 博士後期課程のディプロマ・ポリシー

群馬パース大学大学院保健科学研究科保健科学専攻（博士後期課程）を修了し、次に該当するものに博士（医療科学）の学位を授与する。

1. 独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた人材
2. 医療・保健科学分野の教育を行う大学あるいは大学院における教育・研究指導ができる人材
3. 医療現場において、高い倫理観と高度な専門知識に基づいた実践能力を持ち、自立的な研究ができる人材
4. 科学的エビデンスを構築しながら研究開発ができる人材

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

(ア) 保健科学部

保健科学部における単位認定基準は、各科目の目的を指標化した「学修到達目標」に対する到達度が6割以上であることとしている。各科目の目的はディプロマ・ポリシーを踏まえて定め、その対応はシラバスに明示している。また、医療職を養成するという保健科学部の教育課程の性質上、学修は段階を追って積み上げていく必要があるため、各学年の進級基準を満たすことを進級の要件としている。進級基準は各学科、各学年で開講される必修科目の単位を全て修得することである。保健科学部の卒業認定基準は、本学に4年以上在学し、学則に定める授業科目を履修して所定の単位を修得することとしている。これらの定めは学生便覧に明記し、学生へ周知している。

(イ) 保健科学研究科

保健科学研究科の単位認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定められた各科目の目的を指標化した「学修到達目標」に対する到達度が、6割以上であることとしている。修了認定基準は、博士前期課程にあっては2年以上、博士後期課程にあっては3年以上、本大学院に在学し、大学院学則【資料 F-3】に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査及び最終試験に合格することとしている【資料 3-1-1】。学位論文等の審査基準は「群馬パース大学学位規程」【資料 3-1-2】に詳細を定め、学生便覧【資料 F-5】への掲載により学生へ周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(ア) 保健科学部

保健科学部の単位認定は、「群馬パース大学履修規程」【資料 3-1-3】第 11 条（単位認定）に基づいて行われている。成績評価方法は、シラバスに示す学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化し、成績評価基準に基づいて評価している。編入学を除き他大学等での既修得単位は 60 単位を上限に、教務委員会の審議を経て学長が認定している【資料 F-3】。

進級及び卒業認定は、学科ごとに定められた基準に基づき、学科別の進級判定会議、教務委員会、教授会の議を経て学長が承認する形で厳正に適用されている。

表 3-1-1 保健科学部成績評価基準

点数区分	評価の表示方法	GP (グレード・ポイント)	可否
100 ～ 90 点	A+	4.0	合格
89 ～ 80 点	A	3.0	
79 ～ 70 点	B	2.0	
69 ～ 60 点	C	1.0	
59 点以下	F	0	不合格

(イ) 保健科学研究科

保健科学研究科の単位認定は、「群馬パース大学大学院履修規程」【資料 3-1-1】第 12 条（単位認定）に基づいて行われている。評価方法については学部と同様シラバスに示す学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化し、成績評価基準に基づいて評価している（表 3-1-2）。

保健科学研究科における修了認定は、定められた基準に基づき、修了判定会議、研究科委員会の議を経て学長が承認する手続きにより、厳正に適用されている。

表 3-1-2 保健科学研究科成績評価基準

点数区分	評価の表示方法	可否
100 ～ 90 点	A+	合格
89 ～ 80 点	A	
79 ～ 70 点	B	
69 ～ 60 点	C	
59 点以下	F	不合格

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーは本学の目的と使命から導き出されたものであり、保健科学部及び保健科学研究科でそれぞれ共通の普遍的な内容の記述となっている。これ自体は適切な内容であるが、本学が養成する医療職は、直接的対人サービスの頻度が高い看護師及び理学療法士、主としてテクノロジーを使って診断に従事する臨床検査技師及び診療放射線技師、工学の知識を駆使しつつ人とも接する臨床工学技士と多岐に渡るため、それぞれの養成課程において求める卒業生像の特色を、学科別のディプロマ・ポリシーとして、より明確に示すことも検討に値する。今後は、中長期計画に基づく学部再編に合わせて再確認を実施する。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

(ア) 保健科学部

保健科学部のカリキュラム・ポリシーは、保健科学部ディプロマ・ポリシーの策定を受けて平成 25（2013）年度に教務委員会で審議され、教授会の承認を経て学長が決定し、平成 26（2014）年 4 月に正式に定められた。その中には、保健科学部ディプロマ・ポリシーの構成要素である「知識・理解」、「思考・判断」、「技術・表現」、「関心・意欲」、「態度」を、4 年間を通して達成するよう各科目を体系的に配置することを明記している。さらに、学科ごとのカリキュラム・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーの各構成要素と各学科の教育課程の関係を明記している。

これらは、本学 HP 及び学生便覧【資料 F-5】を通じて周知している。

1) 保健科学部のカリキュラム・ポリシー

群馬パース大学保健科学部は、その建学の精神に基づき、地域保健医療の発展に寄与する人材を養成するため、看護学科、理学療法学科、検査技術学科、放射線学科、臨床工学科を置き、次のとおり学部の教育課程の編成方針を定めている。

1. 保健科学部の教育課程は、教養科目群・共通基盤科目群、専門基礎科目群、専門科目群から構成される。
2. 教養科目群は社会人としての教養、問題解決能力、コミュニケーション能力を身に

つけるため、「人と社会及び自然の理解」の科目群と「情報と言語の理解」の科目群に大別された広範な科目を5学科共通科目として開設する。

3. 共通基盤科目群は、初年次において大学での学習に対する準備状態を整え、専門領域の学習への関心と意欲を高めるための科目を開設する。また、今日の医療において必須事項であるチーム医療に関する意識を高めるための科目を配置する。
4. 専門基礎科目群は、医療専門職を養成する5学科それぞれに展開される専門領域の理論、技能の習得のための学術的基盤となる科目を開設する。
5. 専門科目群は各学科の専門領域とそれに関連する理論、技能を学ぶ科目を開設する。
6. 各科目は「知識・理解」、「思考・判断」、「技能・表現」、「関心・意欲」、「態度」の要素からなる本学のディプロマ・ポリシーを達成するよう、4年間を通して体系的に配置する。さらに、これら5つの要素を総合的に発揮することによる高い実践力を獲得するため、専門科目群に実習科目を置く。

各学科のカリキュラム・ポリシーは、年次ごとのカリキュラム編成の考え方を科目群及びディプロマ・ポリシーの5つの構成要素との関係を踏まえて示している。

(イ) 保健科学研究科

大学院博士前期課程のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる研究能力、判断能力、実践能力、教育能力の4つの要素ごとにその達成に必要な教育課程編成の方針を明示している。同カリキュラム・ポリシーは、大学HP及び学生便覧を通じて周知している。

1) 大学院博士前期課程のカリキュラム・ポリシー

群馬パース大学大学院は学位授与の方針（ディプロマポリシー）に掲げる人材を養成するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

1. 研究者としての基盤の涵養

研究能力の基盤を形成するために、共通科目に「研究方法特論」、「研究方法論Ⅰ～Ⅴ」、「応用英語」、「保健医療統計学特論」などの科目を設置する。又、専門の領域における研究実践の方法、すなわち研究テーマの設定から学位論文の完成までを段階を追って教育するために、専門科目に各領域の「特論」、「演習」、「特別研究」を設置する。

2. 高度な実践力とリーダーシップの涵養

保健医療分野におけるリーダーに必要な、専門領域の枠を超えた総合的・学際的な教育を行うために、共通科目に「医療倫理学特論」、「医療経営・管理学特論」、「人体の構造と機能学特論」、「加齢医学特論」、「家族社会学特論」、「保健学特別セミナー」などの科目を設置する。特に、「保健学特別セミナー」は幅広い視野の育成という目的に加え、協働（チームアプローチ）の重要性に鑑み必修科目として設置する。

3. 専門領域における教育能力の涵養

教育機関での教育志向だけでなく、保健医療の様々な場面における教育活動を想定した医療専門領域における教育学の教育を行うために、共通科目に「教育学」を設

け、さらに専門科目の「特論」、「演習」のなかで領域ごとに、より実践的な内容を盛り込む。

履修計画では、体系化された所属専門領域の「特論」、「演習」、「特別研究」を基本に置く。並行して学ぶ共通科目は一部を除き、学習ニーズ、学習進度に合わせて年次にかかわらず柔軟に履修できるように配置する。また、家庭や職場など社会的事情により標準修業年限（2年）での修業が困難な場合に、標準修業年限を超えて履修可能な長期履修制度を設ける。以上のように、少人数教育の利点を活かし、学習者の志向・ニーズに対応できる柔軟で特色のある大学院プログラムを提供する。

大学院博士後期課程のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる創造性、高い倫理観、国際的に通用する研究能力、研究開発・研究指導能力の涵養という主旨を踏まえ、その達成に必要な教育課程の編成方針を定めており、本学 HP 及び学生便覧を通じて周知している。

2) 大学院博士後期課程のカリキュラム・ポリシー

群馬パース大学大学院保健科学研究科保健科学専攻（博士後期課程）は学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる人材を養成するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

1. 高い倫理性と強い責任感、課題遂行力の涵養

共通科目において、社会的理解を得るための生命倫理に則った研究デザインと倫理的行動能力を修得することを目的とした「生命研究倫理論」と、自らの研究分野以外の幅広い知識と課題に適した研究方法を選択できる能力を修得することを目的とした「医療科学研究法」の科目を設置する。

2. 創造性豊かな優れた研究・開発能力の涵養

専門科目において、科学的エビデンスを構築するための高度解析技術や最新評価法などを修得することを目的とした「特講科目」と、各領域の解決すべき課題を広く探求し、課題解決思考を発展させるため、英文文献講読と教員との討論により、研究の評価・応用能力を養い、国際的な情報発信ができることを目的とした「演習科目」、さらに、医療科学における新たな知見を得るための研究を行い、英文論文として公表できることを目的とした「特別研究」を設置する。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

(ア) カリキュラム・マップの作成

保健科学部の教育課程は、学則第 24 条（授業科目）において学科ごとに定められており、各学科の教育課程はカリキュラム・ポリシーに従って体系的に編成され、効果的に教授が展開されるよう工夫されている。このことは、学科ごとに定めるカリキュラム・マップにより説明されている。カリキュラム・マップは、アクティブ・アカデミー上で公開し学生に周知している。

以下に学科ごとのカリキュラム・マップ【資料 3-2-1】を示す（図 3-2-1～5）。

群馬パース大学保健科学部看護学科 カリキュラムマップ【29年度カリキュラム】

	知識・理解	思考・判断	技能・表現	関心・意欲	態度
	<p>・保健医療専門職としての基本的知識と、社会人としての教養を身につけている。</p> <p>・多様な情報を適切に分析し、問題解決する方法を理解している。</p>	<p>・保健医療分野の諸課題を見出し、科学的洞察による的確な判断ができる。</p>	<p>・先進・高度化する専門分野の基本技術を提供することができる。</p> <p>・チーム医療を実現するための、コミュニケーション能力を身につけている。</p>	<p>・生涯にわたって専門分野を探究し、その発展に貢献する意欲を持っている。</p> <p>・人と社会に深い関心を持って、地域の保健医療に寄与できる。</p>	<p>・人権を尊重し、高い倫理観を持って社会に貢献する姿勢を身につけている。</p>
4年次	卒業研究				
3年次	卒業研究				
2年次	卒業研究				
1年次	卒業研究				

図 3-2-1 群馬パース大学保健科学部看護学科カリキュラム・マップ

群馬パース大学 保健科学部 理学療法学科 カリキュラムマップ【29年度カリキュラム】

	知識・理解	思考・判断	技能・表現	関心・意欲	態度
	<p>・保健医療専門職としての基本的知識と、社会人としての教養を身につけている。</p> <p>・多様な情報を適切に分析し、問題解決する方法を理解している。</p>	<p>・保健医療分野の諸課題を見出し、科学的洞察による的確な判断ができる。</p>	<p>・先進・高度化する専門分野の基本技術を提供することができる。</p> <p>・チーム医療を実現するための、コミュニケーション能力を身につけている。</p>	<p>・生涯にわたって専門分野を探究し、その発展に貢献する意欲を持っている。</p> <p>・人と社会に深い関心を持って、地域の保健医療に寄与できる。</p>	<p>・人権を尊重し、高い倫理観を持って社会に貢献する姿勢を身につけている。</p>
4年次	卒業研究				
3年次	卒業研究				
2年次	卒業研究				
1年次	卒業研究				

図 3-2-2 群馬パース大学保健科学部理学療法学科カリキュラム・マップ

群馬パース大学 保健科学部 臨床工学科 カリキュラムマップ

	知識・理解	思考・判断	技能・表現	関心・意欲	態度
	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療専門職としての基本的知識と、社会人としての教養を身につけている。 多様な情報を適切に分析し、問題解決する方法を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療分野の諸課題を見出し、科学的洞察による的確な判断ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 先進・高度化する専門分野の基本技術を提供することができる。 チーム医療を実践するための、コミュニケーション能力を身につけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたって専門分野を探究し、その発展に貢献する意欲を持っている。 人と社会に深い関心を持って、地域の保健医療に寄与できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権を尊重し、高い倫理観を持って社会に貢献する姿勢を身につけている。
4年次	卒業研究				
	臨床工学研究セミナー				
			臨床工学総合演習Ⅱ		
3年次	臨床実習Ⅰ・Ⅱ				
	医用治療機器学実習				
	生体機能代行装置学実習				
	呼吸療法装置学実習				
	体外循環装置学実習				
	血液浄化療法装置学実習				
	生体物性工学 医用治療機器学 生体機能代行装置学Ⅰ・Ⅱ 呼吸療法装置学 体外循環装置学 血液浄化療法装置学 関係法規 臨床工学検定Ⅲ 救命救急医学 システム工学 医用情報通信工学	システム工学演習	臨床工学総合演習Ⅰ 臨床工学英文読解 英語アカデミックリーディング・ライティング	医用レーザー工学 医用画像処理工学	
2年次	医用電子工学実習				
	医用線源工学 放射線工学概論 生体計測装置学 医用線源安全管理学Ⅰ・Ⅱ 臨床工学検定Ⅰ・Ⅱ 基礎医学実習 看護学概論 臨床生理学 臨床看護学 臨床薬理学 臨床生化学 臨床免疫学 臨床検査学概論 臨床神経生理学 医用基工学 医用材料工学 医用機械工学 医療情報処理工学 多職種理解と連携	人間工学 医用機械工学実習 医療情報処理工学実習 臨床心理学	生体計測装置学実習 医用線源安全管理学実習 医療英語リーディング 英語会話	医療安全工学 地域ボランティア活動論	生命倫理
1年次	医用電気工学実習				
	基礎工学実験				
	医用工学概論 医用線源学概論 解剖学Ⅰ・Ⅱ 生化学Ⅰ・Ⅱ 免疫学 医理学 生化学 公衆衛生学 医学概論 応用数学 応用数学演習 医用基礎工学 計測工学 大学の学び入門 心理学 教育学 教育心理学 健康スポーツ理論 法学(日本憲法論) 経済学 臨床学 広聴学A・B 数学A・B 化学A・B 物理学A・B 情報リテラシー	基礎工学実習 基礎工学情報概論	健康入系ソフト実技 現代文学 英語リーディング 医療英語会話 中国語 コリア語 トイツ語 ポルトガル語 情報処理	大学の学びと専門への選別 社会学 生涯文化と医療	哲学 人間と表現 芸術

図 3-2-5 群馬パース大学保健科学部臨床工学科カリキュラム・マップ

(イ) シラバスの適切な整備

各科目の授業内容が、ディプロマ・ポリシー及び学科の教育目標から導出される学習到達目標を体現したものとなるよう、シラバス【資料F-12】の記載項目に改良を重ねている。各科目の単位認定者により作成されたシラバスは、各学科教務委員によりその適切性について点検・確認作業が行われ、必要に応じて単位認定者へ加筆修正を求めている。

また、シラバスに沿った授業展開がなされているか毎学期末に実施する「学生による授業アンケート」【資料3-2-2】により検証を行っている。

(ウ) 授業内容・方法などの工夫

1) 保健科学部

保健科学部では、保健医療専門職としての能力を育成するため、カリキュラム・マップに示すように4年間の学修進度において、知識・理解から思考・判断、技術・表現へと重点を移しながら講義、演習・実技、実習をバランスよく配置するよう工夫がなされている。特に、実習科目は認知、行動、情意を統合する機会として重視し、学内実習から学外実習へと学修の進度に応じて段階的、体系的に配置している。また、問題解決能力の育成のため、各学科が演習科目においてグループワーク等による課題解決型の学習方法を多用している。

以下、学科ごとの授業内容・方法などの工夫を示す。

①看護学科

1 学年に「大学の学び―専門への誘い―」を開講し、現職の看護職をゲストスピーカーに迎えた講義と小グループによる PBL（課題解決型学習）により、学修の動機付けとキャリア教育を早期から展開している。また、対象理解と看護倫理観の涵養のため患者等を招き療養体験を聴く機会を設け、実践能力を高める授業展開としてシミュレーション教育や OSCE（客観的臨床能力試験）を取り入れている。さらに、PBL は各学年に配置し、段階的に問題解決能力の育成を図っている。

②理学療法学科

「身体的に弱い立場におかれた人たちへの援助をするために必要なこと」の理解を基本にしている。教授方法の工夫として、討論と発表によるアクティブ・ラーニングを初学年より行っている。また患者との治療場面を想定した立ち居振る舞いや適切なボディコンタクト、患者の立場を実感する練習のために OSCE を実施している。また、臨床実習後には振り返りのセミナーを討論形式で実施し、臨床体験を定着させる工夫を行っている。

③検査技術学科

「学生による授業アンケート」結果を基に、よりよい教授方法の工夫について考え、さらに本学の SD 部会で実施している授業相互見学などを活用し、それぞれの教員が教授方法の改善に取り組んでいる。学内実習では単位認定者以外に 2 名以上の専任教員を配置し、必要に応じて認定検査技師資格等を有するスペシャリストを非常勤講師（又は非常勤補助者）として招き、効果的な実習内容となるよう工夫している。

④放射線学科

医療専門職としての知識を修得し、その能力を現場で発揮させるために 4 年間において基礎知識の理解から思考力、判断力、技術力の養成へと重点を移しながら教育を行えるよう配置してある。当学科の特徴として、専門科目内の各分野は明確なすみ分け（縦割りの講座体）をするのではなく、それぞれ関連する講義内容で構成されている。専門科目においては、学内・外実習を、各科目を統合する機会として重視している。また、学外実習においては、実践現場に身を置くことを通じてチーム医療に対する理解を深めることを狙いの一つとしている。

⑤臨床工学科

医療分野に関するテーマを学生に選択させ、そのテーマについてグループディスカッションやプレゼンテーションを実施させている。さらに、グループディスカッションやプレゼンテーションの場には、臨床工学科の全教員が参加し、身近で個別性の高い学習支援を展開している。

2) 保健科学研究科

保健科学研究科は少人数教育の利点を活かし、共通科目の多くを各専門領域に所属する学生が合同で履修できる内容とし、それぞれの専門性を基盤に共同活動によって課題を探

求するよう授業を展開している。このことは、保健医療分野においてリーダーシップを発揮する実践者・指導者の育成という教育目的の達成のために有効に機能している。

3-2-④ 教養教育の実施

組織規程【資料 1-2-2】第 9 条に基づき、本学では全学的視点に立って、教養教育に関する教育活動を円滑かつ有効に実施する組織として教養共通教育部を学科と等位に位置付けている。構成員は教養科目及び専門基礎科目である解剖学と生理学の担当教員で、そのうち教養科目担当の教員が教養教育責任者として教養共通教育部を統括している【資料 3-2-3】。

本学では大学生にふさわしい教養、知識を身につけ、将来豊かな教養と人間性を兼ね備えた医療人を育成するために、教養教育を教養科目群と共通基盤科目群の 2 つの科目群に分けている。

教養科目群では、基礎的教養、問題解決能力、コミュニケーション能力を身につけるために、「人と社会及び自然の理解」、「情報と言語の理解」の 2 つの上位区分とそれを構成する 7 つの下位区分から満遍なく学べるよう授業科目を配置している。また、学科によって多少の差異はあるが、選択と必修のバランスにも配慮している。幅広い授業科目で扱う多様な知識を他学科の学生と共に学ぶことにより、学生が様々な考え方の違いを理解し、柔軟な思考力を身につけることを狙っている。

共通基盤科目群では、初年次教育として大学での学びに必要な姿勢やスキルを学ぶ内容を広く取り入れた科目を 1 年前期に開講し、大学での学びへの円滑な移行を促している。また、入学後早期から専門科目への関心・意欲を高めるための科目を、同じく 1 年次に開講し、専門教育の導入部分を提示し、或いは、実務者をゲストスピーカーとして招き卒業後の職業人としてのイメージの具体化を促す等の工夫により、学生の学習意欲の向上を図っている。さらに、異なる医療職種を養成する 5 学科を擁する本学の特徴を活かし、2 年次には、5 学科の教員が 5 職種それぞれの立場からチーム医療に関する話題を提示する科目を開講し、専門性、役割、立場等の違いを理解して協働していく力の基礎を育てている。

幅広い教養を身につけることと同時に、群馬パース大学の学生として学科の専門にとらわれない共通の教養、意識を身につけるといことも教養教育の目指すところである。そのために教養科目群の科目と大学の学びの姿勢やスキルを学ぶ科目は内容を全学共通としている。また、教養共通教育部の教員の担当科目である解剖学と生理学においても、科目内容は医療系として共通のものとし、教養共通教育部が専門基礎教育と専門教育への接続の一翼を担っている。

さらに、教養共通教育部が全学共通の知識、意識の育成・発展のために実施している課外の活動がある。本学の理事長と学長による講義及び外部講師によるコミュニケーション講座である。理事長と学長が 1 年生を対象に、本学の歴史、建学の精神、本学の目標についての講義を行っている。2 年生から 4 年生には学長と外部講師による、スムーズな人間関係のためのコミュニケーションスキルや心構えについての講義を企画実施して、4 年間を通じた教養教育を展開している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(ア) 教授方法の改善を進めるための組織体制の整備と運用

教育方法の改善を進めるため、保健科学部においては評価委員会の下部組織としてSD部会を設置し、計画的にFD(Faculty Development)の推進を図っている。平成29(2017)年度には、相互授業見学、研修会及びワークショップ、「学生による授業アンケート」を実施している。特に、保健科学部の授業アンケートについては、結果を受けて各教員が授業改善計画を立案し、SD部会が取りまとめている。

保健科学研究科においては、博士前期課程運営委員会及び博士後期課程運営委員会で大学院独自のSD・FDに関する事項を協議し、保健科学部との共通組織であるSD部会に報告している【資料3-2-4】。

また、本学の教員がカリキュラム・ポリシーに基づく教育の展開における個々の役割を認識し、他の授業科目と連携し合いながら、適切な教育技術を用い、教員として相応しい態度で学生の指導に当たるための基本的な考え方を示す「教育ガイドライン」【資料3-2-5】を教務委員会が制定し、教育の質の保証とその向上を目指すべく全教員に周知した。

(イ) 履修登録単位数の適切な上限設定と単位制度の実質を保つための工夫

単位制度の実質を保つためCAP制を導入し、半期で履修登録可能な単位数の総数を24単位(年間48単位)と定めている。ただし、成績優秀者には次学期以降の履修登録時に、定められた履修登録単位の上限以上の履修を認めることとしている【資料F-12】。

本学の全ての学科は、国家資格を要する医療職の養成課程であることに鑑み、医学的知識と医療技術を段階的に修得させる進級制度をとっている。進級制度では、上位学年へ進級するために取得すべき科目を指定しているが、進級に必要な科目の単位数はCAP制で指定する上限の範囲内であり、学修の質を担保している点から単位制の実質が保たれている【資料F-5】。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

カリキュラムとそれを実行する授業の展開は、社会の要請と学生の実態に応じて発展させなければならない。医療職を養成する本学において検討すべき点は、一般教養科目の構成内容と学年配当、専門基礎科目及び専門科目の学習内容の精選と学習時間の担保、国家試験受験準備学習と卒業研究の比重按分、養成施設指定規則等の変更などがある。

今後、これらの点を注視し、社会に貢献できる人材養成を目指す。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシー【資料F-13】を踏まえた学修成果の達成状況について、学生の学修状況、資格取得状況、就職状況、「学生による授業アンケート」により点検・評価している。

(ア) 学生の学修状況

保健科学部における平成 29（2017）年度の学生の修得単位数は、1 年次では 31 単位から 40 単位を修得した者が 16.0%、41 単位以上を修得した者が 83.2%であった。2 年次では 31～40 単位を修得した者が 55.4%、3 年次では 31 から 40 単位を修得した者が 72.2%、4 年次では 11 から 20 単位を修得した者が 81.0%であった。当該年次に必要な単位を修得し、進級又は卒業した学生は、1 年次 386 人中 370 人、2 年次 237 人中 223 人、3 年次 223 人中 197 人、4 年次 207 人中 200 人であった。また、成績評価の平均点は保健科学部で 64.8 点から 98.6 点の範囲に分布している。以上から、学生の学修状況は学部の教育目標に照らして概ね良好であると言える。

保健科学部では、前掲「表 3-1-1 保健科学部成績評価基準」の GP 基準に則り GPA を算出している。この結果は、アクティブ・アカデミー上の修学ポートフォリオの頁に掲載することにより、学年担任、チューター等教員が随時閲覧し、個々の学生の学習成果の点検・評価及び学習支援に活用している。さらに、学科・学年ごとの学習成果の点検・評価のため、学科ごとに全在籍者の GPA を各学科の代表者が学内グループウェア・システム上で閲覧できる仕組みをつくっており、過年度からの推移や学年による特徴を比較検討し、教育活動の改善に活用している。

(イ) 学生の資格取得状況

平成 29（2017）年度の保健科学部卒業生の資格取得状況は、看護学科卒業生 80 人のうち看護師国家試験合格者は 79 人（98.8%）、理学療法学科卒業生 63 人のうち理学療法士国家試験合格者は 60 人（95.2%）、検査技術学科卒業生 57 人のうち臨床検査技師国家試験合格者は 56 人（98.2%）であった。看護師国家試験、理学療法士国家試験、臨床検査技師国家試験のいずれにおいても合格者率の全国平均を上回っている。

(ウ) 就職状況

平成 29（2017）年度保健科学部卒業生の就職状況は、看護学科卒業生の就職率 100%、理学療法学科卒業生の就職率 100%、検査技術学科の就職率 96.4%であった。同じく保健科学研究科修了生 6 人の状況は、全員社会人であるため、在学中から勤務していた医療機関又は教育機関に引き続き就労している。本学は医療専門職の養成校であるため、学部生の 97.5%が医療関係及び福祉関係への就職している。また、看護学科保健師課程卒業生のうち保健師として就職した学生が 4 人、助産師課程卒業生のうち助産師として就職した学生が 3 人と、その取得資格を活かして就職している。検査技術学科では一般企業等への就職もみられるが、検査会社や研究施設など医療に関連する企業への就職が多い。

(エ) 学生による授業アンケート

学生自身による学修状況の評価を把握するために、「学生による授業アンケート」の結果【資料 3-3-1】も活用している。アンケートは、授業の内容・教員の教える姿勢・学生の学ぶ姿勢の三つの視点からなる 18 項目の質問に対して、学生の感じたことを、そう思う・どちらかというと思う・どちらかというと思わない、そう思わないの 4 段階で答えるもので、4 点満点で降順に点数化されるものである。自由記載項目も配置されている。

授業の内容については計画性・興味・構成・理解し易さ・進度の 5 項目、担当教員の教える姿勢については、内容の準備・学生の観察・時間遵守・質問への対応・教材選定・声の大きさ・板書とプレゼンテーション・課題提示・学修環境管理の 9 項目、学生自身の学修姿勢は、出席・態度・予復習・質問の 4 項目であるが、それぞれの領域について 4 点満点平均点で評価している調査である。

アンケートの 3 つの領域の平均点及び自由記載項目の抄録は授業科目ごとに、学年学科別に本学 HP にて公開されている。学生の主観的評価の総体ではあるが、全科目の平均でみれば、4 点満点中で授業の内容は平均 3.5 点、教員の教え方は 3.6 点、学生の姿勢は 3.4 点であり、教育水準及び満足度ともよい水準に保たれていると考える。この点は三つのポリシーが実行され教育目的に近づく経過を示している。

(オ) 就職先機関のアンケートの活用

就職先機関のアンケートは、ディプロマ・ポリシーに沿って知識・理解、思考・判断、技能・表現、意欲・関心、態度の各側面についての評価を受ける内容とし、大学が主催する就職説明会の機会を利用して実施した結果、卒業生の評価は概ね良好であった【資料 3-3-2】。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(ア) 教育内容・方法及び学修指導方法改善へ向けてのフィードバック

学生の学修状況については、年度末に各学科の進級判定会議及び卒業判定会議において学生の単位修得状況が単位認定者となっている全専任教員に報告され、学科の学習指導方針等に関する協議の機会となっている。また、各学生の単位取得状況及び GPA はアクティブ・アカデミー上の修学ポートフォリオの頁に掲載され、学年担任、チューター等、学生指導を行う教員が随時閲覧し、個々の学生の学習成果の点検・評価及び学習支援に活用している。

学生の資格取得状況は国家試験対策委員会、就職状況は学生部就職支援室運営委員会が各学科と協力して集約・分析し、教授会、学科会議を通して全教員にフィードバックされている。

「学生による授業アンケート」の集計結果及び自由記載の内容は、「学生による授業アンケート集計・分析結果シート」【資料 3-3-1】を用いて各教員にフィードバックされている。同シートには、前年度のアンケート結果を受けて行った工夫・留意点の振り返り、当該年度のアンケート結果に対する今後の改善計画を教員自身が記載する欄が設けられており、各授業科目の PDCA サイクルに学生自身による学習成果の評価を反映させる仕組みとな

っている。さらに、同シートは評価委員会 SD 部会への提出を義務づけることにより実施が担保されており、提出率は専任教員 100%、非常勤講師 63.9%となっている（平成 28 年度）。

また、群馬パース大学年報（以下、「年報」という。）【資料 3-3-3】に年度ごとの教育活動の総括と、その資料となる各授業科目の開講状況、授業の方法、使用した教材、成績分布、素点平均等の記録を掲載し、教員間で共有することにより、教授方法改善の資料としている。

（イ）学生に対する学修状況評価のフィードバック

個々の学生の学修状況は、担任またはチューターがアクティブ・アカデミーで確認し、学生にフィードバックし、学修の振り返りを促している。科目担当者による学修到達状況のフィードバックも進めており、試験後に解答の解説や正答の開示などを通して、学生が到達度を自己評価できるよう支援している。また、学修の到達目標に達しない学生に対しては対面による直接指導を行っている。

また、必要に応じて保護者に対しても個々の学生の学修状況をフィードバックし、家庭における学修環境の整備等について相談・助言を行っている。

（3）3-3 の改善・向上方策（将来計画）

アクティブ・アカデミーの導入により学修状況を一元管理し、学修指導に活用できる環境が整いつつあるが、学修に関する情報を教職員・学生間で共有するための修学ポートフォリオの活用は未だ途上である。今後、修学ポートフォリオ上で教職員・学生間が共有する情報の種類と双方向コミュニケーションの在り方を検討し、学生自身が学修状況を随時確認して自己の学修課題とその後の取り組みについて教員の助言を得ながら自主的・主体的に学習を進めるための、合理的かつ汎用性の高い修学指導システムを確立する予定である。

平成 25（2013）年度から新たに導入した GPA を修学支援の実質的で合理的な指標とするため、教務委員会と IR 推進室との連携により、現行の進級基準、卒業認定基準との関連等について検証を進め、適正な評価基準や運用方法を検討していく。

「学生による授業アンケート」の結果を直ちに授業改善に反映させるため、アンケート実施時期を授業実施期間の中間と終了時の 2 回とする等、実施方法を検討する。

【基準 3 の自己評価】

大学及び大学院の教育目標から導かれたディプロマ・ポリシーと、それを達成するためのカリキュラム・ポリシーを有し、広く公開している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき、一般教養を重視して編成され、カリキュラム・マップによりディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの一貫性がわかり易く示されている。教育課程を実践する授業にあっては、保健医療専門職として必要な能力を育成するための様々な工夫がなされ、明確な成績評価基準、単位認定基準によって評価されている。学年進行にあたっては、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が学則等で明示され厳正に適用されている。学修成果の点検・評価は、学修状況、資格取得状況、就職状況、「学生による授業アンケー

ト」、就職先機関アンケートを用いて多面的に行われ、教育内容・方法及び学修指導の改善のために適切にフィードバックされている。

以上のことから、基準3を満たしていると判断できる。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、平成 26(2014)年度に「群馬パース大学・群馬パース大学大学院大学協議会規程」【資料 4-1-1】（以下、「協議会規程」という。）を整備し大学協議会を毎月 1 回のペースで開催している。大学協議会は学長を議長と定め（協議会規程第 6 条）、その構成メンバーは学長、研究科長、学部長、各学科長、教養教育責任者、法人事務局長、事務部長、IR 推進室長、企画室長（協議会規程第 5 条）及び学長の要請による副学長（協議会規程第 5 条 2 項）である。

審議事項は学園運営会議への提案事項及び教授会と研究科委員会へ審議を要請する事項（全学的な教育課程の編成方針、本学の将来構想、本学の予算、競争的資金の獲得に関すること及び学長が必要と認める事項）であることが協議会規程第 4 条に定められており、大学協議会での審議を経て学長が審議要請を決定し、学園運営会議への提案及び教授会への審議要請指示は学長が直接行っている。また、大学協議会の下部会議として教学マネジメント会議と財務マネジメント会議が定められており（協議会規程第 3 条）、それらに特化しかつ十分な協議の必要性を学長が認めた場合、必要な人材を加えて（協議会規程第 5 条 2 項）会議が開催されている。

また、IR 推進室を組織的に学長の下に置き（図 4-1-1 群馬パース大学・群馬パース大学大学院組織図（図 1-2-1 再掲））、学長がエンロールメント・マネジメントにおける懸案事項等を直接指示し、各種データ解析を実施の上、報告を受けられるようにしている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学則【資料 F-3】に定めた使命・目的の達成のために、学則第 8 条並びに組織規程【資料 1-2-2】第 22 条に基づき、学長・教授及び事務部長をもって構成される教授会を設置、大学における教育研究に関する重要事項（①学位授与、②学生の身分に関する審査、③教育課程の編成、④教員の教育研究業績等の審査等）を審議すると同時に学長による決定が下される場として位置付けられている。教授会は毎月 1 回開催されている他、学長が必要と認めたときは臨時教授会を開くことができる。

また、教授会は教学マネジメントを適切に行う上で必要な事項を調査・審議するために各種委員会（教務委員会、評価委員会等）を置き、各委員会規程において、全ての審議結果を学長に報告し承認を受けることを定めている。各委員長は教授会開催に先だち、学内グループウェア・システムを通じて審議結果を学長及び教授会メンバーに報告・公表し、教授会において学長の一括承認を得ている。

なお、本学大学院については、大学院学則第 12 条に基づき、同大学院の教授にて構成される研究科委員会を設けている。

本学は「群馬パース大学副学長の選任に関する内規」【資料 4-1-2】（以下、「副学長選任内規」という。）に基づき、平成 30（2018）年度初頭から副学長 1 名を置いた。副学長の担当業務は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどること（副学長選任内規第 5 条）である。昨年度の放射線学科及び臨床工学科増設により今後、学生数が増大すること、少し離れた校舎ができたことから、副学長による大学全体に関わるあるいは 5 学科に共通する校務担当（国際交流、地域連携推進、保護者会との連携、国家試験対策、等）の必要性を学長が強く感じたことに端を発している。現副学長は昨年度まで学部長としてこれらの校務も担当しており、役割は明確で十分に機能している。

学長は、組織規程第 15 条により、「教育、研究に関する校務をつかさどり、所属職員を監督して学内の教育運営全般を管理し、大学を代表する」と規定されている。

また、学長は（後述の）学園運営会議の構成員であるとともに理事・評議員を兼任しており、大学及び法人の意思決定と執行責任を負っている。

以上に示したとおり、大学の意志決定及び教学マネジメントは大学の使命・目的に沿って、適切かつ円滑に行われている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「群馬パース大学 委員会等担当者一覧」【資料 4-1-3】に示されているように、本学・本学大学院におけるすべての会議には、必ず事務職員を配置し、教職協働を実施している。各種委員会等の規程においても職員の担当課を明確にしている。教職員は常に学内における問題点・検討課題を共有し、その解決・実施のために協働している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

2 学科増設による学生数・教職員の増加等、拡大・発展する中で、さらに強い学長のリーダーシップを確立するために、副学長の新たな役割付加、IR 推進室のさらなる有効活用を行う。今後は教職員の協働強化のため、FD・SD 活動の全体参加や職員の個々の職能開発のための研修にも教員参加を促すなど、教職員それぞれの立場の相互理解に力を入れる。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学においては大学設置基準上の教員数【基礎資料：様式1（データ編）】はもとより、各指定規則に定められた教員数を上回るよう確認しながら【資料 4-2-1】、独自に学科別の教員採用上限である「学科別・職位別教員定数」【資料 4-2-2】を大学協議会において定め、教育の質が担保されるよう努めている。全学科長が各基準を上回りながら、採用上限に達するまで人事委員会に諮ることができる仕組みとしている。

本学大学院においては、大学院設置基準上の教員数【基礎資料：様式1（データ編）】を満たすよう適切に配置している。

教員の採用・選考にあたっては、公募（本学 HP・JREC-IN 等）を基礎として応募された中から、各学科長等が推薦する教員を人事委員会に諮り、「群馬パース大学教員選考規程」【資料 4-2-3】に基づき審議され、教授会の議を経て学園運営会議で採用が決定される。ただし、教授の任命においては理事会の承認を必要としている。

また、教員の昇任や特別昇給等は、「群馬パース大学教員評価規程」【資料 4-2-4】（以下、「教員評価規程」という。）に基づき、評価対象教員全員に自己評価報告書・教員個人調査（履歴書）・教育研究業績書を提出させ、教員評価委員会で審議される。教員評価委員会では、特に優れた活動を行ったと評価された教員の昇任について、人事委員会に推薦することができる仕組みとしている（平成 29（2017）年度実績：昇任 1 名、特別昇給 4 名）。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

全学教員を対象とする FD は、評価委員会下部組織である SD 部会が、年間活動計画【資料 4-2-5】に基づき学生による授業アンケート、教員間の相互授業見学・評価、教育研修、ワークショップ等の活動を組織的、計画的に展開している【資料 3-2-4】。

研修については、集合研修と OJT を連動させた段階的、持続的研修体系「群馬パース大学教育研修体系」【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】を構築し、平成 30（2018）年度より運用を開始している。FD の活動実績と評価は SD 部会定例会議に随時報告【資料 4-2-8】し検討を行い、さらに、年次報告書を作成し、次年度の活動計画立案の資料とすると共に、本学 HP に掲載し、内外へ周知している。

また、教員の教育・研究活動を記録する年報【資料 3-3-3】を毎年発刊し、自己評価と関係者への説明の機会としている。前述の FD 活動報告書は同年報にも掲載している。

この他、各学科、又は教育研究領域ごとの取り組みとして、新任教員、若手教員の教育能力育成のため、補助者としての授業への参加、教壇に立つ前の模擬授業等のトレーニング

グ、指導案の点検・検討会等の活動を行っている。また、同じく新任教員、若手教員の研究能力向上のため、共同研究組織内での指導、新任教員、若手教員が単独で行う研究への助言、科学研究費補助金応募の支援をはじめとする内外の研究費獲得の支援等を行っている。

現在、FD 活動は、大学（学部）と大学院を SD 部会において共通に協議している（図 4-1-1 参照）が、平成 30（2018）年度、博士後期課程が開設されたことを契機に博士前期課程運営委員会及び博士後期課程運営委員会で大学院独自の SD・FD に関する事項を協議し、共通組織である SD 部会に報告するようにしている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、大学（院）設置基準を満たす教員編成であることはもとより、全ての学科が職業資格関連の指定基準に定められた教員数を上回るよう配置している。今後もそれらの基準及び学内における基準を意識しながら教員採用に努める。また、指定規則の改正や学生数の増減等、推測される状況を意識しながら、特に若手教員（助手を含む）の採用を積極的に推進し、教員の年齢構成が永続的に保たれるよう注視する。

年間活動計画に基づく FD 関係各事業を継続の上、充実させていく。特に、「群馬パース大学教育研修体系」に基づく体系研修の年次計画を円滑に進め、完成を目指す。また、教員間の相互授業見学・評価の結果を授業改善に活用するための方策に重点を置く。

また、SD・FD に関する事項の計画・立案・実施等は本学・本大学院の共通組織である SD 部会が行っているが、平成 30（2018）年度より本大学院に博士後期課程が開設され、新たに本大学院のみの専任教員の採用を開始したことから、今後、本学・本大学院それぞれで SD・FD に関する事項を審議する組織を設ける予定である。

4-3 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

全学教職員を対象とする SD は評価委員会下部組織である SD 部会が、年間活動計画に基づき教職員 SD 研修、ワークショップ、事務職員研修等の活動を組織的、計画的に展開している。さらに年次報告書を作成し、次年度の活動計画立案の資料とすると共に本学 HP、年報【資料 3-3-3】に掲載し内外へ周知している。

また、SD 部会では SD 研修等の実績に基づき、今後の研修計画の見直しを行っている。

教職員 SD 研修・ワークショップは、事後アンケートにより研修内容及び企画に対する参加教職員の満足度を評価すると共に、SD 活動に対するニーズを把握し次期企画に反映させている。平成 29（2017）年度については、大学設置基準の一部改正による SD 義務化を受け、「日常業務の見直しから SD に関する課題を抽出する」ことを目的とし、ほぼ全ての教職員の参加のもと、教員・事務職員別、職階別の自由討議を行った。

事務職員研修については、時事の話題や本学の運営上の課題を取り上げ年度ごとに企画・実施してきた従来の方法を見直し、階層別、部門別研修を含む研修体系「群馬パース大学事務職員研修体系」【資料 4-3-1】を構築し、平成 30（2018）年度より運用を開始している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

現行の SD 関係研修を継続の上、充実させていく。特に、教職員それぞれの職責に応じた職務遂行能力に係る研修（教職員研修・事務職員研修）の一部共有により、大学の諸活動に対する教職員の理解を促進する。また、教職員共通の大学運営・経営能力の開発に関する研修の充実、強化を図る。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備として、大学における研究活動の一層の発展と地域貢献を促進することを目的に群馬パース大学附属研究所を設置し、「群馬パース大学附属研究所規程」【資料 4-4-1】を定め、主として、研究者に対する研究活動支援及び研究活動に基づく社会連携、地域貢献を行っている。

運営に関しては、附属研究所運営委員会にて、個人研究費や特定研究費、研究予算に関する事項を審議し、適切な運営・管理を行っている。また、本学に交付された公的研究費は、管理・監督体制を明確にするため、「群馬パース大学公的研究費の管理・監督に関する規程」【資料 4-4-2】を制定し、研究費を有効かつ円滑に運営・管理している。

教職員等の研究活動について不正行為の防止、不正行為が生じた場合又はその恐れがある場合の措置等に関しても、「群馬パース大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」【資料 4-4-3】にて必要な事項を定めている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

個人の尊厳、人権の尊重・個人情報保護、その他倫理的観点から研究者等がより円滑に研究を実施することができるよう、本学では、平成 17（2005）年「群馬パース大学研究倫理審査委員会規程」【資料 4-4-4】（以下、「研究倫理審査委員会規程」という。）を定め、研究の的確な推進を図ってきた。

また、本学では、「科学者の行動規範」（日本学術会議 平成 18 年 10 月 3 日）に準拠し、「群馬パース大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」【資料 4-4-3】を平成 27（2015）年 4 月に定め、研究者の責任・行動、説明・公開、法令順守など研究者の倫理的な行動と

判断とともに説明責任を果たすことを求めてきた。研究倫理に関する学内審査機関については、本学及び本大学院に所属する教員や教員の指導のもとに学生が「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）に該当する研究及び関連する研究を実施する場合の適否について、倫理面からの正当性を審査するため、研究倫理審査委員会規程に従い、研究倫理審査委員会で審査している。研究倫理審査委員会は、「臨床研究・疫学研究倫理審査」の場合、委員長、副委員長、保健科学部代表（社会学者を含む）、学外学識経験者（弁護士）、一般人、事務系職員で構成している。さらに、「遺伝子解析倫理審査」の場合は、他大学の遺伝子学研究者を加え審査に当たっている【資料 4-1-3】。

研究倫理審査は、教員等からの申請に基づき、実施計画の内容等を、主として（1）研究等の対象となる個人の人權擁護、（2）研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法、（3）研究等によって生ずる個人への不利益並びに危険性並びに医学上の貢献の予測等から、説明書と同意書の提出を求めた上で、その内容や表現に至るまで審査を行っている。審査の判定は、原則として出席した委員全員の合意によるが、全員の合意が得られないときは、出席した委員の 3 分の 2 以上の出席をもって、承認、条件付承認、不承認、非該当の判定を行っている。

研究倫理審査は、基本的に「研究倫理審査フローチャート」【資料 4-4-5】に従い審査される。審査を希望する教員及び学生は、各自、「群馬パース大学における研究倫理審査に関するチェックシート」【資料 4-4-6】（以下、「チェックシート」という）を含む申請書類一式を研究倫理審査委員会に提出する。

研究倫理審査申請は、随時受け付けており、記載されたチェックシートを参考に、申請された案件ごとに、研究倫理審査委員長から指名された担当委員 2 名により、指針に基づき事前審査が行われる。共同研究機関において研究倫理審査委員会の承認を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合や、侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する場合などは、迅速審査として審査・判定される。迅速審査によることが不相当と判断された場合は、年 4 回（4 月・7 月・10 月・1 月）の通常審査に回され審査・判定される。

通常審査の結果、改訂が必要な場合は意見書を作成し、申請者に送付し、改訂を求める。改訂後の再申請書類を委員長・副委員長が検討し必要があれば再度改訂を求める。迅速審査で侵襲性が少なく介入研究でないものについては、予め指名された委員・委員長の合意が見られた場合、審査結果を学長に報告する。これらの審査を経たものについて、学長に審査結果を報告する。学長は、承認の是非を判定し判定結果通知書を発行する。

本学に所属する教員が研究を実施する場合の適否その他の事項について、利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）を含めて調査審議し、適当な管理措置について検討することを目的として利益相反マネジメント委員会を設置し、利益相反に関する審査を行っている【資料 4-4-7】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費については、教育研究の成果を上げることを目的に「群馬パース大学研究費規程」【資料 4-4-8】を定め、個人研究費、特定研究費及び学科研究費が配分されている。

また、学外からの研究費を獲得するため、科学研究費補助金及び各種団体等が募集する助成金の申請を奨励するとともに、共同研究の受入れを積極的に行っている【資料 4-4-9】。

個人研究費は、教員 1 人あたり一律 10 万円（年間）である。これは各教員の研究活動を支援するための基礎となる費用で、主に通信費、消耗品費等に充てられる。

学内研究支援費としては課題応募型研究としての「特定研究費」等、学科別に配分を任される「学科研究費」がある。「特定研究費」は主に若手研究者を育成し、その研究費を使い実績を作ることにより、科学研究費又は外部の助成金に申請し、採択に繋げることが目的である。特定研究費に応募する教員は、原則として申請年度から 2 年以内に科学研究費又は外部の助成金に申請することを条件とする。

学科研究費は学科支援型研究費であり、個人研究費で不足となる必要研究経費を学科研究費で補充し、実績を作ることにより、学科内の科学研究費等の外部助成金への申請及び採択率向上に繋げることを目的とする。

また、上記とは別に研究旅費を予算化し、利用方法の詳細を定め、全教員に周知している。国内外問わず学会発表や情報収集など、教員が研究活動を遂行する際に使用可能とする。

実際の運用に当たっては、個人研究費、特定研究費、及び研究旅費とも「研究費利用の手引き（個人研究費）」【資料 4-4-10】、「研究費利用の手引き（特定研究費）」【資料 4-4-11】、「研究費利用の手引き（研究旅費）」【資料 4-4-12】に従って運用されている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

専門業務型裁量労働制を導入し研究時間の確保についての自己管理を薦めている。学内の教育研究体制とその環境については改めて整備し、科学研究費を始めとした外部研究費の獲得に向け取り組みをさらに強化していきたい。

文部科学省等の科学研究費への全教員における応募率は 23.4%にとどまっており、採択率（21.1%）も必ずしも高いとはいえない。特に、若手研究者に対する支援が必ずしも十分ではなく、外部資金の獲得による研究の活性化を図るため、研究費の配分比率を見直すなど、各学科内における協力共同体制の構築を推進するよう努力したい。

研究倫理では学内外での不一致を是正する。具体的には、本学 HP への問題事例集の掲載などの検討も必要である。また、卒業研究や大学院生による研究などでも研究計画書、説明と同意等基本的な倫理事項で課題があり、教員に対して倫理に関する指導法を教授するなどの FD 研修会（研究倫理の基本的な理解、研究計画書の作成方法、説明と同意の手続き、個人情報保護等）や、学生向け講習会も開催していきたい。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントは、学長のリーダーシップのもとで大学協議会と IR 推進室及び附属研究所、教授会とそれに属する各種委員会と部会、学科会議によって階層的に機能と責任が分担された実行体制を有している。学科会議を除き、すべての会議体には事務職員が配置され教職員の協働により日常的な業務が円滑に進んでいる。

教員の採用にあつては、公募を基本に人事委員会が行う。昇任にあつては、教員評価規程に基づき公平・適切に評価される仕組みとなっている。

教員配置については、大学設置基準だけでなく、各養成施設の指定規則を上回ることを確認しながら、本学で定めた教員上限数までの範囲で管理している。

平成 29 (2017) 年に施行された大学設置基準の一部変更により本学でも評価委員会の下部組織である FD 部会を SD 部会と名称を改め、FD は主に教員が、SD は教職員が協働して行う取り組みを進めることを確認している。FD 活動としては、授業の教員間の相互授業見学・評価と集合研修と OJT を連動させた段階的、持続的研修体系の構築、教育研究活動を毎年まとめて自己評価を行い、SD 活動としては職員研修体制以外に自己点検評価の全学化のための取り組みを進めるところである。

主として研究支援を行う附属研究所が、研究倫理審査委員会と連携して研究のコンプライアンスを強化保障している。研究資金の配分については、個人研究費、特定研究費及び学科研究費が配分されている。外部資金の導入については、科学研究費の獲得にあたって啓発を行なっている。研究所独自の取り組みとして、研究所主催の公開講座を年 2～3 回実施し、地域にわかりやすいアカデミックな発信を行っている。

以上のことから、基準 4 を満たしていると判断できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(ア) 組織倫理に関する規程に基づいた適切な運営

本法人の組織の基本となる「学校法人群馬パース学園寄附行為」【資料 F-1】（以下、「寄附行為」という。）第 3 条及び本学の組織の基本となる学則【資料 F-3】第 1 条において教育基本法及び学校教育法に従うことを明確に定めている。なお、「学校法人群馬パース学園理事会の運営に関する規程」【資料 5-1-1】（以下、「理事会運営規程」という。）第 6 条に基づき年 4 回の定例理事会を、毎月 1 回の学園運営会議を開催している。また、本学においては、協議会規程【資料 4-1-1】に基づき毎月 1 回の大学協議会を、教授会規程【資料 1-2-3】に基づき毎月 1 回の教授会を開催している。

(イ) 使命・目的を実現するための継続的な努力

大学運営を円滑に行うため、将来計画の資金として第 2 号基本金の組入れ、常時かつ継続的に保持すべき運転資金として、第 4 号基本金の組入れを行っている。

(ウ) 環境や人権への配慮

地域社会や自然環境との共存を目指し東京電力初となるオール電化キャンパス（1 号館及び 4 号館）を建築、また、保健医療専門職を目指す学生を養成する教育機関として敷地内全面禁煙（県より禁煙認定施設として認定【資料 5-1-2】）とし、禁煙教育等を併せて実施することにより、環境保全のみならず学生の健康管理も促している。

「学校法人群馬パース学園個人情報保護に関する規程」【資料 5-1-3】、「学校法人群馬パース学園セクシュアルハラスメント防止規程」【資料 5-1-4】、「群馬パース大学ハラスメント防止規程」【資料 5-1-5】、「学校法人群馬パース学園危機管理規程」【資料 5-1-6】、「学校法人群馬パース学園安全衛生管理規程」【資料 5-1-7】、「学校法人群馬パース学園ストレスチェック制度実施規程」【資料 5-1-8】を制定し、人権・安全への配慮に努めている。

(エ) 学内外に対する危機管理体制の整備とその機能

学生、教職員及び近隣住民等の安全等を図るため「学校法人群馬パース学園危機管理規程」を設け、危機事象への対処が必要と判断した場合には危機対策本部を設置することとしている。危機事象への対応については危機管理基本マニュアル【資料 5-1-9】に記載している。なお、危機管理の対象となる事象を以下に示す。

表 5-1-1 危機管理対象

大 区 分	小 区 分	具 体 例
(1)教育研究活動の遂行に 重大な支障のある事態	海外渡航等	海外研修、海外留学、海外出張
	教育、実験、実習業務	教育・実験・実習等の事故
(2)学生等の安全に関わる 重大な事態	地震	地震による人的・物的被害
	火災、爆発	火災・爆発による人的・物的被害
	台風、豪雨、落雷等	台風・豪雨・落雷等による人的・物的被害
	有害物質	毒・劇物・放射性物質等紛失・流出
	廃棄物	廃棄物による汚染
(3)施設管理上の重大な事 態	不審者侵入	不審者侵入による盗難・傷害
	施設の管理	施設に起因する事故
	危険有害業務	危険作業・有害作業での事故
	労働災害	労働災害
	コンピューターネット ワーク	ネットワーク障害、ハッキング、 ウィルス感染
(4)社会的影響の大きな事 態	機密情報	機密情報漏洩
	個人情報	個人情報漏洩
	入試業務	入試ミス
(5)本学園に対する社会的 信頼を損なう事態	セクシュアルハラス メント	セクシュアルハラスメント
	その他のハラスメン ト	アカデミックハラスメント、差別、 いじめ
	知的財産権侵害	著作権侵害、特許侵害
	ねつ造、盗用	実験結果のねつ造、論文盗用
	横領	保管金等の横領
	不正使用	研究費等の不正使用
	不祥事、犯罪	学生・教職員の不祥事・犯罪
(6)前各号と同等以上の重 大な事態	一般疾病	学生・教職員の病気
	メンタルヘルス	学生・教職員精神的病気
	感染症	学生・教職員の感染症
	食中毒	学生・教職員の食中毒

上記、危機管理の対象となる事象で、学生等の安全にかかわる重大な事態のうち、発生する可能性が高い地震については、地震発生からの行動マニュアル【資料 5-1-10】を全講義室に掲示するとともに教職員へ配付・周知している。また、火災については毎年 11 月に避難訓練を実施している。その他、学生におよぶ可能性のある様々な危険等に対する事象について、学生部が主体となりセミナーや講習会を以下の通り開催している(表 5-1-2)。

表 5-1-2 セミナー・講習会一覧 (平成 30 (2018) 年度)

内容	対象学年 (全学科)			
	1 年	2 年	3 年	4 年
交通安全教室	○			
防犯教室	○			
健康教育・禁煙教育	○			○
薬物乱用防止教室			○	
情報モラル講習 (サイバーセキュリティー)		○		

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

大学を取り巻く社会情勢や法令、社会的責任やニーズの変化に対し、各種規程の制定・改廃や積極的な情報公開等、今後とも柔軟に対応する。

環境への配慮として、学内のペーパーレス化をさらに強化する。具体的には、平成 27 (2015) 年度後期より、講義資料を学生ヘデータで配信することを全教員に周知している。さらに、学内における各委員会等の資料においても、iPad を活用しペーパーレス化に努めている。

危機管理の更なる強化として、現在行っているセミナーや講習会に加えて、近年増加するインターネットや SNS 利用に伴うトラブル防止セミナー等の開催を検討している。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

(ア) 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備と機能

本法人の運営管理は私立学校法に基づき理事会、評議員会が行っている。理事会は業務の決定とその執行にあたり、評議員会は諮問機関として置かれている。理事長は本法人を代表して、法令及び寄附行為【資料 F-1】に規定する職務を行い、内部の業務を統括する。

学校法人 (理事会・評議員会) と大学 (大学協議会・教授会・研究科委員会) との意思疎通、連携、協議を円滑にすることによって「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健

医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献する」という本学の目的の追求・実現に資するため、学校法人（理事会・評議員会）と大学（大学協議会・教授会・研究科委員会）の間に学園運営会議を設置（理事会運営規程【資料 5-1-1】第 3 条 2 項・組織規程【資料 1-2-2】第 6 条・学校法人群馬パース学園運営会議規程【資料 5-2-1】（以下、「学園運営会議規程」という。）し、機動的な意思決定がなされている。

(イ) 理事会の適切な運営（選任、事業計画の執行など）

寄附行為【資料 F-1】第 15 条により設置される理事会は、同寄附行為第 5 条に規定される役員（理事 6 人、監事 2 人）にて組織されており、理事の選任条項は以下のとおりである。

- (1) 学長（大学長） 1 人
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 3 人

また、「学校法人群馬パース学園 理事職務分担等に関する内規」【資料 5-2-2】で示してあるとおり、本学専任理事の職務に関しては、財務担当・教学担当・広報担当が理事長から委嘱される。職務分担においては適宜見直すことができる仕組みとし、円滑に業務が遂行できるように規定している。

理事会の開催については、理事会運営規程【資料 5-1-1】第 6 条に規定されたとおり、毎年度 5 月、9 月、12 月及び 3 月に定例理事会を開催する他、必要に応じて臨時理事会を開催している。5 月の定例理事会においては、前年度決算について、12 月は補正予算、3 月は次年度事業計画及び予算に関する事項が主な審議事項である【資料 F-10】。

(ウ) 理事の出席状況及び欠席時の委任状など

過去 2 年間の理事会における理事の出席状況は表 5-2-1 のとおりで、適切な運営がなされている。なお、委任状には、議題に対する意見がある場合は、記して提出することとしている。

表 5-2-1 過去 2 年間の理事会における理事の出席状況

開催年月		出席者数	開催年月		出席者数
平成 28 年度	5 月	5	平成 29 年度	5 月	6
	9 月	6		9 月	6
	11 月	6		11 月	5
	3 月	6		3 月	5

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は寄附行為等に定められているとおり適切に運用されているが、今後もこれを維持することはもちろん、理事の職務分担における責任体制を明確にし、変化する大学を取り巻く環境に法人全体で対応する。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

(ア) 法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と適切な連携

理事会運営規程【資料 5-1-1】第 3 条第 2 項、組織規程【資料 1-2-2】第 6 条及び学園運営会議規程【資料 5-2-1】により、法人の組織（理事会・評議員会）と大学の組織（大学協議会・教授会・研究科委員会）の意思疎通を図り協議及び意思決定を行うことを目的とした学園運営会議を設置し、毎月 1 回開催している。学園運営会議の構成員は、理事長、監事、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、教養教育責任者、専門学校長、事務局長、事務部長、及び理事長が必要と認めた者としている（学園運営会議規程第 3 条）。

また、学園運営会議の審議事項は、理事会・評議員会から執行を委任された事項、理事会・評議員会に提案する事項、法人業務の執行に関する重要な事項、教育及び研究に関する事項、教員人事に関する事項、大学協議会への諮問事項、大学協議会からの理事会・評議員会への建議事項などである（学園運営会議規程第 4 条）。

(イ) 理事長のリーダーシップと内部統制環境

理事長は学校法人を代表し、法令及び寄附行為【資料 F-1】に規定する職務を行い、法人内部の業務を統括している（寄附行為第 11 条・組織規程第 3 条）。学校法人の最高意思決定機関である理事会、その諮問機関である評議員会を通じて本法人の業務を決定し、執行にあたっている。大学組織に対しては、「寄附行為第 6 条 1 項(1)」により学長を第 1 号理事として選任していることなどからも理事長の運営方針など意思の疎通が図られている。また、学園運営会議を設置していることにより、学長をはじめとする教学の各責任者及び事務部門の責任者に対しても理事長の意向が伝えられ、その意思の疎通が図られており、理事長のリーダーシップと理事長の意思を反映する体制を整えている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(ア) 監事の適切な選任、管理運営機関の相互チェック体制と機能、監事の理事会及び評議員会への出席状況

本法人は 2 人の監事（寄附行為第 5 条）を置き、その選任は、寄附行為第 7 条にこの法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む）又は、評議員以外の者であって理事会において選任した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任した者と規定している。これに則り、本法人は 2 人の監事のうち、1 名は地方自治体の首長経験者、1 名は金融機関の監査業務の経験者を選任している。

監事の職務については、寄附行為第 14 条に規定しており、その 1 つである内部監査等については、本法人の業務について適正かつ効率的な運営に資するため、監事は監査計画

書【資料 5-3-1】及びそのスケジュール【資料 5-3-2】を作成し、教学・学生支援を含む業務監査、財務関係を含む会計監査を実施している。監査の結果について、監事は監査調査を作成し、学園運営会議で報告しており、法人及び教学組織の相互チェック体制を整えている。

また、監事は法人の運営に関する重要事項についての諮問機関である評議員会、方針を決定する理事会、決定された方針に基づいて業務を執行する理事長が適切に機能するよう理事会及び評議員会に出席し、法人業務並びに財務状況等に関する意見等発言している。

過去 2 年間の理事会及び評議員会における監事の出席状況は表 5-3-1 のとおりで、積極的な参加がなされ、有効に機能している。

表 5-3-1 過去 2 年間の理事会及び評議員会における監事の出席状況

開催年月		出席者数	開催年月		出席者数
平成 28 年度	5 月	2	平成 29 年度	5 月	2
	9 月	2		9 月	2
	11 月	2		11 月	2
	3 月	2		3 月	2

(イ) 評議員の選任と出席状況並びに評議員会の適切な運営

「寄附行為」第 18 条により、法人の運営に関する重要事項についての諮問機関である評議員会を設置、「学校法人群馬パース学園評議員会規程」【資料 5-3-3】第 6 条に規程のとおり、各年度 5 月、9 月、12 月及び 3 月に定例評議員会を開催し、適切に運営されている。

同寄附行為第 22 条に規定される評議員の選任条項は以下のとおりである。

1. この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6 人
2. この法人の設置する学校を卒業したもので年齢 25 歳以上のものうちから、理事会において選任した者 3 人
3. 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8 人

過去 2 年間の評議員会における評議員の出席状況は表 5-3-2 のとおりで、積極的な参加がなされ、有効に機能している。

表 5-3-2 過去 2 年間の評議員会における評議員の出席状況

開催年月		出席者数	開催年月		出席者数
平成 28 年度	5 月	17	平成 29 年度	5 月	17
	9 月	17		9 月	17
	11 月	17		11 月	17
	3 月	16		3 月	17

(ウ) 教職員の提案などをくみ上げる仕組み

評議員 17 人の中には、第 1 号評議員として教職員 6 人が含まれており、教職員等の意見を反映させる体制を築いている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

学園運営会議の開催により、成し得ている法人の組織と大学の組織の連携・協働を今後も継続、発展させていく。

監事の監査報告は学園運営会議にて口頭で行われているが、今後、提出された報告書に基づき、改善の余地がある事項等は理事会に諮るよう努める。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務運営については、各委員会等から提出された予算申請を集計、進行年度の予算・実績対比の確認と調整して中長期計画を基に予算案を編成し、理事会・評議員会の承認を受けている。また、実際の予算執行時には起案書を作成・回覧し、改めて使用内容等の詳細について確認・検討を行うこととしている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 22（2010）年 4 月、群馬県を中心部である高崎市問屋町に校舎新築及び移転以後、学生募集状況は順調であり、平成 25（2013）年度には検査技術学科（入学定員 60 名、収容定員 240 名）を設置、また平成 29（2017）年度には放射線学科（入学定員 70 名、収容定員 280 名）及び臨床工学科（入学定員 50 名、収容定員 200 名）を 2 学科同時に設置し、学生数は増加の一途を辿っている。大学の収容定員充足率についても各年度 100%超で安定的に推移しており、学生生徒等納付金を主たる収入源とする本学の財務体制は健全に保たれている（表 5-4-1）。また、教育活動収支差額比率及び経常収支差額比率ともに日本私立学校振興・共済事業団発行の「平成 29 年度版 今日の私学財政」内で公表されている平成 28 年度の財務比率平均値を大きく上回っている（表 5-4-2）。

表 5-4-1 収容定員に対する現員及び学生生徒等納付金収入の推移一覧

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収容定員	620 名	680 名	740 名	800 名	920 名
現員 ※5月1日現在	647 名	715 名	794 名	883 名	1,054 名
収容定員 充足率	104.4%	105.1%	107.3%	110.4%	114.6%
学生生徒等 納付金 (単位：千円)	1,027,900	1,133,172	1,271,310	1,413,877	1,683,293
備 考	検査技術学科 設置				放射線学科 臨床工学科 設置

表 5-4-2 事業活動収支計算書関係財務比率の比較一覧

比 率	計 算 式	「平成 29 年度版 今日の私学財政」より		
		系統別	規模別	ブロック別
		(単一学部) 保健系学部平均	1～2 千人平均	北関東平均
経常収支 差額比率	経常収支差額	3.6%	-7.5%	-5.5%
	経常収入			
教育活動収支 差額比率	教育活動収支差額	3.1%	-8.1%	-5.9%
	教育活動収入計			

比 率	計 算 式	群馬パース大学		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経常収支 差額比率	経常収支差額	24.5%	21.9%	23.1%
	経常収入			
教育活動収支 差額比率	教育活動収支差額	26.6%	23.8%	25.1%
	教育活動収入計			

各新学科設置に係る施設設備取得資金については、高崎市より校舎新築事業に対する補助金交付を受けている（表 5-4-3）。

また、寄付金額 10,000 円以上の寄付者につき葉をモチーフとしたメモリアルプレートを作成・校舎内に展示する等、寄付意欲に繋がるような工夫を図るとともに、平成 23(2011)年の税制改正時当初から税額控除法人としての証明を受け、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金制度と併せて、寄付者に対する税的優遇措置に関する情報提供【資料 5-4-1】を積極的に行っている。

表 5-4-3 高崎市からの校舎等新築事業に係る補助金交付一覧

年度	平成 21 年度	平成 25 年度	平成 28 年度
補助金 対象事業	校舎新築 (1 号館)	校舎新築 (2 号館) ※検査技術学科 体育棟 (3 号館)	校舎新築 (4 号館) ※放射線学科、臨床工学科
補助金額	24,000 千円	20,000 千円	20,000 千円

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

学生生徒等納付金を主たる収入源とする本学の、安定した財務基盤を確立するためには、引き続き堅調な学生確保を維持することが必要である。社会情勢の変化や地域からの要請に柔軟に対応すべく、「中長期計画」も随時見直しを行いながら、新学部・新学科の設置等により大学の拡充を図っていく。

また、収入財源の多様化を図るべく、科学研究費補助金を始めとする外部競争的研究資金の獲得に向け、研究施設・設備の整備等支援強化の取り組みに着手する。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人群馬パース学園 経理規程」【資料 5-5-1】、「学校法人群馬パース学園 経理規程施行細則」【資料 5-5-2】に則した上、適宜、公認会計士の指導・助言を仰ぎながら実施している。

また、日本私立学校振興・共済事業団や群馬県、その他の外部団体が開催する実務研修等へ参加することにより、学校法人会計基準への理解を深め、スキルアップと会計処理の適正化を図っている。

前年度 3 月に承認された予算に対し、4 月から 10 月の半期決算に基づき補正予算を編成し、11 月の理事会で承認を得ている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査については、(ア) 公認会計士による外部監査、及び(イ) 監事による学内監査、から成っている。

(ア) 公認会計士による外部監査

平成 14 (2002) 年度から現在まで、加藤会計事務所による期中監査及び決算監査を受けている。なお、監査契約書に定められている監査従事者の監査見積時間数は以下のとおりである。

監査責任者	50時間	
公認会計士	90時間	
その他	80時間	※合計220時間

(イ) 監事による学内監査

「学校法人群馬パース学園 監事監査規程」に基づき作成された監査計画に沿った監査が行われている。

理事会及び評議員会への出席に加え、学校法人の管理運営を適正に行うため、理事会と教学間の意志疎通を図ることを目的として毎月 1 回開催される学園運営会議に監事も出席しており、学校法人の業務全般を状況把握した上で、期中・期末には決算等概要について、会計課及び公認会計士より概況聴取及び意見交換を実施している【資料 F-11】。

(3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

監事や公認会計士の監査は適正に実施されているが、学内における会計担当者の更なる知識の向上や技能の習得のため、学内 SD 研修等への積極的参加を促す。また、外部研修にも積極的に参加させ、学校法人会計への更なる理解を深める。

今後も公認会計士及び監事との連携を密にしながら、適正な会計処理の継続を図る。

【基準 5 の自己評価】

本法人では組織倫理に関する規程に基づいた適切な運営を行うため、各種会議を適切に開催している。また、大学運営を円滑に行うため、将来計画の資金として第2号基本金の組入れ、常時かつ継続的に保持すべき運転資金として、第4号基本金の組入れを行っている。

環境への配慮としてオール電化キャンパス及び敷地内全面禁煙を、人権への配慮は「学校法人群馬パース学園個人情報保護に関する規程」をはじめ諸規程を整備している。

危機管理については、学生等の安全にかかわる重大な事態を中心として、各種マニュアルの整備やセミナー・講習会を実施している。

理事会は理事・監事がほぼ毎回全員が出席し学園の重要事項の審議と決議を行っている。評議員会は評議員がほぼ毎回全員が出席し理事会に意見を述べている。なお、監事は理事会での監査だけでなく、学内監査も一年かけて順次行い、管理体制チェックを保障している。

中長期計画をもとに予算を編成し、理事会・評議員会の承認を受けている。大学の収容定員充足率が各年度100%超で安定的に推移する中で学生生徒等納付金が十分に確保されており、経常収支差額比率をはじめとする各種の財務比率も概ね良好で、財務基盤は安定している。

外部資金の導入に関しても文部科学省の私立大学等改革支援事業に関わる補助金に連続して採択され、財務基盤の安定化を促進している。法人の会計処理は、「学校法人群馬パース学園 経理規程」「学校法人群馬パース学園 経理規程施行細則」に則して行い、公認会計士の指導・助言及び外部監査、監事による内部監査を経る形で誠実に適正に実施している。

以上のことから、基準5を満たしていると判断できる。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、自ら掲げる目標に向けて教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・評価の取り組みを踏まえた自主的・自律的な質保証への取り組みが基本であることを踏まえ、大学組織のみならず、法人全体として自立的な改革サイクルとしての質保証に関与する組織体制を整備している（図6-1-1 群馬パース大学・大学院 内部質保証組織図及び責任体制）。

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、教授会の下、評価委員会を置く【資料 6-1-1】。評価委員会の下には、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学の教職員が必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上させるために必要な取り組みを行うことを目的とする SD 部会や本学の建学の精神や目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進し、学内外に公表するための自己評価・認証評価部会を、また、本学の教育研究活動を積極的に公開することを目的とした年報部会を置いている【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】。委員会の 3 つの下部組織の長にはそれぞれ教授が就き、評価委員長の下、教授会で活動の詳細を報告・協議している。

教授会で審議された事項の内、重点的な課題については大学協議会で議論され、最終的には、外部監事が参画する学園運営会議で承認される。

群馬パース大学・大学院 内部質保証組織図及び責任体制

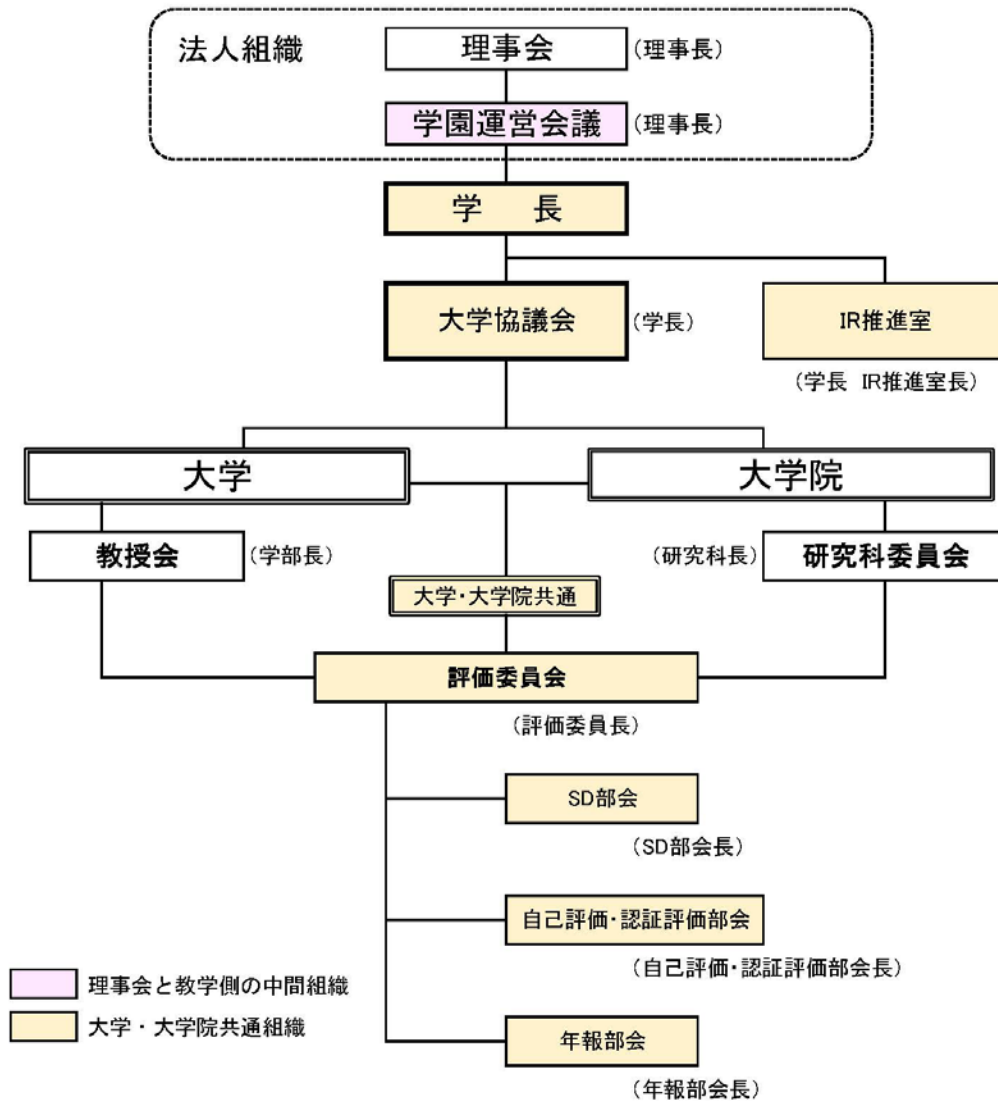


図6-1-1 群馬パース大学・大学院 内部質保証組織図及び責任体制

(3) 6-1の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証のための組織は整備され、その責任体制も確立されつつあるが、組織体制やその仕組みを外部に向けてさらに理解しやすく公表するよう努める。

ホームページやソーシャルメディアを利用し、本学の内部質保証への取り組みを分かりやすく、さらに、外部の意見も取り入れることができる仕組みを今後確立させていく予定である。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

(ア) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその体制

1) 自己点検・評価の実施体制

自己評価を恒常的に実施するため、自己評価・認証評価部会では、自己評価・認証評価に関する報告書の作成及び公表と自己評価・認証評価の実施に係る作業を行う。部会は、評価委員会の専任教員、事務部長、企画室長、事務職員で構成されている【資料 6-1-2】。

2) 自己点検・評価項目

自己評価活動とその結果を確実に、最大限本学の教育研究水準の改善・向上に還元するため、以下のとおり自己点検・評価項目を設定し、それらが常に最適・最善のものであるよう見直す体制としている。

評価項目は、認証評価受審と有効に連動させるため、認証評価機関の評価項目を用い、これに本学の使命・目的の追求達成に必要な項目を独自に設定する（表 6-2-1）。

表 6-2-1 自己点検・評価項目

① 使命・目的等	② 学生	③ 教育課程
④ 教員・職員	⑤ 経営・管理と財務	⑥ 内部質保証
⑦ 地域への貢献	⑧ 国際交流の推進	

3) 評価結果の共有と社会への公表

自己点検評価書は本学 HP に掲載して公表するとともに、CD-ROM に収録し、理事、監事、評議員、関係機関に配布する。学内では、グループウェア・システムを通じて全教職員に配布し、全員が内容を共有している。

また、評価の結果、良好順調と判断された点を成熟・伸長させ、不十分・課題ありと判断された点を改善するための取り組みを、自己評価・認証評価部会の取りまとめのもと、各項を所掌する委員会・部門で検討し、評価委員会、教授会の審議、学長の承認を経て、実行に移す。

(イ) エビデンスに基づく、自己点検・評価の定期的な実施

自己点検・評価の結果を自己評価・認証評価部会がエビデンスに基づいて集約し、評価機構の評価の受審期間の折り返しである3～4年目に自己点検評価書をまとめる形で進めている。

平成23（2011）年度に受審した初回の機関別認証評価の3年後の平成26（2014）年度に中間評価として自己点検評価書をまとめ、本学HPに公開した。その後4年間の期間を経て平成30（2018）年の審査を受ける流れとなり本審査に至っている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制として、平成26（2014）年よりIR推進室を整備している【資料6-2-1】。

IR推進室では、年度ごとの全体的な指標データとして、各学科の入試区分別合格者数及び入学者数と入学率、各学科の収容定員数及び充足率と学年別在籍者数、各学科の学年別の留年者数と休学者数及び退学者数、各学科の卒業生数及び4年間での卒業率、各学科の国家試験合格者数及び合格率、各学科の就職率を収集している。

また、学生個々の年次データとしては、性別、入学時年齢、出身地域、入試区分、入試成績、各セメスターの素点平均及びGPA、留年と休学及び退学などの学籍異動、課外活動、奨学金受給、賞罰、国家試験合否、就職先と種別について収集している【資料6-2-2】。

IR推進室では、データ収集活動が主であるため、IR推進室会議は年に数回の開催となっているが、集積されたデータ情報を学長のみならず学科や委員会などから要請があれば開示可能とし、要望に沿った解析も行えることを周知している。実際に、平成29（2017）年の入試制度の策定においては、平成28（2016）年以前の入学生の入試区分と入学後の成績や学籍異動の状況を詳細に検討し、現行入試で適正に選抜を行っていることを検証するなどの活動を行った【資料6-2-3】。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

自己評価・認証評価部会が収集したデータとIR推進室が集積したデータを集約・検証することで、学生が感じている問題の背景を分析できる仕組みを構築する。

IR推進室では、学長がエンロールメント・マネジメントにおける懸案事項等を直接指示し、各種データ解析を実施しているが、今後は各委員会等が問題解決のために積極的にIR推進室を活用できるよう周知する。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では前述のとおり、学部教育においては保健科学部ディプロマ・ポリシーと、その

達成のための学部全体及び学科ごとのカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを一体的に定めている。そして、あらゆる教育活動はこれをより高度な水準で達成することを目指して組織的、かつ継続的に改善が図られている。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは本学 HP 及び学生便覧への掲載により教職員に共有され、教員個人及び学科、学部の教育活動の評価に活用されている。各教員による授業改善は SD 部会が実施する FD 諸活動（詳細は基準 4 に記載）により、組織的に支援されている。また、各学科はそれぞれ多様な内部組織を機能させ、教育課程、教育方法の持続的な点検・評価と改善を行っている。さらに、学部全体としては教務委員会の主導によりディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて教育課程、成績評価、学籍、その他の教育活動をモニタリングし、学部に通ずる課題について決定し、具体策を遂行している。特に、平成 29（2017）年度の放射線学科、臨床工学科新設を契機に、学部全体の教育課程の大幅な見直しを行い、本学が擁する医学系の各学問分野に共通する能力についてディプロマ・ポリシーを起点として組織的に検討した。この結果、必要な教育内容を充実させるべく既存の学科においても教育課程の再編を行っている。

大学院教育においては、保健科学研究科博士前期課程、後期課程それぞれにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを一体的に定め、それらは本学 HP 及び学生便覧への掲載により教職員に共有され、教員個人及び研究科の教育活動の評価に活用されている。

平成 23（2011）年度に受審した日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価において、改善を要する点、又は参考意見として付された事項は、教授会において項目ごとに担当部署を割り当てて取り組みの進捗を監視し、全ての項目について概ね改善が確認された。

平成 26（2014）年度に取りまとめた自己点検評価書は学内グループウェア・システムに登録され、全教職員の閲覧に随時供されている。記載された改善・向上方策は、担当する委員会等の活動計画に適宜盛り込み、持続的に改善を図っている。また、これに基づく PDCA サイクルの展開を大学運営全体の取り組みとして位置づけ、機能させるため、中長期計画に自己点検・評価に関する目標を大項目として明記している。

本学保健科学部は、平成 29（2017）年度に放射線学科、臨床工学科を新設したことに伴い、平成 30（2018）年現在、設置計画履行状況等調査の対象となっている。平成 29（2017）年度に実施された 1 年目調査では、保健科学部臨床工学科入学定員超過に対する改善意見が付され、平成 30（2018）年度入学者選抜において履行済みである【資料 F-14】。

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 29（2017）年度に保健科学部放射線学科、臨床工学科、平成 30（2018）年度に大学院保健科学研究科保健科学専攻博士後期課程を開設し、組織の大幅な再編を行ったところである。今後、新たな組織体制が円滑に機能し、PDCA サイクルが個人レベル、組織レベルともに適正に展開されるよう、教職員全体による現状と課題の共有及び、更なる向上を目的とした組織的取り組みを強化していく。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための自己点検・評価の体制は、責任が明確にされて整備されている。校内の様々なエビデンス（データ）に基づく自主的・自律的な自己点検・評価を定期的に行っており、それらの結果を学内グループウェア・システムで共有し、本学 HP で広く社会に公表している。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う組織としては IR 推進室を整備している。

また、内部質保証は三つのポリシーを起点として行われ、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を大学運営の改善・向上に活用している。

以上のことから、基準 6 を満たしていると判断できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域への貢献

A-1 地域への貢献

A-1-① 高崎市への地域貢献にむけた取り組み

A-1-② 渋川市への地域貢献にむけた取り組み

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学則【資料 F-3】1 条（目的）で「地域社会に貢献する」ことを目的としている。その目的達成に向け、「群馬パース大学地域連携センター規程」【資料 A-1-1】に基づき、地域連携センターを設置している。同センターでは、本学の所在地である高崎市と、本法人が運営する群馬パース大学福祉専門学校が所在する渋川市への地域連携活動を行っている。

A-1-① 高崎市への地域貢献にむけた取り組み

高崎市は本学がキャンパスを置く地域であり、地域の各種団体や行政との接点を持ち以下の地域貢献活動を行っている。

(ア) 高崎卸商社共同組合との連携による「まちづくり委員会」を通じた地域貢献

本学が所在する高崎市問屋町は、昭和 42（1967）年に全国に先駆けて完成した卸商業団地を主とする地域である。時代の推移によって生ずる産業構造の変化により卸商業団地が従来の姿から変化する中で、平成 22（2010）年に本学が高崎市問屋町に移転設置された。本学は設置当初より地域の活性化のために貢献する立場から、高崎卸商社街協同組合に業界側委員として参加し、活動を進めている。

現在の活動は、同組合の組織である「まちづくり委員会」の活動（詳細は「団地再整備事業報告書」【資料 A-1-2】）が主である。そこで検討されているのは、駅前開発、共同駐車場整備、セントラルパーク整備、本学が接する道路を含むシンボルロード景観形成に加えて大学との連携である。本学との連携にあたっては、本学学生からアンケートをとったところ、「多くの学生や若者が行き交う賑わいのあるまち」「居住環境が整った、住みやすいまち」という意見が多く寄せられた。それらの意見や地域住民・企業の意見を背景に、「ビジネスと暮らし・学びが融合したまち～ダイバーシティ高崎問屋街」という、産・学・住の複合により若者の活気に満ちた新しい高崎問屋街の形成を目指す基本方針を持つに至っている。

この高崎問屋街の産・学・住の複合の具体化案としては、大学の現場実習と組合員の健康診断が同時に実現できる「無料健康診断・献血応援プロジェクト」、大学の課外活動と組合の活動が同時に実現できる「課外活動支援プロジェクト」が挙げられているところである。この課外活動支援プロジェクトの実行として、平成 30（2018）年には、学園祭である「流星祭」と群馬県の名産品を一同に集めるイベントである「上州どっと楽市」を同日に連携させて開催する計画をしている。

(イ) 高崎市との連携による防災活動による地域貢献

高崎市との防災協定の締結【資料 A-1-3】により、本学は地域住民及び労働者の一次非難の区域・施設となっている。緊急時には避難場所を提供するだけでなく、備蓄してある食糧も地域住民・労働者に提供する。

(ウ) 高崎市の各種事業を通じての地域貢献

本学理学療法学科の専門性を活かし、平成 29 (2017) 年度より高崎市介護予防事業として高崎市の「高齢者あんしんセンター希望館」で地域貢献活動を行っている。春夏期には浜尻地区に、秋冬期には塚沢地区にて開催される「希望館運動教室」へ理学療法士である教員がそれぞれ月 1 回程度出向き、運動方法指導、腰痛予防体操、骨盤底筋群トレーニング、ボール体操、自主運動マネジメント、ウォーキング、バランストレーニング等の指導を行っている。

また、平成 29 (2017) 年度より、高崎市が支援する高齢者の自主グループである「高崎市いきいきサロン」へ理学療法士である教員が出向き、腰痛予防体操、骨盤底筋群トレーニング、ストレッチ等の指導を行っている。

(エ) 大学の企画したイベントを通じて発信する高崎市への地域貢献

平成 30 (2018) 年に「音とダンスの祭典 2018」を大学が主催して、高崎卸商社街協同組合のイベント施設である「ビエント高崎」で開催した。大学の学生サークルの一つである舞踏研究会の研究成果を市民に公開することに加え、「日本介護予防ダンス協会」との連携により介護予防ダンスも知ることができ、大学も呼応してダンスと介護予防の関連性について講話も行った。このイベントは大学と地域の交流、楽しくできる介護予防の啓発という点で地域貢献に資するものとなった。このイベントには地域の方々が 300 人集まり地元紙でも報道された。

A-1-② 渋川市への地域貢献にむけた取り組み

渋川市は、群馬パース大学福祉専門学校（以下、「専門学校」という。）の所在地でもあり、行政や地域の諸団体と接点を持ち、以下の地域貢献活動を行っている。

(ア) 渋川市との業務協定に基づく地域貢献

専門学校が「渋川市渋川総合病院」の移転にあたって生ずる跡地に移転するにあたり、「渋川市渋川総合病院跡地利用事業協定書」を平成 28 (2016) 年に締結している【資料 A-1-4】。この協定の第 15 条には、本法人は、地域活性化のために法人の人材・情報・資源を活用し、市民や地域と連携や協働により実効性の高い地域貢献・地域連携方策を講ずることが明示されており、次の (イ) に示す地域貢献に取り組んでいる。

(イ) 渋川市赤城地域いきいきサロンへの地域貢献

平成 29 (2018) 年よりそれぞれ 3 回、渋川市の赤城地域にある「宮田地区いきいきサロン」及び、「勝保沢地区いきいきサロン」の 2 箇所、本学及び専門学校教員にて訪問

し、指導を行っている。宮田地区では体組成測定に加えて健康維持のためのロコモティブシンドローム、心理的健康、食生活の講話を行っている。勝保沢地区では体組成測定に加えて健康維持のためのストレッチ、ウォーキング、骨盤底筋群の講話を行っている。また、赤城地区全体に対して、健康運動推進員主催の健康教室に介護予防に関する講演を行っている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

「地域社会に貢献する」ことを目的とする本学では、今後も更なる地域貢献活動を推進する。現在、本法人が設置する大学及び専門学校の所在地である高崎市と渋川市を主な対象地域としているが、今後、隣接する市町村にも拡大する。

また、本法人全体で取り組む地域貢献については、本大学の地域連携センターと専門学校の教職員が行う地域貢献活動を一体管理する組織である「学校法人群馬パース学園地域連携推進室」と協働で実施する。

【基準 A の自己評価】

産・学・住共同の取り組みとして、学園祭である「流星祭」と高崎卸商社街協同組合が実施する「上州どっと楽市」と同日に開催する予定である。また、「上州どっと楽市」の実行委員会に本学学生が委員として参画し、「上州どっと楽市」にも学生から提案された企画も実施する予定である。

専門学校が所在する渋川市とは協定に基づく具体的な健康増進のための地域貢献活動が進められている。本学における地域貢献活動は、組織的にも実践的にも、緒に就いた段階であるが、地域連携を実行する体制の強化と具体的活動を着実に進めている。

以上のことから、基準Aを満たしていると判断できる。

基準 B. 国際交流の推進

B-1 国際交流の推進

B-1-① 国際交流にむけた取り組み

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(ア) 概要

「群馬パース大学国際交流センター規程」【資料 B-1-1】に基づき、本学に国際交流センターを置いている。国際交流センターは、海外の高等教育機関・医療機関等との学術・文化の交流及び国内での国際交流を通じて教育研究の充実・発展を図り、国際的視野を持ったリーダーシップのとれる保健医療専門職の育成を目的とする。

「群馬パース大学海外研修補助規程」【資料 B-1-2】第 2 条に基づき、本学が許可した研修に限り海外研修費用の一部を補助する。補助については、本学学生一人当たり在学中一回限りとし、本学が許可したプログラム費用の 4 分の 3、但し上限 20 万円までとしている。

本学の目的には「国際社会に貢献する」という文言が含まれていることから、本学では国際交流を積極的に推進している。具体的な国際交流について以下に示す。

1) 海外の大学との協定

①ハワイ大学（アメリカ ハワイ）との協定

協定名「STUDENT CONFERENCE ON HEALTH PROFESSIONS IN USA Gummapaz College John A.Burns School of Medicine(JABSOM)」

②リンカーン大学(マレーシア クアラルンプール)との協定

協定名「AGREEMENT FOR ACADEMIC EXCHANGES AND COOPERATION BETWEEN Lincoln University college,Malaysia AND Gunma Paz University,Japan」

(イ) 協定を締結している大学への訪問

1) ハワイ大学

ハワイ大学との協定【資料 B-1-3】に基づき、希望者を対象として研修を実施している。平成 27（2015）年度の春季休業中には、7 名の看護学科の学生と 1 名の看護学科の教員の計 8 名でハワイ大学を訪問し研修を実施した（平成 28 年 3 月 5 日～11 日の期間）。また平成 29（2017）年度の春季休業中には、看護学科の学生 3 名と看護学科長を含めた 2 名の教員が研修に参加した（平成 30 年 3 月 11 日～3 月 16 日の期間）。具体的な研修行程について以下に示す。

平成 29（2017）年度 春季海外研修（アメリカ・ハワイコース 看護学科対象）行程

3/11 出国及びホノルル着

3/12 午前 Global Nursing Education & Consultation による研修

看護英語とフィジカルアセスメント

午後 緩和医療施設見学

3/13 午前 Global Nursing Education & Consultation による研修レクチャー
(アメリカの臨床看護、ウインドケア・術後ケアと患者教育、
グローバルスタンダードケアなど)

午後 救急医療病院見学 (The Queen's Medical Center)

3/14 自由行動

3/15・3/16 ホノルル空港 帰国

2) リンカーン大学

リンカーン大学との協定【資料 B-1-4】に基づき、希望者を対象として平成 29 (2017) 年度の春季休業中に初めて研修を実施した。参加者は 5 名の理学療法学科の学生と、2 名の理学療法学科の教員計 7 名がリンカーン大学を訪問した (平成 30 年 3 月 12 日～16 日の期間)。具体的な研修行程について以下に示す。

平成 29 (2017) 年度 春季海外研修

(マレーシア・クアラルンプールコース 理学療法学科 2～3 年生対象) 行程

3/12 出国及びマレーシア入国

3/13 プリンスコートメディカルセンター見学

3/14 終日 リンカーン大学の教育プログラム受講

3/15 午前 リンカーン大学 Kelana Jaya Campus の見学。

見学後、リンカーン大学の学生と交流会

午後 クアラルンプール市内見学 国立博物館、王宮、国家記念碑、
国立モスク、独立広場

クアラルンプール国際空港へ

3/16 帰国

(ウ) その他、本学が許可した海外研修プログラム

上記の協定を締結している海外研修以外に本学が許可した海外研修プログラムは以下のとおりである (平成27 (2015) 年度以降実績)。

1) 平成 27 (2015) 年度 春季海外研修プログラム

1. オーストラリア シドニー 3/5～3/11

2. カナダ バンクーバー 3/6～3/13、3/20～3/27 ※プログラムは同内容

2) 平成 28 (2016) 年度 夏季海外研修プログラム

1. オーストラリア シドニー 9/4～9/11

2. スウェーデン スtockホルム 9/11～9/16

3. アメリカ ポートランド 9/11～9/17

4. カナダ バンクーバー 【語学研修】 9/18～9/24

学生の希望が各プログラムにおける最少催行人数に達しなかったため、全てのプログラ

ムは催行されなかった。

3) 平成 28 (2016) 年度 春季海外研修プログラム

1. アメリカ ロサンゼルス 3/14～3/19
2. オーストラリア キーンズランド 3/12～3/17
3. フィリピン マニラ【語学研修】 3/13～3/19

アメリカロサンゼルス研修に 21 名の学生と同伴の教員 1 名が参加した。訪問先はロサンゼルス市内にある「グッドサマリタン総合病院」と「マクドナルド・チルドレンズハウス(難病をもつ子供の支援施設)」である。

4) 平成 29 (2017) 年度 夏季海外研修プログラム

1. アメリカ ロサンゼルス 9/19～9/24
2. アメリカ ニューヨーク 9/19～9/24

アメリカロサンゼルス研修に 8 名の学生が参加した。訪問先はロサンゼルス市内にある「トーランス・メモリアル・メディカルセンター」、「高齢者ケア施設サン・ライズ(施設内見学、リハビリ見学)」である。

5) 平成 29(2017)年度 春季海外研修プログラム

1. アメリカ ロサンゼルス 3/13～3/18
2. オーストラリア シドニー 3/19～3/24

アメリカロサンゼルス研修には、18 名の学生と同伴の教員 1 名が参加した。訪問先はロサンゼルス市内にある「トーランス・メモリアル・メディカルセンター (院内見学：急性期病棟、リハビリ、ラボラトリー)」、「高齢者ケア施設サン・ライズ (施設内見学、リハビリ見学)」、「マクドナルド・チルドレンズハウス (難病を持つ子供の支援施設)」である。

(エ) 国際交流センター主催学内特別講演

学内においても保健医療分野の国際的な繋がりを意識させるため、平成 28 (2016) 年度より国際交流センター主催の特別講演を年 1 回実施している。詳細について以下に示す。

①マダム アワ カンサイ氏の講演

日 時：平成 28 年 8 月 1 日 (月)

場 所：1 号館 8 階 大講義室

講 師：CARA マリ共和国現地事業担当スタッフ

Awa KANSAYE (アワ・カンサイ)

CARA 代表 村上一枝

講演内容：西アフリカの看護情勢について

受講者：64 名(看護 2 学年 11 名、看護 3 学年 11 名、看護 4 学年 42 名)

特別講演終了後に実施したアンケート結果は、「非常に良かった」86%、「まあまあ良かった」14%、「あまり良くなった」0%、「非常に良くなかった」0%であった。

②森田 亜紀氏の講演

日 時：平成 29 年 11 月 17 日(金)

場 所：1 号館 PAZ Hall

講 師：森田 亜紀（ホスピスハワイ所属 臨床心理学博士 プリブメントコーディネーター）

講演内容：米国のホスピス医療と心のケアについて

受講者：175 名

（看護 1 学年 88 名、看護 2 学年 85 名、看護学科 3 学年 1 名、大学院生 1 名）

特別講演終了後に実施したアンケート結果は、「非常に良かった」66%、「まあまあ良かった」30%、「どちらともいえない」4%、「あまり良くなかった」0%、「非常に良くなかった」0%であった。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

「国際社会・地域社会に貢献する」ことを目的とする本学では、今後も更なる国際交流活動を推進する。国際交流センターは、平成 28（2016）年度に設立された新しい学内組織であるが、センター長の強いリーダーシップのもと本学の国際交流を推進している。

現状では学術交流や学生間交流等の協定を締結している海外にある大学が 2 大学と多くはない状況である。本学の各学科に合わせた大学間協定を今後締結し、学生の有益になるような国際交流を推進する。また、本学の学生が協定大学に赴く研修だけではなく、海外からの学生を受け入れる体制も今後構築していく必要がある。単位互換や教員間の研究に係る交流も推進していく。

【基準 B の自己評価】

海外の 2 大学と協定を締結し、それに基づき海外研修を成功裏に実施することができた。また、大学が許可した協定関係のない大学や施設への海外研修は希望者に対して毎年実施することができている。国際交流センター主催の講演会も実施でき、海外の知見を広める機会になっている。

以上のことから、基準Bを満たしていると判断できる。

V. 特記事項

1. 博士後期課程設置による大学院教育の発展

社会や保健医療を取り巻く環境の変化に伴って、現代医療は高度化、複雑化、多様化しており、そのような中で幅広く対応できる質の高い医療専門職の必要性はますます高まっている。これに対しては、臨床現場を中心とした実践者としての人材供給だけにとどまらず、未来の医療を拓く、ライフイノベーションを生み出す科学技術の振興に寄与できる、国際水準で活躍できる研究者、教育者、指導者となる高度な専門人材の育成が大学院博士課程教育の担う役割として期待されている。

そこで本学は、保健科学の学術的基盤の上に立ち、より高度な科学的知識と技術を身に付け独創的な研究能力と高い倫理観を有した研究者、教育者、指導者の養成を目的とし、それまでの修士課程5領域（看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域）の中で技術力・解析力の高い病因・病態検査学領域を中心とする専門分野を「医療科学」領域として構成し、平成30年（2018）4月に保健科学研究科博士後期課程を設置した。「医療科学」の領域で開設されている大学院は群馬県内外でも見当たらず、「病因・病態検査学」は極めて少ない。医療系大学院は病院等に從事しながら学ぶ社会人学生の割合が高く、仕事を続けながらの就学を考えたときに他県を選択できるケースは少ない。特に、群馬県を含む北関東圏において博士後期課程への進学を希望する「病因・病態検査学」領域の修士課程修了者の進学先は、限られているのが現状であり、本学が大学院博士後期課程を設置した意義はあるものと考えられる。

2. 医療職養成の拡充

本学は「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成」という大学の目的のもと、1学部（保健科学部）5学科（看護学科、理学療法学科、検査技術学科、放射線学科、臨床工学科）により7職種（看護師、保健師、助産師、理学療法士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士）の養成を行っている。養成職種数と養成人数（320名）の多さは群馬県内でトップクラスであり、群馬県及び近隣地域の医療の発展に貢献し得るものであるし、多くの医療・保健系学部進学希望者の期待にも応え得る大学である。そして、単なる大学生の基礎固めではない本学独自の共通基盤科目を基礎として学ぶことにより、各学科が良好に関係しながら、多職種連携・チーム医療を実践できる専門職の育成を可能としている。

3. 将来の保障が十分に見込める業種で生きていくことができる

本学が養成し社会に輩出する人材は、医療専門職の国家資格を取得し得る特別な知識や技能を有する人材である。20年後には現存する職業（仕事）の半分近くがAIやロボットなどにより人間の仕事に取って代わるだろうという研究結果が将来の不安としてメディアを賑わせているが、本学が養成する人材は、国家資格の取得によりそのネガティブな将来予測から回避でき得るものであろう。科学技術の進歩により職務内容には変化があったとしても、人間社会から必要とされる『人材』であることは間違いなく、そのような人材を「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成」という大学の目的のもとに輩出していくことは、本学の社会的な価値であり、若者の将来にも希望として示されるものである。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	群馬パース大学 学則 前文及び第 1 条（目的）に建学の主旨及び、それに基づいて学校教育法の定めによる大学の目的を明示している。	1-1
第 85 条	○	群馬パース大学 学則第 3 条（学部）に保健科学部の設置を明示している。	1-2
第 87 条	○	群馬パース大学 学則 前文及び第 12 条（修業年限）に 4 年と明示している。	3-2
第 88 条	○	群馬パース大学 学則第 20 条（編入学）及び 21 条（転入学・転科）に相当年次への入学の許可を、第 32 条（入学前の既取得単位等の認定）に他大学等での単位認定に対する取り扱いを明示している。	3-2
第 89 条	—	該当せず	3-2
第 90 条	○	群馬パース大学 学則第 15 条（入学資格）に学校教育法の定めに従う内容で入学資格を明示している。	2-1
第 92 条	○	群馬パース大学 学則第 6 条（教員）及び第 7 条（事務職員）に学校教育法の定めに従う内容で教員の職位・役職及び事務職員を明示している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	群馬パース大学 学則第 8 条（教授会）に教授会の設置と役割を明示している。	4-1
第 104 条	○	群馬パース大学 学則第 45 条（学位授与）及び群馬パース大学 大学院学則第 19 条（学位授与）に学位授与について、それぞれ明示している。	3-1
第 105 条	—	該当せず	3-1
第 108 条	—	該当せず	2-1
第 109 条	○	群馬パース大学 学則第 2 条（自己点検・評価等）に学校教育法の定めに従う内容で自己点検・評価の取り組みを明示している。	6-2
第 113 条	○	群馬パース大学 学則第 2 条（自己点検・評価等）3 項に教育研究活動等の情報提供の形でその公開を明示している。また、群馬パース大学年報にて教育研究活動等の年間の到達点と評価及び今後の方針を公表している。	3-2
第 114 条	○	群馬パース大学 学則第 7 条（事務職員）に学校教育法の定めに従う内容を明示している。	4-1 4-3
第 122 条	○	群馬パース大学 学則第 20 条（編入学）に相当年次への入学の許可を明示している。	2-1
第 132 条	○	群馬パース大学 学則第 20 条（編入学）に相当年次への入学の許可を明示している。	2-1

群馬パース大学

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	群馬パース大学 学則には学校教育法施行規則が定める事項について明示している。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当せず	3-2
第 26 条 第 5 項	○	群馬パース大学 学則第 42 条（退学）、第 43 条（除籍）及び第 47 条（懲戒）に学生の退学、除籍、停学及び訓告の処分を学長が行うことを明示している。	4-1
第 28 条	○	学校法人群馬パース学園 文書処理規程に学校教育法施行規則の定めに従う内容を明示している。	3-2
第 143 条	○	群馬パース大学 学則第 8 条（教授会）4 項の(5)～(10)に教授会のおく各種委員会及び部の事項の審議を明示している。	4-1
第 146 条	○	群馬パース大学 学則第 32 条（入学前の既取得単位の認定）に科目等履修単位を含むと明示している。また、群馬パース大学 学則第 49 条（科目等履修生）に科目等履修生を認めている。	3-1
第 147 条※	—	該当せず	3-1
第 148 条	—	該当せず	3-1
第 149 条	—	該当せず	3-1
第 150 条	○	群馬パース大学 学則第 15 条（入学資格）の(2)及び(3)に学校教育法施行規則の定めに従う内容を明示している。	2-1
第 151 条	○	群馬パース大学 入学者選考規程第 5 条（選考の方法）に学校教育法施行規則の定めに従う内容が明示されており、本学が実施する入試区分のうち、推薦入試がそれに相当する。	2-1
第 152 条	○	群馬パース大学 学則第 2 条（自己点検・評価等）により実施される自己点検・評価の中で入学制度の運用状況も点検・評価している。	2-1
第 153 条	—	該当せず	2-1
第 154 条	○	群馬パース大学 学則第 15 条（入学資格）に学校教育法施行規則の定めに従う内容を明示している。	2-1
第 161 条	○	群馬パース大学 学則第 20 条（編入学）及び学生便覧のⅢ履修の手引きにおける「履修登録上の注意」により、作業療法士免許を有する学生に関して理学療法学科への編入の可能性を示している。	2-1
第 162 条	—	該当せず	2-1
第 163 条	○	群馬パース大学 学則第 9 条（学年）及び学則第 10 条（学期）に学年の始期及び終期を明示している。	3-2
第 164 条	—	該当せず	3-1

群馬パース大学

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 165 条の 2	○	群馬パース大学及び群馬パース大学大学院の教育目的を踏まえた教育方針である三つのポリシーは、群馬パース大学及び群馬パース大学大学院のホームページに公開されているだけでなく、学生便覧及び学生募集要項（大学院は入学試験要項）にそれぞれ明示している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	群馬パース大学 学則第 2 条（自己点検・評価等）に実施される自己点検・評価を明示しているが、教授会が設置する評価委員会の下部会である自己点検・評価部会が自己点検・評価を行う体制を有している。	6-2
第 172 条の 2	○	学校法人群馬パース学園情報公開規程第 3 条（公開する情報の範囲等）に学校教育法施行規則の定めに順ずる内容で情報公開について明示している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条※	○	群馬パース大学 学位規程第 8 条（学位の授与）に示す通り、学長が授与している。	3-1
第 178 条	—	該当せず	2-1
第 186 条	—	該当せず	2-1

※印は評価の過程において修正した箇所

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	群馬パース大学は、平成 17 年に大学設置基準を満たす大学として開学し、平成 29 年の SD 部会の設置など大学設置基準の一部改正への対応も実施している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則をはじめ学生便覧及び大学案内、大学ホームページに学部、学科ごとに教育目的を示している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	群馬パース大学 学則第 17 条（入学者の選考）及び学生募集要項により体制を明示している。	2-1
第 2 条の 3	○	群馬パース大学 学則第 6 条（教員）及び第 7 条（事務職員）、委員会等担当者一覧により教職員の連携が理解できている。	2-2
第 3 条	○	群馬パース大学 学則第 3 条（学部）により教育研究上適当な内容で 1 学部 5 学科の名称が明示されている。 データ集「認証評価共通基礎データ共通様式 1」により、教員組織と数が適切であることが分かる。	1-2
第 4 条	○	群馬パース大学 学則第 3 条（学部）により 1 学部 5 学科を明示している。	1-2

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条	—	該当せず	1-2
第 6 条	—	該当せず	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	本学ホームページ（情報公開「教育研究上の情報」）にて、大学の教員に関する情報を示している。	3-2 4-2
第 10 条	○	教育課程及び教員一覧より、科目担当が主要科目の担当が専任の教授又は准教授であること、その他の科目が講師又は助教となっていることが理解できる。	3-2 4-2
第 11 条	—	該当せず	3-2 4-2
第 12 条	○	群馬パース大学就業規則第 15 条（服務規則）第 2 項により、教員は専任教員として大学に従事することが示されている。	3-2 4-2
第 13 条	○	データ集「認証評価共通基礎データ共通様式 1」より、専任教員数が大学設置基準を満たしていることが明らかである。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	「群馬パース大学学長選考規程」に必要な事項を定め、学長を選考している。	4-1
第 14 条	○	群馬パース大学 教員選考規程第 5 条（教授の選考基準）に教授となる者の資格を明示している。	3-2 4-2
第 15 条	○	群馬パース大学 教員選考規程第 6 条（准教授の選考基準）に准教授となる者の資格を明示している。	3-2 4-2
第 16 条	○	群馬パース大学 教員選考規程第 7 条（講師の選考基準）に講師となる者の資格を明示している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	群馬パース大学 教員選考規程第 8 条（助教の選考基準）に助教となる者の資格を明示している。	3-2 4-2
第 17 条	○	群馬パース大学 教員選考規程第 9 条（助手の選考基準）に助手となる者の資格を明示している。	3-2 4-2
第 18 条	○	群馬パース大学 学則第 3 条（学部）により 1 学部 5 学科の設置、別表 1 に学科ごとの収容定員を明示している。	2-1
第 19 条	○	群馬パース大学 学則第 23 条（教育課程の編成方針）及び別表 2~6、各学科の教育課程により教育目的を達成する授業科目が明示されている。	3-2
第 20 条	○	各学科の教育課程により授業科目の必修及び選択などが明示されている。	3-2
第 21 条	○	群馬パース大学 学則第 24 条（授業科目）及び第 25 条（単位計算方法）により大学設置基準第 21 条を満たす内容が明示されている。	3-1

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 22 条	○	群馬パース大学 学則第 26 条（授業期間）により定期試験を含めて授業期間が 35 週であることが明示されている。	3-2
第 23 条	○	各学科の教育課程により、科目の授業が 15 週単位を基本としていることが分かる。	3-2
第 24 条	○	「表 2-5-5 講義室の収容人数と使用学生数(保健科学部)」に示しているとおり、適切なクラスサイズを確保した上で、講義が実施されるよう努めている。	2-5
第 25 条	○	各学科の教育課程により、授業科目が講義、演習、実験、実習としていることが分かる。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	群馬パース大学シラバスにて web 上で明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	群馬パース大学 評価委員会 SD 部会規定に定められた組織により大学設置基準第 25 条の 3 に規定した SD 活動を推進している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当せず	3-2
第 27 条	○	群馬パース大学 学則第 28 条（単位の授与）により、成績の評価の結果合格したものへの単位の授与を明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	学生便覧 III 履修の手引き 3 履修登録の「CAP 制(キャップ制/履修登録単位数の上限設定)」に半期 24 単位（年間 48 単位）の履修上限制限を明示している。	3-2
第 28 条	○	群馬パース大学 学則第 30 条（他大学等における授業科目の履修等）により、60 単位を超えない範囲で他大学等での取得単位の認定を明示している。	3-1
第 29 条	○	群馬パース大学 学則第 31 条（大学以外の教育施設等における学修）により、60 単位を超えない範囲で大学以外の教育施設等での取得単位の認定を明示している。	3-1
第 30 条	○	群馬パース大学 学則第 32 条（入学前の既取得単位等の認定）により、60 単位を超えない範囲で入学前の既取得単位等の認定を明示している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当せず	3-2
第 31 条	○	群馬パース大学 学則第 49 条（科目等履修生）により、科目等履修生の受け入れを明示している。 群馬パース大学 学則第 28 条（単位の授与）により、科目の履修による単位の授与を明示している。	3-1 3-2
第 32 条	○	群馬パース大学 学則第 44 条（卒業）及び別表 2～6 により、卒業要件として 4 年間以上の在学にて 124 単位以上の取得を明示している。	3-1
第 33 条	—	該当せず。	3-1

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 34 条	○	データ集「認証評価共通基礎データ共通様式 1」のとおり、校地、校舎は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	以下の場所に運動場を設けている。 群馬県吾妻郡高山村中山 6859-252 (23,021 m ²)	2-5
第 36 条	○	校舎には第 36 条 1～6 項に掲げられた施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	データ集「認証評価共通基礎データ共通様式 1」により、基準の校地面積を満たしていることが分かる。	2-5
第 37 条の 2	○	データ集「認証評価共通基礎データ共通様式 1」により、基準の校舎面積を満たしていることが分かる。	2-5
第 38 条	○	図書館を中心に第 38 条第 1～5 項に挙げられている項目について備えている。	2-5
第 39 条	—	該当せず	2-5
第 39 条の 2	—	該当せず	2-5
第 40 条	○	各学科の教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	エビデンス集（資料編）【資料 F-8】より、教育研究に必要な施設及び設備を備えていることが示されている。	2-5
第 40 条の 3	○	「群馬パース大学研究費規程」を定め、個人研究費、特定研究費及び学科研究費を配分している。また、学外からの研究費を獲得するため、科学研究費補助金及び各種団体等が募集する助成金の申請を奨励するとともに、共同研究の受入れを積極的に行っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	群馬パース大学 学則第 3 条(学部)において、本学の教育目的にふさわしい 1 学部、5 学科の名称が明示されている。	1-1
第 41 条	○	群馬パース大学 学則第 7 条(事務職員)において、事務部長を責任者とする事務員の配置が明示されている。	4-1 4-3
第 42 条	○	群馬パース大学学生部規程第 6 条（審議事項）により学生の厚生補導が明示され、学生課職員が専任としてあたっている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	群馬パース大学就職支援運営委員会第 6 条（審議事項）により学生の就職支援体制が明示され、卒後の資質向上に資している。	2-3
第 42 条の 3	○	群馬パース大学評価委員会 SD 部会規程第 6 条（審議事項）により研修の立案が明示され、それに基づき研修を実施している。	4-3
第 43 条	—	該当せず	3-2
第 44 条	—	該当せず	3-1
第 45 条	—	該当せず	3-1
第 46 条	—	該当せず	3-2 4-2

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 47 条	—	該当せず	2-5
第 48 条	—	該当せず	2-5
第 49 条	—	該当せず	2-5
第 57 条	—	該当せず	1-2
第 58 条	—	該当せず	2-5
第 60 条	—	該当せず	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	群馬パース大学 学則第 45 条（学位授与）により、学士の学位の授与が明示されている。	3-1
第 10 条	○	群馬パース大学 学則第 45 条（学位授与）により、学士（看護学）、学士（理学療法学）、学士（臨床検査学）、学士（放射線学）、学士（臨床工学）の名称が明示されている。	3-1
第 13 条	○	群馬パース大学 学位規程に学位規則第 13 条を満たす必要事項が明示されている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 5 条（役員）により理事 6 名、監事 2 名を置き、理事 1 名から理事長を選出することを明示している。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人群馬パース学園寄附行為第 15 条（理事会）により私立学校法第 36 条を満たす理事会の設置を明示している。	5-2
第 37 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 11 条（理事長の職務）により理事長の業務総理が明示されている。 学校法人群馬パース学園 寄附行為第 13 条（理事長職務の代理等）により理事長を除く理事の業務代理が明示されている。 学校法人群馬パース学園 寄附行為第 14 条（監事の職務）により私立学校法第 37 条を満たす監事の設置を明示している。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任）により私立学校法第 38 条を満たす理事及び監事の選任について明示されている。	5-2

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 39 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 7 条（監事の選任）により監事が理事、評議員又は学校法人の職員と兼務できないことを明示している。	5-2
第 40 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 9 条（役員の補充）により定数の 5 分の 1 を超える欠員が生じた場合、1 月以内の補充を明示している。	5-2
第 41 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 18 条（評議員会）により私立学校法第 41 条を満たす評議員会の設置が明示されている。	5-3
第 42 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 20 条（諮問事項）により私立学校法第 42 条を満たす理事長への諮問事項が明示されている。	5-3
第 43 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 21 条（評議員会の意見具申等）により、評議員会が学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが明示されている。	5-3
第 44 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 22 条（評議員の選任）により私立学校法第 44 条を満たす評議員の条件が明示されている。	5-3
第 45 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 40 条（寄附行為の変更）により寄附行為変更時における理事会決定と文部科学大臣への認可、届出が明示されている。	5-1
第 46 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 33 条（決算及び実績の報告）の 2 により、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績の評議員会への報告が明示されている。	5-3
第 47 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 34 条（財産目録等の備付及び閲覧）により、私立学校法第 47 条を満たす内容が明示されている。	5-1
第 48 条	○	学校法人群馬パース学園 寄附行為第 36 条（会計年度）により、会計年度が 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終ることが明示されている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 1 条（趣旨）及び第 2 条（目的）に大学院の使命と目的が明示されている。	1-1
第 100 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 5 条（研究科、専攻及び定員等）に研究科の設置が明示されている。	1-2

群馬パース大学

第 102 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 21 条（入学資格）に本法第 102 条を満たす入学資格が明示されている。	2-1
---------	---	--	-----

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 21 条（入学資格）において本法第 155 条を満たす入学資格が明示されている。	2-1
第 156 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 21 条（入学資格）第 2 項において本法第 156 条を満たす入学資格が明示されている。	2-1
第 157 条	○	群馬パース大学大学院のホームページ及び大学院案内において大学が定める必要事項を公表している。	2-1
第 158 条	○	群馬パース大学大学院学則第 3 条（自己点検・評価等）により、点検・評価の実施を明示している。	2-1
第 159 条	○	群馬パース大学大学院学則第 21 条（入学資格）により、本法第 159 条を満たす入学の要件を明示している。	2-1
第 160 条	○	群馬パース大学大学院学則第 21 条（入学資格）により、本法第 160 条を満たす入学の要件を明示している。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	群馬パース大学大学院保健科学研究科前期課程及び博士後期課程（平成 30 年度開設）は大学院設置基準を満たしている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	群馬パース大学大学院学則第 1 条（趣旨）及び第 2 条（目的）に人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	群馬パース大学大学院入学試験要項において入学者の選抜方法を明示し、群馬パース大学大学院入学者選考規程に基づき選抜を行っている。	2-1
第 1 条の 4	○	群馬パース大学「委員会等担当者一覧」において、大学院の教員と事務職員の連携体制が示されている。	2-2
第 2 条	○	群馬パース大学大学院学則第 4 条（課程）において本大学院における課程を明示している。	1-2
第 2 条の 2	—	該当せず	1-2
第 3 条	○	群馬パース大学大学院学則第 7 条（修業年限）において博士前期課程の修業年限を明示している。	1-2
第 4 条	○	群馬パース大学大学院学則第 7 条（修業年限）において博士後期課程の修業年限を明示している。	1-2
第 5 条	○	データ集「認証評価共通基礎データ共通様式 1」により、専攻の種	1-2

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		類及び数、教員数その他が適当な規模内容を有することが分かる。	
第 6 条	○	群馬パース大学大学院学則第 5 条（研究科、専攻及び定員等）において本大学院における専攻を明示している。	1-2
第 7 条	○	保健科学部、群馬パース大学附属研究所と適切な連携を図り、本大学院の目的にふさわしいものとなるように配慮している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当せず	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当せず	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	本学ホームページ（情報公開「教育研究上の情報」）にて、研究科の教員に関する情報を示している。	3-2 4-2
第 9 条	○	群馬パース大学大学院保健科学研究科教員資格審査規程に基づき専攻された教員を文部科学大臣が定める数以上配置している。なお、博士後期課程においては、大学設置・学校法人審議会の教員審査において担当可とされた教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	群馬パース大学大学院学則第 5 条（研究科、専攻及び定員等）において収容定員を明示し、これに基づき在学生数を管理している。	2-1
第 11 条	○	群馬パース大学大学院学則第 13 条（教育課程）に基づき教育課程を編成している。	3-2
第 12 条	○	群馬パース大学大学院学則第 14 条（授業及び研究指導）に基づき、授業科目の授業及び研究指導により行っている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院設置基準第 9 条により置かれる教員が研究指導を行っている。	2-2 3-2
第 14 条	○	保健科学研究科の授業は昼夜に開講しており、夜間においては、平日の午後 6 時 20 分以降（6 限目・7 限目）に授業を行い、その他、必要に応じて土曜日及び長期休業期間を利用した集中講義などを行っている。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学生便覧及び大学院シラバスにより授業及び研究指導の方法・内容、学修の成果及び学位論文に係る評価等を明示している。	3-1
第 14 条の 3	○	「群馬パース大学教育研修体系」を構築し、運用している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学設置基準第 21 条から第 25 条まで、第 27 条、第 28 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 30 第 1 項及び第 3 項、第 30 条の 2 並びに第 31 条（第 3 項を除く。）の規定を準用している。	2-2 2-5 3-1 3-2

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 16 条	○	群馬パース大学大学院学則第 18 条（課程の修了要件）第 1 項において博士前期課程の修了要件を明示している。	3-1
第 17 条	○	群馬パース大学大学院学則第 18 条（課程の修了要件）第 2 項において博士後期課程の修了要件を明示している。	3-1
第 19 条	○	本大学院の教育研究に必要な専用の講義室 2 部屋、演習室 4 部屋のほか、学部と共用の実験・実習室を備えている。	2-5
第 20 条	○	研究科において必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	大学院では、研究科及び専攻の種類に応じ、研究科において必要な図書、学術雑誌等を備えている。	2-5
第 22 条	○	大学院では教育研究上支障を生じない範囲で学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当せず	2-5
第 22 条の 3	○	研究科において、必要な経費を確保し環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	本大学院研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的に沿ったものとしている。	1-1
第 23 条	—	該当せず	1-1 1-2
第 24 条	—	該当せず	2-5
第 29 条	—	該当せず	2-5
第 31 条	—	該当せず	3-2
第 32 条	—	該当せず	3-1
第 33 条	—	該当せず	3-1
第 34 条	—	該当せず	2-5
第 42 条	○	群馬パース大学「委員会等担当者一覧」に大学院における事務担当組織が示されている。	4-1 4-3
第 43 条	○	群馬パース大学評価委員会 SD 部会規程に基づき、資質向上のために必要な取り組みを行っている。	4-3
第 45 条	—	該当せず	1-2
第 46 条	—	該当せず	2-5 4-2

群馬パース大学

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	群馬パース大学大学院学則 第19条（学位授与）第1項及び群馬パース大学学位規程第3条第2項により修士の学位の授与が明示されている。	3-1
第4条	○	群馬パース大学大学院学則 第19条（学位授与）第2項及び群馬パース大学学位規程第3条第3項・第4項により博士の学位の授与が明示されている。	3-1
第5条	—	該当せず	3-1
第12条	—	該当せず	3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人群馬パース学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	1.群馬パース大学 大学案内 2.群馬パース大学 大学院案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	1.群馬パース大学 学則 2.群馬パース大学大学院 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	1.群馬パース大学保健科学部 学生募集要項 2.群馬パース大学大学院 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	1.群馬パース大学学生便覧 2018（平成 30）年度 2.群馬パース大学大学院学生便覧 2018 年度（博士前期課程） 3.群馬パース大学大学院学生便覧 2018 年度（博士後期課程）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人群馬パース学園 平成 30 年度方針・事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度 学校法人群馬パース学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	1.アクセスマップ（大学案内 30 ページ） 2.フロアマップ（大学案内 29 ページ） 3.キャンパス平面図（学生便覧 88～103 ページ）	【資料 F-2-1】 より抜粋 【資料 F-2-1】 より抜粋 【資料 F-5-1】 より抜粋
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	1.学校法人群馬パース学園 規程集目次 2.群馬パース大学 規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	1.理事・監事・評議員名簿 2.平成 29 年度理事会開催状況 3.平成 29 年度評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人群馬パース学園収支計算書、監事監査報告書（平成 25 年度～平成 29 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	1.履修の手引き（学生便覧 30～60 ページ） 2.履修方法及び履修登録（大学院学生便覧 10 ページ） 3.履修方法及び履修登録（大学院学生便覧 8、9 ページ） 4.シラバス	【資料 F-5-1】 より抜粋 【資料 F-5-2】 より抜粋 【資料 F-5-3】 より抜粋 電子データにて提出
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	【学部】 1.アドミッション・ポリシー（学生募集要項 3～5 ページ） 2.カリキュラム・ポリシー（学生便覧 4 ページ） 3.ディプロマ・ポリシー（学生便覧 5 ページ） 【大学院】 4.アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー（大学院学生便覧（博士前期課程）1、2 ページ） 5.アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、	【資料 F-4-1】 より抜粋 【資料 F-5-1】 より抜粋 【資料 F-5-1】 より抜粋 【資料 F-5-2】 より抜粋 【資料 F-5-3】 より抜粋

群馬パース大学

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
	ディプロマ・ポリシー（大学院学生便覧（博士後期課程）1、2 ページ）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	留意事項等に対する履行状況等（臨床工学科）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	1.認証評価結果の条件に対する改善報告書（平成 28 年 7 月 1 日） 2.改善報告書に対する審査の結果について	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	中長期目標・中長期計画（平成 30 年 3 月）	
【資料 1-2-2】	学校法人群馬パース学園組織規程	
【資料 1-2-3】	群馬パース大学教授会規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	保健科学部の入試区分と概要（平成 30（2018）年度入学試験）	
【資料 2-1-2】	群馬パース大学入学者選考規程	
【資料 2-1-3】	群馬パース大学入試問題作成委員会規程	
【資料 2-1-4】	群馬パース大学入試広報委員会規程	
【資料 2-1-5】	群馬パース大学入試広報委員会入試部会規程	
【資料 2-1-6】	保健科学部の入試問題作成分担	
【資料 2-1-7】	保健科学部の基礎学力試験問題作成のプロセス	
【資料 2-1-8】	保健科学部一般入試の学力検査問題作成のプロセス	
【資料 2-1-9】	群馬パース大学大学院入学者選考規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	群馬パース大学教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	群馬パース大学大学院博士前期課程運営委員会規程	
【資料 2-2-3】	群馬パース大学大学院博士後期課程運営委員会規程	
【資料 2-2-4】	平成 30 年度 第 2 回 教務委員会議事録 （「障害を有する学生への配慮について」を協議した議事録）	
【資料 2-2-5】	群馬パース大学大学院ティーチング・アシスタント（TA）に関する規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	群馬パース大学就職支援室運営委員会規程	
【資料 2-3-2】	群馬パース大学就職支援室規程	
【資料 2-3-3】	平成 29（2017）年度就職対策講座開催一覧	
【資料 2-3-4】	群馬パース大学国家試験対策委員会規程	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	群馬パース大学学生部規程	
【資料 2-4-2】	群馬パース大学神戸奨学金規程	

群馬パース大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 2-4-3】	平成 29 年度 都道府県・市町村・その他団体の奨学金一覧	
【資料 2-4-4】	群馬パース大学保健室規程	
【資料 2-4-5】	日常の健康相談・傷病等発生時の対応	
【資料 2-4-6】	近隣病院・診療所リスト	
【資料 2-4-7】	感染症発生時の対応図	
【資料 2-4-8】	感染症の種類等に応じた出席停止の期間の基準	
【資料 2-4-9】	群馬パース大学学生相談室規程	
【資料 2-4-10】	学生相談室の利用状況（過去 3 年間）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	CAMPAZ（キャンパス）	
【資料 2-5-2】	群馬パース大学附属図書館規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生生活実態・満足度調査	
【資料 2-6-2】	「学生生活実態・満足度調査」調査結果	
【資料 2-6-3】	「学生生活実態・満足度調査」に対する大学から学生への回答	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	群馬パース大学大学院履修規程	
【資料 3-1-2】	群馬パース大学学位規程	
【資料 3-1-3】	群馬パース大学履修規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	群馬パース大学保健科学部カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-2】	学生による授業アンケート	
【資料 3-2-3】	群馬パース大学教養共通教育部規程	
【資料 3-2-4】	群馬パース大学評価委員会 SD 部会規程	
【資料 3-2-5】	教育ガイドライン	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	「学生による授業アンケート」集計・分析結果シート	
【資料 3-3-2】	看護学科・理学療法学科 卒業生就職先アンケート	
【資料 3-3-3】	群馬パース大学 2016 年度年報	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	群馬パース大学・群馬パース大学大学院大学協議会規程	
【資料 4-1-2】	群馬パース大学副学長の選任に関する内規	
【資料 4-1-3】	群馬パース大学 委員会等担当者一覧（平成 30 年度）	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	各基準等で必要な専任教員数と本学専任教員数との対比	
【資料 4-2-2】	群馬パース大学 保健科学部 学科別・職位別教員定数	
【資料 4-2-3】	群馬パース大学教員選考規程	

群馬パース大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 4-2-4】	群馬パース大学教員評価規程	
【資料 4-2-5】	平成 30 年度 SD 部会年間活動計画	
【資料 4-2-6】	群馬パース大学教育研修体系	
【資料 4-2-7】	平成 30 年度ファーストレベル研修実施計画	
【資料 4-2-8】	平成 29 年度 SD 部会活動報告	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	群馬パース大学事務職員研修体系	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	群馬パース大学附属研究所規程	
【資料 4-4-2】	群馬パース大学公的研究費の管理・監督に関する規程	
【資料 4-4-3】	群馬パース大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程	
【資料 4-4-4】	群馬パース大学研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-5】	研究倫理審査フローチャート（教員用）	
【資料 4-4-6】	「群馬パース大学における研究倫理審査」に関する チェックシート	
【資料 4-4-7】	群馬パース大学利益相反マネジメント規程	
【資料 4-4-8】	群馬パース大学研究費規程	
【資料 4-4-9】	群馬パース大学共同研究規程	
【資料 4-4-10】	研究費利用の手引き（個人研究費）	
【資料 4-4-11】	研究費利用の手引き（特定研究費）	
【資料 4-4-12】	研究費利用の手引き（研究旅費）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人群馬パース学園理事会の運営に関する規程	
【資料 5-1-2】	禁煙認定施設 認定通知書	
【資料 5-1-3】	学校法人群馬パース学園個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-4】	学校法人群馬パース学園セクシュアルハラスメント防止規程	
【資料 5-1-5】	群馬パース大学ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-6】	学校法人群馬パース学園危機管理規程	
【資料 5-1-7】	学校法人群馬パース学園安全衛生管理規程	
【資料 5-1-8】	学校法人群馬パース学園ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-9】	危機管理基本マニュアル	
【資料 5-1-10】	地震発生からの行動マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人群馬パース学園運営会議規程	
【資料 5-2-2】	学校法人群馬パース学園 理事職務分担等に関する内規	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	平成 30 年度学校法人群馬パース学園 監事監査計画書	
【資料 5-3-2】	平成 30 年度学校法人群馬パース学園 監事監査スケジュール	
【資料 5-3-3】	学校法人群馬パース学園評議員会規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	寄付金に対する税法上の優遇措置（寄付金控除）について	
5-5. 会計		

群馬パース大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 5-5-1】	学校法人群馬パース学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人群馬パース学園経理規程施行細則	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	群馬パース大学評価委員会規程	
【資料 6-1-2】	群馬パース大学評価委員会自己評価・認証評価部会規程	
【資料 6-1-3】	群馬パース大学評価委員会年報部会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	群馬パース大学 IR 推進室運営規程	
【資料 6-2-2】	平成 29 年度 第 1 回 IR 推進室会議 議事録	
【資料 6-2-3】	入学者の追跡調査等による選抜方法の妥当性の検証	
6-3. 内部質保証の機能性		

基準 A. 地域への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域への貢献		
【資料 A-1-1】	群馬パース大学地域連携センター規程	
【資料 A-1-2】	団地再整備事業報告書	
【資料 A-1-3】	高崎市との協定書	
【資料 A-1-4】	渋川市渋川総合病院跡地利用事業協定書	

基準 B. 国際交流の推進

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際交流の推進		
【資料 B-1-1】	群馬パース大学国際交流センター規程	
【資料 B-1-2】	群馬パース大学海外研修補助規程	
【資料 B-1-3】	ハワイ大学との協定書	
【資料 B-1-4】	リンカーン大学との協定書	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。